

『源平盛衰記』全釈（一九—卷六—3）

早川厚一
曾我良成
近藤泉
村井宏栄
橋本正俊
志立正知
森田貴之
山岡瞳

1 是以テ先例^{三三三}ヲ思ニ、一年セ保元ノ逆乱ノ時、^{ひとと}2 六条判官為義ハ新院ノ御方ニ参リ、子息下野守義朝ハ内裏ニ³参テ、父子⁴致⁵合戦。新院ノ御方軍破テ、^{いくさやぶれ}6 大炊殿戰場ノ煙ノ底ニ成シカバ、院ハ讃州へ御下向、左府ハ流矢ニアタリテ失給ヌ。大將軍為義法師ヲバ、子息義朝承テ⁸朱雀大路ニ引出シ、⁹首ヲ刎タリシヲコソ、¹⁰同勅定ノ忝ナサト云ナガラ、¹²惡逆無道ノ至、¹³口惜事哉ト存候シカ。正御覽セラレシ事ゾカシ。其二人ノ上ノ様ニ浅増ト悲カリシ事ノ、今日ハ又重盛ガ身ノ上ニ罷成ヌル事ヨト存コソ心憂覺候エ。悲哉、君ノ御為ニ奉公¹⁴ノ忠ヲ致サントスレバ、¹⁵迷廬八万ノ頂ヨリ猶高キ父ノ御恩忽ニ^{三三}忘ナントス。痛哉、¹⁶不孝ノ罪ヲ遁トスレバ、又朝恩覺重ノ底極カタシ。¹⁷君ノ御為ニ既ニ不忠ノ逆臣トナリヌベシ。『雖君不レ為君不レ可ニ臣以不レ為臣、²⁰雖父不レ為父不レ可ニ子以不レ為子』トイヘリ。『云レ彼云レ此進退コ、ニ²¹キハマレリ。思フニ無益ノ次第也。』

【校異】 1 〈近〉「こゝを」へ蓬 〈是を〉へ静 〈是ヲ〉 2 〈近〉「六てうのはうぐはん」へ蓬 「六条判官」へ静 「六条判官」 3 〈近〉「まいて」へ蓬・静 「まいりて」 4 〈近〉「かつせんいたす」へ蓬・静 「合戦をいたしき」 5 〈近〉「おほいとのせんちやうの」へ蓬 「大炊殿戰場の」へ静 「大炊殿戰場の」 6 〈近蓬・静〉「けふりの」 7 〈近〉「うけ給はて」へ蓬 「承て」へ静 「承りて」 8 〈近〉「しゅしやかおほちに」へ蓬

「朱雀大路に」〈静〉「朱雀大路に」。9 〈近〉「かうへを」、〈蓬〉「首を」、〈静〉「首を」。10 〈近〉「おなしく」、〈蓬〉「同」。11 〈蓬〉「かたしけなきと」。12 〈近〉「あくきやくぶたうの」、〈蓬〉「悪逆無道の」、〈静〉「悪逆無道の」。13 〈近〉「ト」なし。なお、「ことかな」。〈蓬〉「事哉と」。14 〈蓬・静〉「ノ忠」なし。15 〈近〉「めいろ八まんの」、〈蓬〉「迷慮八万の」、〈静〉「迷慮八万の」。16 〈近〉「ふけうの」、〈蓬〉「不孝の」、〈静〉「不孝の」。17 〈蓬〉「君君の」とし、最初の「君」に見せ消ち。丁替わりによる。18 〈近〉「けきしんと」、〈蓬・静〉「逆臣と」。19 〈近〉「きみきみたらすといふともしんもてしんたらすはあるへからす」、〈蓬〉「雖君不可臣以不為臣」、〈静〉「雖君不可臣以不為臣」。20 〈近〉「ち、ち、たらすといふとも子もて子たらすはあるへからすと」、〈蓬〉「雖父不為父不可子以不為子と」、〈静〉「雖父不為父不可子以不為子と」。21 〈蓬・静〉「きはまり」。

【注解】○是以テ先例ヲ思ニ…… 重盛が自分が手勢を率いて院の守護に参じること、結果的に父為義を討った義朝と同様の立場になることへの危惧を述べた一節。以下「心憂覚候エ」までの保元の乱に関する逸話を有するのは〈鬪・延・長・中〉、ただし〈鬪・中〉は乱の経緯を省略し、義朝が勅命によって朝敵となった父為義の首を刎ねたことのみを語る。〈鬪〉「是以思昔保元逆乱六条判官為義依為朝敵」子息義朝承之。於朱雀大路誅頸思人の上只今成重盛身の上候事口惜覚候（是れを以て昔を思ふに、保元の逆乱に、六条判官為義、朝敵たるに依つて子息義朝之を承りて、朱雀大路に於いて頸を誅ちたりしをこそ人の上と思ひしに、只今重盛が身の上に成り候ふ事こそ口惜しく覚え候へ。下一—一九ウ）、〈中〉「保元の昔、さまのかみよしともが、ち、ためよしほうしがかうべをはねし事は、ちよくぢやうのかたじけなきとは申ながら、むだうの心たり、くちおしき事とこそ見しに、けふはしげもりが身の上になりぬとおぼえ候ぞや」（上一〇四頁）。〈屋・覚〉はこの逸話を欠く。〈延〉の叙述が最も詳しい。〈延〉「遠ク例ヲバ求ルニ及バズ、正ク御覽シ見候シ事ゾカシ。保元逆乱之時、関白殿ハ内裏ニ候ハセマシク、弟ノ左大臣殿ハ新院ノ御

方ニ候給ヒ、陸奥判官為義ハ新院ノ御方へ参リ、子息下野守義朝ハ内裏ニ候テ、合戦ス。兵イクサ事終へテ後、大炊殿ハ戰場ノ煙ノ底ニナリシカバ、左府ハ流矢ニ中テ命ヲ失ヒ、新院ハ讃州へ配流セラレサセ給ヌ。其後大將軍為義ハ出家入道シテ義朝ヲ憑ミ顕レ、手ヲ合テ来リシカバ、勲功ノ賞ヲ進セテ父ガ命ヲ平ニ申シ、カドモ、正ク君ヲ射奉ル罪依テ難ニ遁死罪ニ定リシヲ、人手ニカケジトテ、義朝ガ朱雀ノ大路ニ引出シテ頸ヲ切候シヲコソ、同勅命ノ難背サト申ナガラ、悪逆無道之至、口惜キ事哉トコソ、昨日マデモ見聞候シニ、今日ハ重盛ガ身ノ上ニナリヌトコソ覚候へ。君打勝セ給候ハ、彼保元ノ例ニ任テ、重盛五逆罪ノ一分犯シ候ヌト覚候コソ、兼テ心憂ク覚候へ」（巻二—四五ウ—四六ウ）。〈長〉（一—一七一頁）も〈延〉に近い。教訓状の場面と『平治物語』の光頼登場場面の共通性を指摘した日下力は、〈延〉の語る義朝の処刑の場（朱雀ノ大路）。〈長・同〉が『保元物語』と一致すること、重盛の心情吐露に至る表現が父処刑の勅命を受けた義朝の心情に共通すること、為義出頭の描写が『保元物語』と近似することなどから、『保元物語』体のものが筆者の座右にあったからかも知れない」（四七二頁）と指摘する。○一年セ保元ノ逆乱ノ時

前項の見出しを含めて示せば、近似する本文を持つのは、〈闘〉「是以思惟昔保元逆乱（是れを以て昔を思ふに、保元の逆乱に。二下一一九ウ）」、〈延〉「保元逆乱之時」（巻二一四五ウ）、〈長〉「是をもて、昔をあんずるに、保元逆乱の時」（一―一七二頁）、〈中〉「保元の昔」（上一〇四頁）。成親の助命嘆願（所謂「小教訓」）においても、保元・平治の乱の先例が教訓として引き合いに出されていた（是（引用者注「信西」）ハサセル朝敵ニアラネ共、併保元ノ罪ノ報ト覚テ、恐シクコソ侍シカ）一―三三六頁）。重盛の主張においては、このように保元の乱の記憶が、道理喪失の先例として強く意識されている。〇六条判官為義ハ新院ノ御方ニ参リ 源為義は、官位は従五位下、左衛門大尉、檢非違使。清和源氏累代の六条堀河邸を居館としたことから、六条判官と呼ばれた。〈闘・長〉も「六条判官為義」とする。〈延〉のみ「陸奥判官為義」とするが、半井本『保元物語』には、為義が奈良法師を栗子山より追り返した賞に陸奥を所望したところ、『陸奥ハ、為義ガ為ニ不吉ノ国也。祖父ガ時、頼義十二年ノ合戦ヲス。親父義家三年ノ軍ヲス。意趣残国ニテアリ。為義ニ給バ、乱ヲ発ナン』トテ、代々ノ君免シ給ズ」（新大系九二頁）と、為義と陸奥との関係が否定的に語られ、為義を「陸奥判官」と呼ぶこともない。とすれば〈延〉が「保元物語」を直接参照していたとすれば、この呼称は不審。米谷豊之祐は、古活字本『保元物語』には、「此為義は、……もとは陸奥四郎とぞ申ける」（二七六頁）とあることから、「これは為義が十一〜二歳迄の幼少時か、二十歳から二十八歳頃までの間に、一時陸奥に居を占めていたかも知れないことを示すとす。共に、先祖頼義・義家の開発した所領を幾干か同国に保持していたことをも示唆する。『上遠野

文書』に、久安六年八月二十一日付にて平正光なる者を陸奥国白河領内、社・金山岡村の預所職に補任している右衛門大尉源朝臣は『平安遺文』二七〇六号）為義に比定すべきであろう」（一四四頁）とする。ただし、「陸奥判官」の呼称は、父（養父）義家の官職が陸奥国司で、自身の官職である檢非違使の衛門尉（判官）に由来すると見るべきであろう。「陸奥判官」の呼称については、『兵範記』久寿元年（一一五四）二月二日条に確認でき、『平家物語』や『保元物語』の叙述にかかわらず、当時から用いられていたことがわかる。西岡虎之助は、『愚昧記』仁安三年（一一六八）十一月記紙背に記された「散位源行真申詞」（永治二年（一一四二）四月三日。『平安遺文』二四六七号）に登場する「前奥陸判官」を、源為義のことと比定する（四四六頁）。為義が保延二年（一一三六）に衛門少尉を辞しており（尊卑）、これが源為義である可能性は高い。ただし、「前・判官」は複数人存在すると考えられ、「陸奥」と関係のあるものが他にいないという確証もないため、これについては可能性の範囲を出ない。また、米谷豊之祐が指摘する『上遠野文書』の「右衛門大尉源朝臣」についても、為義は久安六年（一一四〇）に「左衛門大尉」（左右は写し誤りなどの可能性も）に還任しているので、『本朝世紀』同年正月三日条、これが源為義である可能性は高い。ただし、「令云、二人、然而輒不任之、為五位尉之輩中殊撰人」（『官職秘抄』「衛門府」大尉）とあるように、もう一人の大尉が源氏でないことが確認されて、初めて源為義であると確定できるもので、現状では可能性の範囲を出ない。〈尊卑〉によれば、為義は源義親の四男、正四位下、陸奥守、鎮守府將軍源義家の孫で、父義親が謀叛で誅されたために幼少の為義が義家の養子とされたと

される。しかし佐々木紀一は、〈尊卑〉の注記に「母同義国〈中宮亮有綱女〉」（3—二八九頁）とあり、「北酒出本『源氏系図』」では義家四男で「母同義忠」（義忠の母は藤原有綱女、義国の母も同）とあることなどから、義家の実子と見るべきと指摘する（二二—二六頁）。

藤原忠実・頼長に臣従していた為義は、保元の乱に際しては、兩名の支持する崇徳院側に参じた。○子息下野守義朝ハ内裏ニ参テ父子致合戦〈延〉「子息下野守義朝ハ内裏ニ候テ合戦ス」（巻一—四六〇）。

源義朝は、鳥羽院の院宣によって保元元年八月一日から内裏の警護に召集されていた（『兵範記』保元元年七月五日条「去月朔以後、依院宣、下野守義朝并義康等、参宿陣頭守護禁中」）。八日には、東三条殿へ押入つての検知没官にあたるなど（同八日条「今日藏人左衛門尉俊成并義朝随兵等、押入東三条検知没官了、東蔵町同前即被仰預義朝了」、天皇方として活動しており、合戦当日は二百余騎を率いて大炊御門方より崇徳院の居る白河御所の攻撃にあたった（同十一日条「義朝二百余騎自大炊御門方」）。義朝と後白河との結びつきはかなり以前から始まっており、元木泰雄は、義朝は父為義が藤原忠実に伺候した時期に嫡男の座を追われて関東へ下向、鳥羽院と緊密な関係を築くことによって官位を上昇させたが、これが摂関家の家産機構に組織された父為義との決別をもたらしたことを指摘する（三〇—四〇三〇七頁）。〈早（黒）〉「致シキ」。校異4参照。○新院ノ御方軍破テ大炊殿戰場ノ煙ノ底ニ成シカバ〈延〉「兵イクサ事終ヘテ後、大炊殿ハ戰場ノ煙ノ底ニナリニシカバ」（巻二—四六〇）、〈長〉「合戦事をはりて、大炊殿、戦場のけぶりの底になりし後は」（一—一七一頁）。崇徳院は最初同母妹の斎院の御所に居たが、手狭である

として大炊殿へと移ったことが半井本『保元物語』には記される。「新院ハ斎院ノ御所ニ渡ラセマシクケルガ、分内セバクテ悪カリナントテ、夜半計ヨリ大炊殿ヘウツラセ給」（新大系二八頁）。大炊殿は、鴨川を東に渡って大炊御門大路に面した北側にあり、白川北殿とも呼ばれる。野中哲照①によれば、狭義の白河北殿は春日小路（の末）を北限としているらしいので、呼称からみて狭義の白河北殿を「大炊殿」と呼び、春日小路（の末）の北にあるのが前斎院の御所だろうとする（二〇—六頁）。『兵範記』仁平三年（一一五三）一月十五日条「令参白川殿給（大炊御門末御所）。保元の乱に際しては、後白河天皇方が崇徳院御所に火をかけたことは『保元物語』に「義朝、御免ヲ蒙テ、御所ノ北ナル藤中納言家成卿ノ宿所ニ火ヲ放タリケル。西風ハゲ敷吹、猛火御所ヘゾ押羅ル」（新大系八九—七〇頁）と記される他、『兵範記』によっても確認できる（七月十一日条「辰剋、東方起煙炎、御方軍已責寄懸火」了云々、清盛等乗勝逐逃、上皇・左府晦跡逐電、白川御所等焼失畢（斎院御所并院北殿也）」）。○院ハ讚州ヘ御下向〈延〉「新院ハ讚州ヘ配流セラレサセ給ヌ」（巻一—四六〇）。「左府ハ流矢ニ中テ命ヲ失ヒ」の後に続く）、〈長〉「一院、さぬきの国へ御下向」（一—一七一頁）。崇徳院の讚岐配流は、為義処刑に先立つ七月二十三日後に行われた。『兵範記』保元元年七月二十三日条「今夕、入道太上天皇（*崇徳院）、被奉移讚岐国、兼日公家有御沙汰、当日五位藏人資長、依勅定、参向仁和寺御在所奉出之、晩頭出御、網代御車（御乳母子保成車召之）。『保元物語』も同じく二十三日に讚岐に配流になったとする（新大系一一八頁）。○左府ハ流矢ニアタリテ失給ヌ〈延〉「左府ハ流矢ニ中テ命ヲ失ヒ」（巻二—四六〇）、〈長〉

「左府はながれ矢にあたりうせ給てのち」(1—172頁)。「保元物語」には、頼長が十一日の合戦に敗れて落ちのび、夜途中で流れ矢に頸を射られて瀕死となり、十三日宇治の父忠実に面会を求めると拒絶され、十四日に死去した経緯が記されるが、その経緯はおよそ『兵範記』の記事と符合する。七月十一日条「上皇・左府不知行方」、但於左府者、已中流矢由多以称申」。七月二十一日条「顕憲僧玄顕申云、十一日合戦庭被疵、十二日経廻西山辺」、十三日於大井河辺乗船、同日申刻付木津辺、先申事由於入道殿、依不知食、扶持輩渡申千覚律師房、其後一夜悩乱、十四日巳刻許薨去、即夜乘輿窃葬於般若山辺、骨肉五体併雖不違、直殯了者、依此申状、今朝差定官使史生并滝口三人、相真彼玄顕遣南京了」。○大將軍為義法師ラバ、子息義朝承テ朱雀大路ニ引出シ、首ヲ刎タリシヲコソ、為義は義朝の許に出頭するに先立って、出家を遂げていた。『兵範記』保元元年七月十六日条には、「為義出来義朝許、即奏聞、依勅定、令候義朝宿所、日来流浪、横川辺出家云々」とある。半井本『保元物語』は、東国へと遁れる途中で病に倒れた為義は、黒谷辺に潜んでいたが、比叡山の月輪坊の堅者のもとで出家して義法房と名付けられたと記す(新大系九一—九三頁)。「延」は、為義投降から処刑に至る経緯を、「其後大將軍為義ハ出家人道シテ義朝ヲ憑ミ顕レ、手ヲ合テ来リシカバ、勲功ノ賞ヲ進セ上テ父ガ命ヲ平ニ申シ、カドモ、正ク君ヲ射奉ル罪依テ難ニ遁ニ死罪ニ定リシヲ、人手ニカケジトテ、義朝ガ朱雀ノ大路ニ引出シテ頸ヲ切候シヲコソ」(巻二—四六オ)、「長」は「大將軍、ほうしになりて、子そくよし朝がもとへ降人になり、手を合てむかひたりけれども、今度、朝敵の大將ぐんなりとて、断罪にさだま

りにければ、よしとも、力およばず、人手にかゝらんよりとて、朱雀大路に引出して、父がかうべをはね候し事」(1—172頁)と『保元物語』に即してやや詳しく記す。「盛」は「延・長」のような為義が出家した記述を省くので、「為義法師」が唐突に現れるが、半井本『保元物語』でも出家後は「為義法師」と八箇所にわたって呼称されているので(古活字本『保元物語』は、一箇所)、こうした本文に拠ったのであろうか。為義が処刑された場所については、『兵範記』が船岡辺(七月三十日条)、『愚管抄』が四塚(二—三三頁)とするのに対し、『保元物語』が七条朱雀(新大系一〇〇頁)としていることについて、服部幸造は、「検非違使による実検が行われたと言うのだから、おそらく史実としては『兵範記』の記事が正しいのであろう」としつつ、「あえて史実をまげて、為義処刑の場としているのは、無慙な死をとげた為義を京の西の入り口に祀ることにつとめた者たちがいたからであろう」(三—三三頁)と指摘、山口泰子は、丹波街道に通じる七条大路と朱雀大路の交叉する地において「境界鎮護の地藏信仰を奉じ怨霊の鎮魂を担った巫祝唱導者たちによって、為義鎮魂の伝承基盤が形成されていたものと想定する」(二—二五—二頁)。また、野中哲照②は、「元来、処刑地―船岡辺(『兵範記』)、墓地―七条朱雀」という区別があったのに、伝承世界で七条朱雀が処刑地へと移行した可能性がある」(二—四九頁)とする。○同勅定ノ忝ナサト云ナガラ、悪逆無道ノ至、口惜事哉ト存候シカ「延」「同勅命ノ難背サト申ナガラ、悪逆無道之至、口惜事哉トコソ、昨日マデモ見聞候シニ」(巻二—四六オ)、「長」「おなじ勅定と申ながら、悪ぎやく無道のいたり、口おしき事かなとこそ存候しか」(1—172頁)など、勅命と不孝を対比しながら、

父為義の首を切った義朝を非難する。また、半井本『保元物語』では、斬罪と聞いた為義の四人の子供の内、九つの鶴若が、兄の義朝に助命を頼もうと言ったのに対して、長男の乙若が、「幼物共程ハカナカリケル物アラジ。何ニモシテ助クベキ父ヲ切程ノ不当仁ガ、弟共ヲバ、何トカ思ハン」（二〇七頁）と、兄義朝のことを「父ヲ切程ノ不当仁」と非難したとする。このように、軍記類においては義朝が父為義や兄弟を処刑したことが厳しく批判され、それとの比較によって、重盛の「不孝」の論理が展開されている。ただし、義朝による為義等の処刑を「不孝」として非難する言説は、当時の日記類からはほとんど確認できず、重盛が主張するような「不孝」批判が貴族社会においてどの程度共有されていたか疑問が残る。義朝による為義らの処刑の背景には、処刑によって闕所地となる為義らの所領継承の問題があった可能性がある。笠松宏至は、「一族の所領は同族およびその子孫が受け継ぎ、知行を確保していくことが当の一族構成員にとっては勿論、幕府にとってもいわゆる道理に適うもの」、「たとえその地が闕所となつたときでさえ、被没収者の一族がその給与を優先的に主張し得た」（二〇九頁）と指摘する。したがって、義朝は処刑によって闕所地となった為義らの所領の相続を主張できた。しかし、その一方で「検断得分」（検断により押収された罪人の財物が検断行使者の得分として渡ることになっていた）という制度があったため、義朝はこれを回避するために、自らが検断を行うことによって、被没収者の一族としての権利を主張する必要があったと思われる。このような事情があったからこそ、義朝の行為を強く非難する言説が日記類にはほとんど見られなかった可能性がある。ただし『愚管抄』には、「ハヤク、ビヲ

キルベキヨシ勅定サダマリニケレバ、義トモヤガテコシ車ニノセテヨツヅカヘヤリテ、ヤガテクビキリテケレバ、『義トモハヤクノクビ切ツ』ト世ニハ又ノ、シリケリ」（旧大系二二三頁）とあり、勅命とは言いながら父を処刑した義朝への批判意識は、当時からある程度あったことをうかがわせる。○其二人ノ上ノ様ニ浅増ト悲カリシ事ノ、今日ハ又重盛ガ身ノ上ニ罷成ヌル事ヨト存コソ心憂覚候工 後白河院へ兵を向けようとする朝敵にならんとする父清盛を前に、朝敵となつた父為義を、勅命によって自ら処刑しなければならなかった義朝に、重盛がわが身を重ねる言葉は、〈闕・延・長・中〉にも見られる。〈延〉は、「今日ハ重盛ガ身ノ上ニナリヌトコソ覚候へ。君打勝セ給候ハ、彼保元ノ例ニ任テ、重盛五逆罪ノ一分犯シ候ヌト覚候コソ、兼テ心憂ク覚候へ」（巻一四六〇—四六ウ、〈長〉も、傍線部を欠く以外は、ほぼ同文）と、保元の乱と同様に、君後白河院が勝利し、自分が義朝と同様の立場に置かれる可能性を強調する。日下力は、「五逆罪ノ其ノ一ヲ犯スベシ」という表現や、次項に見られる重盛の心境吐露の表現が、「父処刑の勅命を受けた時の義朝のそれに、発想の母胎を求められるのではないか」と指摘する（四七二頁）。〈闕〉「口今成重盛身。上候事口惜覚候（只今重盛が身の上に成り候ふ事こそ、口惜しく覚え候へ。二下—一九ウ）、〈中〉「けふはしげもりが身の上になりぬとおぼえ候ぞや」（上—一〇四頁）。○悲哉、君ノ御為ニ奉公ノ忠ヲ致サントスレバ、迷盧八万ノ頂ヨリ猶高キ父ノ御恩忽ニ忘ナントス。痛哉、不孝ノ罪ヲ遁トスレバ、又朝恩重ノ底極ガタシ。君ノ御為ニ既ニ不忠ノ逆臣トナリヌベシ 〈延〉「悲哉、君ノ御為ニ忠ヲ致トスレバ、迷盧八万ノ頂猶トレル父ノ御恩ヲ、忽ニ忘レナントス。痛哉、不

孝ノ罪ヲ遁レントスレバ、蒼海万里之底猶浅キ君ノ御為ニ、不忠ノ逆臣トナリヌベシ」(卷一四六ウ)とあるのが、「迷盧八万ノ頂」と「蒼海万里之底」の対句として最も整っている。「迷盧は須弥山のごとで、「迷盧」とも書く。〈延全注釈〉は、この譬喩が『言泉集』や『澄憲作文集』など、唱導・表白文によく見られる常套句であることを指摘する(卷二二〇七頁)。他にも、『湛睿說草』「悲母表白」に、「其恩山尤^高迷盧八万之頂不可及^マ、其^深海至^深蒼溟三千之底^{非可^キ比^ラ}」(納富當天『金沢文庫藏国宝称名寺聖教湛睿說草 研究と翻刻』三二八二頁)など、類似の句が恩愛の深さを説く文脈で用いられる。『とはすがたり』卷一「その恩、迷盧八万の頂きよりも高く、養育扶持の心ざし、母に代はりて切なりしかば、その恩又、四大海の水よりも深し」(新大系二八頁)もそういった常套句に基づく。〈長・屋・覚・中〉は後半の「君ノ御為ニ」に掛る「蒼海万里之底猶浅キ」を欠く。〈闘〉は対句と「迷盧八万ノ頂」「蒼海万里之底」の両方を欠く(「痛哉進為^シ君欲^シ致^シ忠^シ不孝^ノ罪業可^シ在^シ身^ニ悲哉退為^シ父欲行^ク孝^ヲ不忠^ノ逆臣^ニ在^リ我^ニ痛ましきかな、進みて君の為に忠を致さんと欲すれば、不孝の罪業身に在るべし。悲しきかな、退いて父の為に孝を行はんと欲すれば、不忠の逆臣我に在りぬべし。一下一九ウ)。「盛」は一旦欠落したこの部分に新たに「又朝恩疊重ノ底極ガタシ」を補ったものか。ただし対句としてとのっていないのは、唱導・表白文の常套句が理解されていないためか。「疊重ノ底」という表現は他の用例未詳。なお〈闘〉の記事配列は他と異なり、この一節を、〈盛〉は次節に置く漢蕭何の故事に続けた『論語』引用の後に置く(次節「彼漢蕭何ハ勲功ヲ極ニ依テ官大相國ニ至リ……高祖重ク

禁テ廷尉ニ下シテ深罪セラレキ」項参照)。○雖君不為君不可臣以不為臣、雖父不為父不可子以不為子 読みについては、校異19・20参照。遠藤光正は、『古文孝経』孔安国序「君雖^レ不^レ君、臣不^レ可^レ以^レ不^レ臣、父雖^レ不^レ父、子不^レ可^レ以^レ不^レ子(君、君たらずと雖も、臣以て臣たらざる可からず。父、父たらずと雖も、子以て子たらざる可からず)」(新釈漢文大系『孝経』六〇頁。「君が君としての道を尽くさなくても、臣は臣としての道を尽くさなければならぬ。父が父としての道を尽くさなくても、子は子としての道を尽くさなければならぬ」(二八二頁の意)を典拠としつつ、出典として『明文抄』『管蠡抄』『玉函秘抄』などを挙げる。さらに典拠との字句の相違については、「類書金言集の略抄本である金言集に採録の字句とは甚だ近似している」と、村岡典嗣蔵金言集、父子事の条や、東北大学蔵金言集、文事部の条との近似性を指摘する(二三〜二四頁、二九頁)。「明文抄」「君雖不君、臣不可以不臣、父雖不父、子不可以不子。〈孝経〉(山内洋一郎編『玉函秘抄・明文抄・管蠡抄の研究』二四九頁)。したがって、〈盛〉の当該句は、『古文孝経』に直接拠るのではなく、類書等に拠るものと考えられよう。〈長〉にも「君々たらずといふとも、臣以臣たらずはあるべからず。父々たらずといふとも、子以子たらずはあるべからず」(二七二頁)とあるが、〈長・盛〉のみの独自本文で、〈闘・延・屋・覚・中〉は当該箇所はこの一文を欠く。ただし、〈闘・覚・中〉は、後の褒姒故事引用の後に同様の文言を引用し(字句はこの部分とは若干異なる)、〈延・長・屋〉も、やや簡略化した形で類似の文言を持つ(後述)。「盛」も同箇所に再度〈覚・中〉と同様の文言を引用しており、〈長・盛〉には重複が見られる(後出箇所は地の文)。○云彼云此、

進退コ、ニキハマレリ。思フニ無益ノ次第也。〈延〉「是ト申彼ト云、

思ニ無益ノ事ニテ候」（卷二一四六ウ、〈長〉「一七一頁」もほぼ

同文）。忠と孝という二つの成立要件が矛盾するどうにも解決できない状況におかれて、その矛盾に思い悩んでも無益なことであるの意か。

〈闘〉「進退惟^{ゴ、ニキハマレリ}谷^{ニキハマレリ}是非難^レ弁（進退惟に谷まされり、是非弁へ難し。

二下—一九ウ）、〈屋・覚・中〉もほぼ同。〈校注盛〉頭注は『詩経』

【引用研究文献】

* 遠藤光正 『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠（1）（『東洋研究七七号、一九八六・1』）

* 笠松宏至 「中世闕所地給与に関する一考察」（石母田正・佐藤進一編『中世の法と国家』一九六〇・3、『日本中世法史論』東京大学出版会一九七九・3再録。引用は後者による）

* 日下力 『平家物語』と『保元物語』『平治物語』—成親事件話群の考察—（『国文学研究七八号、一九八二・10。『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6再録。引用は後者による）

* 米谷豊之祐 『院政期軍事・警察史拾遺』（近代文藝社一九九三・7）

* 佐々木紀一 「源義忠の暗殺と源義光」（山形県立米沢女子短期大学紀要四五号、二〇〇九・12）

* 西岡虎之助 「佐々木荘と宇多源氏との関係」（『莊園史の研究 下巻一』岩波書店一九五六・5）

* 野中哲照① 『保元物語』合戦部の重層性（『保元物語の成立』汲古書院二〇一六・2）

* 野中哲照② 『保元物語』源氏末路譚の重層性とその形成過程（『保元物語の成立』汲古書院二〇一六・2）

* 服部幸造 「語り物と鎮魂—『保元物語』から—」（『講座日本の伝承文学 三 散文文学〈物語〉の世界』三弥井書店一九九五・10。『語り物文学叢説—語り・読む語り—』三弥井書店二〇〇一・5再録。引用は後者による）

* 元木泰雄 「源義朝論」（『古代文化五四巻六号、二〇〇二・6』）

* 山口泰子 「語り物とヒジリ—保元物語為義最期譚の生成基盤—」（『講座日本の伝承文学 三 散文文学〈物語〉の世界』三弥井書店一九九五・10）

只末代ニ¹生ヲ受テ、係ル憂目ヲ見ル重盛ガ果報ノ程コソ口惜ケレ。サレバ申請ル²。処御承引ナクシテ、猶御院参有ベクハ、只今重盛ガ頸ヲ召^め

ルベク候。所詮院中ヲモ守護仕ベカラス、悪逆ノ咎³難³遁³。又⁴御共ヲモ仕ベカラス、忠臣ノ儀忽⁵ニ背候。申請ル詮、タゞ頸ヲ⁶召ルベキニアリ。只今⁷思食合セ御座スベシ。御運ハ既ニ末ニ⁸望⁸ヌト覚候。人ノ運命ノ尽シ⁹トスル時、加様ノ事ハ思立事ニテ¹⁰侍り。老子ノ詞コソ思シラレ候へ。『功名称遂不¹¹退¹¹身避¹¹位、則遇¹¹於害』ト申セリ。彼¹²漢¹²蕭何ハ勲功ヲ極¹³ニ依¹³テ官¹³大相国ニ至り、劍ヲ帶シ沓ヲ¹⁴著ナガラ殿上ニ昇ル事ヲ被¹⁵免シカ共、叡慮ニ背ク事有シカバ、高祖重ク¹⁶禁¹⁶テ廷尉ニ下シ¹⁷テ深罪セラレキ。加様ノ¹⁸先蹤ヲ思侍ルニモ、御身富貴ト云¹⁹ト云²⁰花ト云²¹、朝恩ト云²²重職ト云²³、極サセ御座シヌレバ、御運ノ²⁴尽事モ難カルベキニ非ズ。『富貴之家、禄位重貴、猶²⁵再実之木、其根必傷』トモ申ス。心細クコソ覚候へ。噫呼²⁶、『邦無²⁶道富貴恥』ト云本文アリ。去²⁷バ重盛イツマデカ命生テ乱²⁷シ世ヲモ見²⁸ベキ。唯²⁹速²⁹ニ頸ヲ食³⁰レ候ベシ。人一人ニ³¹被³¹仰付³¹ニテ御ツボニ引出サレテ重盛ガ³⁰首ヲ匆³⁰ラレン事、安事ニコソ候へ。人々是ヲバイカガ³¹聞³¹給³¹ヤ』トテ、又直衣ノ袖ヲ絞ツ、泣々被³²諫申³²ケリ。是ヲ見給ケル一門ノ人々モ、涙ヲ流シ袖ヲ絞ラヌハナカリケリ。

【校異】 1 <近> 「しやうを」 <蓬・静> 「生を」。 2 <蓬> 「所」 <静> 「所」。 3 <近> 「のかれかたき」。 4 <蓬> 「御供をも」。 5 <近> 「ニ」なし。 6 <蓬> 「めさるへく候」。 7 <近> 「おほしめしあはせおはしますすへし」。 <蓬> 「覚召合御座へし」。 <静> 「思食あはせ御座へし」。 8 <近> 「のそぬと」。 9 <蓬> 「時は」。 10 <静> 「侍り」。 11 <近> 「こうめいなとけ身しりそきくらゐをさらさるときはかいにあふと」。 <蓬> 「功名称遂不^レ退^レ身避^レ位 則^レ遇^レ於^レ害」と」。 12 <蓬・静> 「勲蕭何は」。 13 <蓬> 「太相国に」。 14 <近・蓬> 「はきなから」。 <静> 「着なから」。 15 <近> 「まぬかれしかとも」。 <蓬・静> 「ゆるされしかとも」。 16 <蓬・静> 「誠て」。 17 <近> 「テ」なし。 18 <蓬> 「先蹤を」。 19 <近> 「御身のふつきと」。 <蓬> 「御身富貴と」。 <静> 「御身富貴と」。 20 <近> 「ゑいではと」。 21 <蓬> 「朝恩ト云」なし。 22 <近> 「てうしよくと」。 <蓬・静> 「重職と」。 23 <近・蓬> 「きはめさせおはしぬれば」。 <静> 「きはめさせ御坐ぬれば」。 24 <近> 「つくる」。 <蓬> 「尽ん」。 <静> 「尽ん」。 25 <近> 「ふつきのいへろくゐてうくせりなをふたゝひみのる木そのねかならずやふるとも」。 <蓬> 「富貴之家^{フツキ} 禄位^{イニロクイ} 重^{フツキ} 壹^{イニロクイ} 猶^{フツキ} 再^{イニロクイ} 実^{フツキ} 之^{イニロクイ} 木^{イニロクイ} 其^{イニロクイ} 根^{イニロクイ} 必^{イニロクイ} 傷^{イニロクイ} 一^{イニロクイ} とも」。 26 <近> 「くにゝみちなくしてふつきをはつと」。 <蓬> 「郡無^{クニニ}道富貴恥^{ミチニ}なりと」。 <静> 「郡無^{クニニ}道富貴恥^{ミチニ}なりと」。 27 <近> 「みたれん」。 <蓬・静> 「みたれぬる」。 28 <蓬> 「口」。 <静> 「口」。 29 <蓬・静> 「とくく」。 30 <近> 「かうへを」。 <蓬・静> 「首を」。 31 <近> 「きゝ給へやとて」。 【注解】 ○只末代ニ生ヲ受テ…… 以下、本節の叙述は<延・長>とル処御承引ナクシテ、猶御院参有ベクハ、只今重盛ガ頸ヲ召ルベク候ほぼ同じ。ただし記事配列には若干の異同が見られる(後述)。なお「平治物語」の参内場面の光頼像と小教訓・大教訓場面の重盛像との類似性を指摘する日下力は、共にこのように末代に生を受けたことを嘆いている点を共通項の一つとしてあげる(四七二頁)。 ○サレバ申請

た今、重盛の頸をお斬りいただくべきでございます、の意。〈延・長〉もほぼ同文。〈鬪・屋・覚・中〉はこの二節を欠く。前節では、保元の乱の義朝にわが身を重ね、子が父の頸を斬る不孝の立場に自らが立ちがたいことを訴えたが、ここでは逆に父清盛に自らの頸を刎ねるよう訴えていることになる。先に成親助命に際しても、清盛への諫言中で、聞き入れられないならば自分の頸を刎ねよと主張する場面があった（申請書御承引ナクハ、侍一人ニ仰付テ、先重盛方可被刎首。カ、ル乱タル世ニナガラヘテ、命生テモ何ノ詮カハ有ベキ）一三三五頁、〈本全釈〉一六一—五二頁参照）。○所詮院中ヲモ守護仕ベカラズ、悪逆ノ咎難遁。又御共ヲモ仕ベカラズ、忠臣ノ儀忽ニ背候前節から続く忠孝が二律背反する状況を具体的に提示した一節。自分とは後白河院守護に向かうことが出来ない、向かえば不孝の罪を逃れることが出来ないからである。かといって父清盛に随うこともできない、随えば忠義の道に背くことになるからである、という主張。〈延〉「所詮院中ヲモ守護スベカラズ。又御共ヲモ仕ベカラズ」巻二一四六ウ、〈長〉も同。〈盛〉は「悪逆ノ咎」「忠臣ノ義」という道徳的理由の説明を付け加えていることになる。〈鬪〉のみ、「差固門々奉」防候者以外非。○御大事。○乎此条被思食奇性候者於誰に。候仰付侍一人引。○下御坪の内。○只今可。○重盛頸を。○門々を差し固め防ぎ奉り候はば、以ての外の御大事に非ずや。此の条を奇性に思し食され候はば、誰にても候へ、侍一人に仰せ付けて、御坪の内に引き下ろし、只今重盛が頸を召さるべし。一下一一九ウ」と、自分が行うべき事は御所の守護のみと忠の論理を優先させる姿勢を示し、「それを阻止しようというならば坪の内に引き下ろして私を処刑させよ」という主

張へと展開している。○申請ル詮、タゞ頸ヲ召ルベキニアリ。只今思食セ御座スベシ。〈延〉「所申請、只首ヲ可被召」アリ。今思召シ合セサセ御ハシマシ候へ」巻二一四六ウ、〈長〉「申うくるごとく、たゞ首をめさるべき也。いまおぼしめしあはせまし」候へ」（一七一—二頁）。私が御願ひ申したいことは、つまりは我が首をお斬りいただきたいということです。今すぐに（父上のご判断と私の決意とどちらが正しいかを）お思いくらべてくださいの意。〈早（黒）〉「召」を「ササ」と記す。「メサ」の誤りか。○御運ハ既ニ末ニ望又ト覚候。重盛は、清盛に対して先に、多田行綱の密告によって、平家打倒計画が露顕したことを、「然而御運ノ尽ザルニヨリテ此事既ニ顕ヌ」（一三三—九〇頁、〈本全釈〉一八—八五頁）と述べていた。それが清盛の院幽閉の意思を受けるに至って、ここでは逆の主張をしていることになる。〈鬪〉「御運已尽覚候（御運は已に尽きぬと覚え候ふ。一下一一九ウ）」、〈延〉「御運ハ一定末ニナリテ候ト覚候。人ノ運ノ末ニ臨ム時、加様ノ謀ハ思立事ニテ候ナルゾ」（巻二一四六ウ）四七オ。〈長〉もほぼ同文。〈屋・覚・中〉は、重盛の発言冒頭に「此仰承候に、御運ははや末になりぬと覚候」（〈覚〉上—九六頁）とある。この点〈鬪・長〉も同様。こうした叙述の先後については、〈本全釈〉一八—六五—六七頁「此御貌見進スルコソ現トモ存ジ候ハネ」項注解参照。○功名称遂不退身避位、則遇於害。校異11にあるように、読みについては各本で異なるが〈静〉の「功名称遂不退身避位則遇於害」が良いか。〈早（黒）〉「称」に「カナヒ」とルビを振る。「功と名声がともに実現しても、身をひき位を辞さなければ、ただちに危害にあう」の意。〈延〉は「功名称遂不退身、避位即遇於害」

(卷二一四七オ)と読みを振る。〈長〉にも同文があり、〈屋〉は「功成り名叶遂テ、身不レ退位ヲ不レ去レバ即会レ害」(二五九頁)と訓ずる。〈中〉(上二一〇四頁)も同様に読み、〈闕・寛〉はこの一節を欠く。『老子』運夷第九には「富貴而驕自遺其咎」、功成名遂身退天之道」とあるが、遠藤光正は『老子』運夷第九章の河上公注を引用したものであり、これの略抄したものと思われる」とし、出典として『管蠡抄』第六、『玉函秘抄』巻中を指摘する(二四四頁)。河上公注は、王弼注とともに、現存する古い時期の『老子』の注であり、前漢の河上公に仮託したもの。後漢の成立とする説もあるが、一般に六朝時代のものとされる。『日本国見在書目録』にも河上公注本『老子』が記載されている。『老子』運夷第九の河上公注「富貴而驕、自遺其咎(夫富当賑貧、貴且憐賤、而反驕恣、必被禍患也) 功成名遂身退、天之道(言人所為、功成事立、名迹称、遂不退身避位、則遇於害。此乃天之常道也。譬如日中則移、月滿則虧、物盛則衰、樂極則哀也)(富貴にして

驕るは、自ら其の咎を遺す(夫れ富は当に貧を賑ふべく、貴は当に賤を憐れむべきも、反りて驕恣なれば、必ず禍患を被るなり)。功成り名遂げ身の退くは、天の道なり(言うところは、人の為す所、功成り事立ち、名迹称ひ遂げて、身を退け位を避けざれば、則ち害に遇う。此れ乃し天の常道なり。譬えば日中すれば則ち移り、月滿つれば則ち虧け、物盛んなれば則ち衰え、樂しみ極まれば則ち哀しむが如きなり) (〈〉内が河注。訓みは一部改めた)とあり、『管蠡抄』第六「功成名遂、身退、天之道也(老子)」(山内洋一郎編『本邦類書玉函秘抄・明文抄・管蠡抄の研究』四四八頁)、『玉函秘抄』巻中には「功成事立、名迹称遂、不、退、身避位則遇於害(老子)」(同一三四頁)とある。院御所に兵を向けようとする清盛に対して、引退を婉曲に促すかのような発言と言えよう。以下、漢籍類を典拠とした叙述が続くが、その配列は諸本によって若干の異同が見られる。〈延〉を基準に記事配列を確認してみる。

	〈延〉	〈闕〉	〈長〉	〈盛〉	〈屋〉	〈寛〉	〈中〉
a	「功名称遂不レ退身避位、則遇於害」(『老子』河注)	×	①	①	①	×	①
b	漢の蕭何の故事(『漢書』)	(1)	②	②	②	①	②
c	「邦無道富貴恥」(『論語』)	(2)	③	⑤	×	×	×
d	「加様ノ先蹤ヲ……御運ノ尽事モ難カルベキニ非ズ」	×	④	③	③	②	③
e	「富貴之家、禄位重賈、猶再寒之木、其根必傷」(『後漢書』)	△	⑤	④	×	③	④

※〈闕〉は、b cの順序は(1)(2)となるが、その置かれる位置が他本と大きく異なる。また、eは『後漢書』の一節とは異なる別の文

言に置き換えられている。

〈延・長・盛〉はa~eのすべてを有するが、〈盛〉の場合bにd・e

を続け最後にcを置く。〈屋・覚・中〉は、いずれもcを欠くほか、〈屋〉はe「後漢書」を、〈覚〉はa「老子」を欠く。これらと大きく異なるのが〈闘〉で、〈本全釈〉一八で扱った国王の恩の議論の最後に、「厥^二君^一与^二臣^一忠^レ可^レ有^二君^一」思^三道^レ理^一与^二非^一抛^二何^一不^レ付^二道^レ理^一乎^三（厥^二君^一と臣とを対るに、忠は君に有るべし。道理と非抛とを思ふに、何でか道理に付かざらんや）」と独自本文を置き（本全釈一八—一八七頁「又君ト臣トヲ並親疎ヲ分事ナク、君ニ付奉ルハ忠臣ノ法也」項参照）、それに続けてbcを述べて、前節にある「痛哉進為^レ君欲^レ致^レ忠^一」不^レ孝^一の罪業可^レ在^レ身^一悲哉退為^レ父欲^レ行^レ孝^一」不^レ忠^一の逆臣^レ忠^レ在^レ我^一に進退^レ惟^レ谷^一是非難^レ弁^一（痛ましきかな、進みて君の為に忠を致さんと欲すれば、不孝の罪業身に在るべし。悲しきかな、退きて父の為に孝を行はんと欲すれば、不忠の逆臣我在りぬべし。進退^レ惟^レに谷^レれり。是非^レ弁^レ難^レし。一^レ下^レ一^レ九^レオ^レ一^レ九^レウ^一）」の一節で結んで、その後に、「是以思^レ昔^レ保^レ元^レ逆^レ乱^レ六^レ条^レ判^レ官^レ為^レ義^レ……」（一九ウ）と、前節の保元の乱の逸話に繋がる。そして本節と同様にみずから首を刎ねるよう申し出た後に「御運已^レ尽^レ覚^レ候^一（御運は已に尽きぬと覚え候ふ）」と語った後に、eに該当する異なる本文が置かれている。（白^二黒^一）「称」を「カナヒ」と読む。校異11参照。○彼漢蕭何ハ勲功ヲ極ニ依テ官大相国ニ至リ、劍ヲ帶シ沓ヲ著ナガラ殿上ニ昇ル事ヲ被免シカ共、叡慮ニ背ク事有シカバ、高祖重ク禁テ廷尉ニ下シテ深罪セラレキ

蕭何は漢の高祖劉邦に仕えた賢臣。建国の創業に大きく貢献、劉邦が漢王に封建されると丞相に任命され内政全般を担当、項羽との楚漢戦争が激化する中で内政を安定させ劉邦の活動を支え続けた。劉邦が皇帝となり前漢が成立すると、戦場に立った曹參らを差し置いて功績

第一と認められて、「劍履上殿」（劍を帯び靴を履いたまま宮中に登ることが許されること）「入朝不趨」（入朝に際して恭敬の意を表すものであり、臣下の義務とされた小走りを免除されること）の特権を与えられ相国に任ぜられた（『漢書』卷三十九「蕭何曹參伝」、「於是乃令^二何^一第一、賜^二帶^一劍履上^レ殿、入^レ朝不^レ趨」（是に於いて乃ち何を第一たらしめ、劍を帯びて履にて殿に上り、朝に入りて趨らざるを賜ふ）。しかし、長安の民の土地が不足していたため、使われていない公有地に入植することを願ひ出たところ（「何為^レ民請^レ曰、長安地陝、上林中多^二空地^一棄^レ。願^レ令^二民得^レ入^レ田^一、毋^レ收^レ粟、為^レ禽獸食^一」（何、民の為に請ひて曰く、「長安の地陝く、上林の中、空地の棄つる多し。願はくは、民をして入りて田するを得しめ、粟を収むること母く、禽獸の食と為さんと）」、高祖は私腹を肥やそうとしたと誤解して激怒し、数日間廷尉にその身を拘束させた（「上大怒曰、『相国多受^二賈人財物^一、為^レ請^レ吾苑^一』乃^レ下^二何^一廷尉、械^レ擊^レ之^一。数日、王衛尉侍、前問曰、『相国胡大罪、陛下繫^レ之^一暴也』」（上天いに怒りて曰く、「相国多く賈人の財物を受け、為に吾が苑を請ふ」と。乃ち何を廷尉に下し、之を械撃す。数日にして、王衛尉侍り、前みて問ひて曰く、「相国胡の大罪にして、陛下之を繋ぐこと暴なるか」と）。蕭何の故事を載せるのは〈闘・延・長・屋・覚・中〉。ただし〈闘〉は、後の論語の一節とともに、これより以前に重盛が院の許に駆けつけることを宣言した一節の後ろに置かれる。蕭何も清盛もともに「相国」の地位にありながら、主君の誤解から罪を問われた（清盛の場合は問われようとした）という共通性から、この故事が引かれたか。ただし、完全に高祖の誤解であった蕭何の場合と清盛を対比すること、数日間の拘束を

「重ク禁テ廷尉ニ下シ……」と評していることの妥当性には疑問が残る。○加様ノ先蹤ヲ思侍ルニモ、御身富貴ト云栄花ト云、朝恩ト云重職ト云、極サセ御座シヌレバ、御運ノ尽事モ難カルベキニ非ズ。栄華が頂点を極めれば、あとは下降に向かうばかりという考え方は、『徒然草』第八十三段などにも見られる中世的な無常観か。〈屋・覚・中〉もほぼ同文。〈延・長〉はこの一節をc『論語』の引用の後に置いたため、功成り名を遂げた後は速やかに身を引くべきという「加様ノ先蹤」であるa bからの論理展開がややわかりにくくなっている。なお、〈鬪〉はこの一節を欠く。重盛は清盛に対して先に「御運ハ既ニ末ニ望ヌト覚候」と述べていたが、頂点を極めたものは没落に向かうという無常観に基づいて、再度それを強調していることになる。〈早(黒)〉「尽」を「ツクル」と読む。校異24参照。○富貴之家、禄位重疊、猶再実之木其根必傷〈蓬〉のように「富貴の家、禄位重疊するときは、なほ再実の木の、其の根必ず傷めるがごとし」と訓むか。〈早(黒)〉「重疊スルトキハ」。遠藤光正は、『後漢書』明德馬皇后紀を典拠としたもので、『玉函秘抄』『明文抄』にも引かれていることを指摘する(二四頁)。『後漢書』には「今馬氏無功於国、豈得与陰・郭中興之后等邪。常観「富貴之家」、禄位重疊、猶再実之木、其根必傷」(今馬氏は国に功無し、豈に陰・郭の中興の后と等しきを得んや。常に富貴の家を観るに、禄位重疊なるも、猶ほ再実の木、其の根必ず傷はるるがごとし。『全訳後漢書』第二冊、汲古書院二〇〇四・1。返り点を補った)とあり、馬皇太后が、自らの出身の馬氏に十分な功績がないにもかかわらず、外戚であることによって厚遇して封爵するべきではないと説いた際に述べた言葉で、富貴の家は爵禄を重ねるとだめに

なるものだと意。『玉函秘抄』巻中「富貴之家、禄位重疊スルトコト、猶再実之木其根必傷」(山内洋一郎編『本邦類書玉函秘抄・明文抄・管蠡抄の研究』一四四頁)。〈延・長・覚・中〉も同じだが小異がある。〈延・長〉は、〈長〉は「禄位重疊せるは」(一七一七頁)とし、またいずれも〈延〉「猶再実之木」(巻一四七オ)、〈長〉「猶再実の木」とし「再実の木のごとし」と返って訓んでいる。〈覚〉は後半を「ふたゝび実なる木は、其根必いたむ」(上九九頁)として「猶」にあたる訓がない。〈中〉は後半「なをし二たびみなる木は、そのねかならずいたむがごとし」(上二〇五頁)と、〈蓬〉と同様に読む。〈鬪〉には「根枯則枝葉不_レ全源尽則流派竭云有_〇」本文「根枯れなば則ち枝葉全からず。源尽きなば則ち流れは竭く」と云ふ本文有り。一下一九ウ)とあるが、『源平鬪諍録』(講談社学術文庫)は、これを『後漢書』の引用に代えたもので、出典未詳とする(上三九〇頁)。〈早(黒)〉「重疊」の送り仮名を「スルトキハ」とする。校異25参照。○邦無道富貴恥ト云本文アリ。遠藤光正は『論語』泰伯篇にある「邦有道、貧且賤焉、恥也。邦無道、富且貴焉、恥也」(邦道有るに、貧しくして且つ賤しきは恥なり。邦道無きに、富み且つ貴きは恥なり。新釈漢文大系一八八頁)が典拠であり、『明文抄』『玉函秘抄』にも引かれることを指摘する。『明文抄』帝道部上「邦有道、貧且賤焉、恥也。邦無道、富且貴焉、恥也。〈論語〉」(山内洋一郎編『本邦類書玉函秘抄・明文抄・管蠡抄の研究』一九三頁)。国に道義が行われているにもかかわらず、貧しく賤しいのは、自らの働かないことを意味するので恥すべきであり、逆に国に道義が行われていないにもかかわらず、富み高位にあるのは、自らが道義を捨て

たことを意味するので恥ずべきである」というのが『論語』の意。〈延〉「論語ト申ス文ニハ、郊ニ無道時富且貴恥ト云文アリ」（巻二一四七オ）。この一節の典拠を『論語』と明示するのは〈鬪・延・長〉、〈屋・覚・中〉は出典を記さない。本節冒頭の「只末代ニ生ヲ受テ」と呼応し、道義の失われた世であることの認識を示している。したがって、今末世という無道の時にあつて、富貴を極めている平氏の現状は恥ずべきものであるという認識か。○去バ重盛イツマデカ命生テ乱ン世ヲモ見ベキ 本節冒頭の「只末代ニ生ヲ受テ、係ル憂目ヲ見ル重盛ガ果報ノ程コソ口惜ケレ」に呼応して、末世ニ乱世に生きる自らの悲運・悲哀を語った一節。〈延・長〉も同。〈屋・覚〉は、〈盛〉では本節冒頭に置かれた一節「只末代ニ生ヲ請テ、カ、ル憂目ヲ見候重盛ガ果報ノ程コソツタナフ候へ」（〈屋〉一六〇頁）を、この後に続ける。〈中〉は逆にこの一節の前にこれを置く（上一一〇五頁）。どちらも、重盛の主張を整理して集約する意図によるものか。○唯速ニ頸ヲ食レ候ベシ 〈早（黒）〉「速ニ」を「トクく」と記す。校異29参照。○一人ニ被仰付テ御ツボニ引出サレテ重盛ガ首ヲ刎ラレン事、安事ニコソ候へ 道理の失われた末世において、このような苦悩をするぐらいならば、いっそ武士に命じて頸を刎ねさせてほしい、という展開は、〈鬪・延・長・屋・覚・中〉にも共通。「御ツボニ引出サレテ」と具体的に述べるのは、成親への拷問場面を想起させる表現か。「入道角シテモ猶腹居カネテ、難波・妹尾ヲ召テ、「大納言ヲメカセヨ」ト宣フ。二人ノ武仰奉テ、一間ヨリ引出シ奉テ壺ノ内ニ召居、数ノ楯ヲ支度シタリ」（一—三七六頁。〈本全釈〉一八一—二—二三頁参照）。自分があれほど諫めたにもかかわらず、一旦退出した後に武士に命じて成親に

拷問を加えたことを意識し、同様に武士に命じて自分の頸を刎ねることを「安事ニコソ候へ」と述べているか。○人々はヲバイカバ聞給ヤ これまで重盛は清盛に向つて主張を展開していたが、ここで周囲の一門や侍たちに対して、自らの主張の妥当性を問うている。〈鬪〉「聞^レ此給慶殿原」（此れをば聞き給ふや、殿原とて。二下—一九ウ）、〈延〉「是ハ殿原イカガ思給」（巻二一四七ウ）、〈長〉「是は、との原、いかゞ聞給や」（一—一七二頁）、〈屋〉「是人々聞給へ」（二六一頁）、〈覚〉「是をおのく聞給へ」（上一九九頁）、〈中〉「これき、給へ人々」（上一一〇五頁）など、いずれでも重盛はここで周囲の人々に呼びかける形となっている。以降、重盛の説得相手は清盛から一門・侍たちへと移行していく。○是ヲ見給ケル一門ノ人々モ、涙ヲ流シ袖ヲ絞ラヌハナカリケリ 〈延〉「一門ノ人々ヨリ始テ、侍共ニ致ルマデ、皆鎧ノ袖ヲゾヌラサレケル」（巻二一四七ウ、〈長〉も同）と、〈延・長〉は一門に加えて侍も涙したと語るのは、「烽火之沙汰」で侍に召集をかける布石か。〈屋〉「其座ニ烈^{ツナギ}給ヘル一門ノ公卿殿上人、心有モ心無モ皆袖ヲゾヌラサレケル」（二六一頁）、〈覚〉「一門の人々、心あるも心なきも、皆鎧の袖をぞぬらされける」（上一一〇〇頁）。いずれも重盛の主張と涙に共感しもらい泣きをしない者はいなかったという状況を語ったもの。鎧の袖とするのは、この時西八条に集まっている人々がみな甲冑を纏っていることを受けてであろう。なお、〈鬪〉は「人々皆々被濡鎧の袖ヲ突矣^ト道理至極聞矣（人々皆各々鎧の袖を濡らされけり。実に道理至極と聞こえけり。二下—一九ウ）」と、重盛の主張に納得したことを記す。

【引用研究文献】

*遠藤光正『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠(1)(『東洋研究七七号、一九八六・1])

*日下力『平家物語』と『保元物語』『平治物語』—成親事件話群の考察—(『国文学研究七八号、一九八二・10。『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6再録。引用は後者による)

入道ハ口説立ラレテ、¹ヲロ泣色ニハ、²御座ケレドモ、猶ヘラヌ体ニテ、「サラバ、今ハ世ニモイロヒ侍マシ。院參モ思止候ヌ。其上ハ召誠ル者共ヲモ、死罪ニモ流罪ニモセデコソアラメ。但入道カク計申事モ全ク身ノ為ナラズ。³淨海年闌テ余命幾ナシ。⁴唯⁵子々孫々。末ノ代マデモ安穩ニヤト存ル計也。其事⁷人望ニ背⁶愚案ノ企⁸ニアラバ、⁹何様ニモ御計ヒナルベシ」ト宣テ、内ヘ被¹⁰入ケリ。小松殿ハ¹⁰弟ノ殿原ニ¹¹向テ、「イカ¹²ニ加様ノ¹²ヒケウハ結構セラレ候ゾヤ。縦入道殿コソ¹³老耄シ給テ、アラヌ振舞アリ共、今ハ各¹⁴コソ家門ヲモ治メ、悪事ヲモ¹⁴可被¹⁵宥申¹⁵ニ、相副タル御事共候哉」ト被¹⁶仰ケレバ、宗盛¹⁵已下ノ人々、苦々敷ソ¹⁶ロキテゾ見エ給ケル。

【校異】1〈近〉「をろなみたいろには」〈蓬〉「をろ泣色には」。2〈近・蓬・静〉「おはしけれとも」。3〈静〉「静海」。4〈近〉「たゝし」。5〈近〉「しそんく」。〈蓬・静〉「子々孫々の」。6〈近〉「すゑのよまでも」、〈蓬〉「末代までも」。7〈近〉「にんまうに」、〈蓬〉「人望に」。〈静〉「人望」。8〈蓬〉「ニ」なし。9〈近〉「なにやうにも」、〈蓬〉「何様にも」。10〈近〉「おとうとの」、〈蓬・静〉「弟の」。11〈近〉「むかて」、〈蓬・静〉「むかひて」。12〈蓬・静〉「大事をは」。13〈静〉「老耄給て」。14〈静〉「有申されへきに」。15〈蓬〉「以下の」。

【注解】○入道ハ口説立ラレテ、ヲロ泣色ニハ御座ケレドモ、猶ヘラヌ体ニテ 重盛の説得に対する清盛の反応は、諸本によって異なる。興覚めして左右も物も言はず。一下一九ウ」は、重盛の主張にす

〈盛〉は半ば泣きそうになりながらも、なおも虚勢を張ってひるまぬ様子での意か。「ヲロ泣」の「おろ」は接頭語、「十分でないさまをあらわす。わずか。すこし。大体。不完全に」(『日国大』)の意。「をろ泣色」は、「半ば泣き出しそうな表情」の意。「ヘラヌ」は「減る」「臆する、心がひるむ」(『角川古語大辞典』)の否定形+様子を表す「体」で、ひるまぬ様子の意。重盛が教訓に訪れた際にも、清盛は「入道ヘラヌ体ニテ」弁明をしている(1—3八五頁。本全釈一八一—五七頁「入道ヘラヌ体ニテ」項参照)。「闘」「入道興覚左右不物言(入道、

かり興覚めして反駁することすらしない様子を表す。〈延〉は〈盛〉とは清盛の言葉と重盛の言葉の順序が入れ替わり、重盛の宗盛以下に対する言葉を聞いた上で、「入道モサスガ石木ナラネバ、道理ニツマリテ返事モシ給ハズ。躰ノハツカシサニ、障子ノ奥ヘスベリ入テヲハシケルガ、内府ノ既ニ立給ケルヲ見テ、シラケヌ躰ニ」(卷一—四八オ)と、重盛の説く道理に反論も出来ず、きまりの悪さに障子の奥へこっそりと身を隠していたが、重盛が出立しようとするのを見て、なおも平気な様子で、と語る。〈延全注釈〉は、「シラケ」(白け)は、間が悪い、興ざめなどの意に用いられるが、ここでは、ひるまず、平気な

顔で、といった意か」として、「虚勢を張っていると読むべきだろう」と指摘する（巻二一一二二頁）。〈長〉は清盛描写の位置は異なるが、基本的には〈延〉と同じ内容を伝える。〈屋〉は「入道、馮切タル内府ハ角宣フ、早力モ無ニテ」と、重盛に諫められてすっかり気落ちした様子であったとする（覚・中）も同様。○今ハ世ニモイロヒ侍マジ……清盛の発言内容も諸本で異なる。〈盛〉では、清盛は「これから世の中のことに口出しはすまい」と院参や捕縛者らの処刑の中止を述べた上で、今回の騒動の真意は、余命少ない自分が子々孫々の安穩を願うところであったこと、それが人々の意に沿わないのであればどのような計らって欲しいと語り、屋内へと入っていったとされる。前項の注解に見るように、〈鬪〉は「入道輿覚左右不物言（入道輿覚めて左右も物も言はず）」と無言を貫いている。〈延〉は「哀、キ、タル殿ノ口カナ。ワ殿モ説法シ給フ。暫クオハセヨカシ。入道モ説法シテ聞セ申サム」トゾ宣ケル」（巻二一四八オ）と、清盛の言葉に踊らされて武装・集結した一門の人々を戒める重盛の発言に反発し、帰ろうとする重盛に反論するそぶりを見せるが、その発言内容は記されない。〈長〉「是ほどまでは、あるべくも候はず。たゞ、ものもおぼえぬあく党等が、申さん事につき給て、御ひが事や、いでこんずらんと、思計」と（一―一七三頁）は、西光や成親のような悪党の主張に院が動かされて、道理に合わない不祥事が起こるのではないかと案じているだけだ、と言いつくしている。〈屋・覚・中〉もほぼ同様の内容となる。○但入道カク計申事モ全ク身ノ為ナラズ……唯子々孫々末ノ代マデモ安穩ニヤト存ル計也 自分がこのように行動するのは、子々孫々の安穩を願うが故である、との主張。重盛が『後漢書』

や『論語』に依拠して、清盛の行動が一門衰亡の因となる懸念を述べたことに対する言いつく。ただし、重盛の教訓に人々が涙を流す様子に「其事入望ニ背、愚案ノ企ニアラバ、何様ニモ御計ヒナルベシ」と、自らの行動の非を認めるかのような弱気な態度に変じている。前項の通り〈長・屋・覚・中〉は弁解する清盛を描き、〈鬪〉は無言であるのに対して、〈延〉は反論を試みようとしており、この段階ではまだ対立が続いていると読める。〈早（愚）〉「静海」。校異3参照。○小松殿ハ弟ノ殿原ニ向テ これまでの重盛の発言が、主として清盛を説得するためであったのに対し、清盛が屋内に姿を消したことを受けて、改めて宗盛以下の弟達に語りかける。〈延〉では清盛が屋内に消える前、清盛の面前で重盛が人々を叱責し、赤面し萎縮する宗盛等の反応を見て、清盛が反論を試みようとしながらも言葉を失う様子が描かれる。〈鬪・長・屋・覚・中〉は弟達への語りかけを欠く。さらに〈鬪〉はその後の武士たちへの語りかけも欠く。○イカニ加様ノヒケウハ結構セラレ候ゾヤ。縦入道殿コソ老耄シ給テ、アラ又振舞アリ共、今ハ各コソ家門ヲモ治メ、悪事ヲモ可被有申ニ、相副タル御事共候哉 清盛の「浄海年闌テ余命幾ナシ」「其事入望ニ背、愚案ノ企ニアラバ」という発言を受けての重盛の発言か。どうしてこのようなあさましいことを企てなさるのか。たとえ入道殿は耄碌なさって常識外れの振舞をなさったとしても、皆さんは今ではそれぞれ家門を治め、悪事をも鎮められるべきなのに、かえってそれを助長するような振舞をなさるとは、の意。「ヒケウ」について、〈新定盛〉脚注は「非興ニ興ざめた事、あさましい事」（一―一九七頁）とし、〈校注盛〉頭注は「比興」の字を宛てるべきか」（一―二二三頁）とする。「比興」の用例は、『古

今著聞集』をはじめとして多いが、「非興」の用例はほとんどみられない。『孟求抄』・二「羊祐識環」「以清能―正直テ非興ヲセヌ子孫ゾ」(抄物資料集成・書陵部古活字本1ウ)。底本の「ヒケウ」に該当する語を、〈逢・静〉が「大事をは」とするのは、「比興・非興」の意に解するためであろう。〈早(思)〉も「大事ヲハ」とする。〈延〉「イカニ御用イナクトモ、叶ザランマデモ、各ノ加様ノ事ヲバ可被申ニテコソ候ニ、諫メ申サル、マデコソ候ハズトモ、先与シガマシク御物具カタメラレ候事、且ハ軽々異躰ノ物狂シキ有様、御振舞共哉。カクテハ世ヲ持チ、子々孫々繁昌シテ、家門之栄花、末憑ミ無コソ覚候へ」(巻二―四七ウ)は、〈盛〉で「相副タル御事共」とされている内容を、「与シガマシク御物具カタメラレ候事、且ハ軽々異躰ノ物狂シキ有様」と具体的に記し、そのような有様だから「家門之栄花、末憑ミ無コソ覚候へ」と厳しく批判している。日下力は、「イカニ御用イナクトモ……」と、「たとえ受け入れられないにしても、主張すべきことは主張すべき」という物言い、およびそれに対して弟宗盛が「赤面シテスクミ返テ、汗水ニ」なっている点に、『平治物語』で弟惟方を叱責する光頼像との共通性を指摘する(四七〇～四七一頁)。他の諸本は、前項で述べたように一門の弟達への語りかけはなく、弁解する清盛に対して、重盛がさらに厳しく咎めることになる。〈長〉『たとひ、いかなる御ひが事いで来とも、いかゞせさせたまふべき。掛畏もかしこく、少もおぼしめしよるほどの事をこそ、御こと葉にも出され候はめ。

【引用研究文献】

* 日下力『平家物語』と『保元物語』『平治物語』―成親事件話群の考察―(国文学研究七八号、一九八二・10。『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6再録。引用は後者による)

あなまがくし』とて」(1―173頁)、〈屋〉「縦儼事出来候共、君ヲバ何トカシ進セサセ給ベキ」(二六一頁、〈覚・中〉も同)。○宗盛已下ノ人々、苦々敷ソゞロキテゾ見エ給ケル「宗盛已下ノ人々は宗盛をはじめとした一門の人々を指す。これまで清盛の命に盲従してきたことに対し、重盛が自覚・自重を促して叱咤したことに対して、宗盛をはじめとした一門の重鎮たちが、不快感とともに居心地の悪さを感じている様子。「ソゾロク」は「思慮、分別、自信などを失ったさまになる。そわそわする。または、もじもじする」(日国大)。これは、父清盛を教訓するために重盛が西八条に現れた場面での反応「宗盛卿苦々敷思給ヒ」(1―384頁)「実ニ理也ケレバ、聞人々皆苦リアヘリ」(前同)に呼応していることになる。清盛が重盛に言い負かされて、自らの非をなれば認めるような態度であったのに対し、父の意に従ったことを叱責されて不満を募らせながらも、重盛の道理に自信を失いうろたえている様子と見ることができる。巻五「成親以下被召捕」で、重盛が教訓のため西八条邸を訪れた際にも、「兵杖ヲ帯給ヘル人々モ、ソゞロキテゾ見エケル」(1―332頁)とあったのを踏まえているのだろう。これに対して〈延〉では、「弟ノ右大将、赤面シテスクミ返テ、汗水ニナラレケリ」(巻二―四七ウ)と、一方的に言い負かされて赤面・萎縮する姿が描かれている。〈闘・長・屋・覚・中〉は一門の人々の反応を記さない。

1 内大臣ハ中門廊ニ²立出給ヒ、サモ然ベキ侍共ノ并居タリケル所ニテ仰ケルハ、「重盛ガ⁴申ツル事共、慥ニ承リツルニヤ。去バ院參ノ⁵御供ニ⁶出ハ、重盛ガ頸ノ⁷切レテ見テ後ニ⁸仕ベシト覚ルハイカニ。今朝ヨリ⁸是ニ候テ、加様ノ事共、叶ハザランマデモ申バヤト存ツレドモ、此等ガ体ノ、アマリニ直騒ギニ見エツル。時ニ歸ツルナリ。今ハ憚¹⁰処有ベカラズ。猶モ御院參有ベキナラバ、一定重盛ガ¹¹頸ヲ召レズラン。各其旨ヲ存ゼメ。但サモ未仰ラヌハ、¹²何様成ベキヤラン。去バ¹³人々參レ¹⁴ヤ」トテ、又小松殿ヘゾ被レ歸ケル。

【校異】 1 〈近〉「うちのおとゝは」、〈蓬〉「内大臣は」、〈静〉「内大臣は」。 2 〈静〉「立出て給ひ」。 3 〈近〉「なみりたりける」、〈蓬〉「並居たりける」、〈静〉「並居たりける」。 4 〈蓬〉「申つくる」。 5 〈静〉「御共に」。 6 〈近〉「をひては」、〈蓬・静〉「をいては」。 7 〈静〉「きれんを」。 8 〈近〉「これに」、〈蓬〉「是に」。 9 〈近〉「まゝに」。 10 〈近・蓬・静〉「所」。 11 〈蓬・静〉「ゾ」なし。 12 〈近〉「なにやう」、〈蓬〉「何様」。 13 〈蓬・静〉「人」。 14 〈近〉「ヤ」なし。なお、「まいれとて」。

【注解】 ○内大臣ハ中門廊ニ立出給ヒ、サモ然ベキ侍共ノ并居タリケル所ニテ仰ケルハ 先の発言が、専ら中門の廊に着座していた宗盛以下、主立った一門に対するものであったのに対し、今度は屋外にいる侍たちに対する語りかける構成は〈延・長・屋・寛・中〉に共通。〈闘〉は武士たちに語りかける場面を持たない。また〈長〉は以下のような独自の結構を設ける。「がばとたち給つゝ、車のうちによういせられたりけるものゝ具めしよせて、むらさきぢのよろひ直垂に、はじめにほひのよろひをきて、白星のかぶと、春近といふ雑色のくびにかけさせて、おとゞの右大將宗盛のくろくりげの馬に、黄ぶくりんの鞍をきて、とねりがひかへたるを、引かなぐりて乗給、うまをひかへて打立給。さもしかるべき侍どもにあひてのたまひけるは（1—173頁）。すなわち、宗盛等を諫めた後、牛車に用意してきた甲冑を着用し、宗盛の馬に跨がって、外の武士たちに対峙したとするのである。西八条参上に際し、重代の鎧唐皮と太刀小鳥を車内に用意したと〈延〉は記すが、〈延〉ではこれが活用されることはなく重盛は直衣姿で一貫している。その点に触れることのなかった〈長〉で、突如重盛が甲冑姿

を見せるのは、続く小松殿への召兵への布石と見られる。なお、〈早（黒）〉は、ここから章段替えの印を付す。 ○去バ院參ノ御供ニ出ハ、

重盛ガ頸ノ切レテ見テ後ニ仕ベシト覚ルハイカニ 重盛は、清盛が院參する時には自分の首を斬ってから、と説得したわけで、それを見ていた武士たちに向かつて、あらためてそのことを確認している。以下重盛の言葉は〈延・長〉もほぼ同じ。〈屋〉は「重盛ガ申ツル事ヲバ、汝等不承ヤ。自今朝モ是ニ候テ加様ノ事共申閑ト思ツレドモ、是体ニヒタサハギニテ見ヘツル間、歸タリツルナリ。院參ノ御共ニヲヒテハ、重盛ガ頸ノ召レムヲ見テ可仕。サラバ人參レ」（一六一—一六二頁、傍線部の文言は〈延・長・寛・中〉にほぼ一致）と、重盛の発言中で傍線部の言葉の位置が〈延・長・盛〉とは異なる（〈寛・中〉も同）。なお、「出ハ」の読みについては校異6のように〈近・蓬・静〉は「をひ（い）ては」とするが、『国文叢書源平盛衰記』〈新定盛〉のように「出でば」（早（黒）は、「出バ」に訂正がなく、「出バ」と読んでいたか）、ないしは「出づるは」等の可能性もあり、どれが本来的な読みであったのかは確定しがたい。 ○今朝ヨリ是ニ候テ、

加様ノ事共、叶ハザランマデモ申バヤト存ツレドモ、此等ガ体ノ、アマリニ直騒ギニ見エツル時ニ帰ツルナリ。〈延・長・屋・覚〉ほぼ同じ。〈中〉は該当する本文なし。「此等ガ体ノ、アマリニ直騒ギニ見エツル時ニ帰ツルナリ」は、「おまえたちの様子が、あまりにも大騒ぎをしているように見えたので、とりあえず帰郎したのである」の意。「時二」は原因・理由を示す語法。「直騒ギ」は「むやみに騒ぐこと」(日国大)。「延・長」は「ひたあはて」とする。○今ハ憚処有ベカラズもはや遠慮する必要は無いだろうとは、今朝方成親助命のために参上したときには言えなかつた事情を受けて、再度参上して父清盛に言うべき事を言った上は、ということ。〈延・長〉は同、〈屋・覚・中〉はこの一文を欠く。○猶モ御院参有ベキナラバ、一定重盛ガ頸ヲゾ召レンズラン。各其旨ヲコソ存ゼメ。〈延・長〉は「首ヲ可被召ア申ツレバ、其旨ヲコソ存ゼメ」(〈延〉巻二一四八オウ四八ウ)。〈屋・覚・中〉は「院参の御供にをいては、重盛が頸の召されむを見て仕れ」(〈覚〉上一〇〇頁)。○但サモ未仰ラレヌハ、何様成ベキヤラン。さきほど清盛には院参するならば自分の頸を斬つてからと納得させた以上、未だに頸を斬れと仰らないのは、どういふことなのか(院参する

同人召^{どうじんめすつはものを}兵

1 内大臣ハ、「入道猶モ、²腹悪キ人ナレバ、院参ノ事モヤアラズラン」ト思食ケレバ、其悪行ヲ³塞ガン為ト覚シクテ、⁴主馬判官盛国ヲ使ニテ、「重盛コソ別シテ天下ノ大事ヲ聞出シタレ。我ヲ吾ト思ハン⁵者共ハ急ギ参レ」ト被⁶催タリ。是ヲ承ル者共、オボロケニテハ騒給ハヌ人ノ、係ル仰ノ下ルハ、⁶実ニ⁷別ノ子細ノ有ニコソトテ、⁸難波次郎経遠、⁹妹尾太郎兼康、筑後守家貞、¹⁰肥後守貞能等ヲ始トシテ、如法夜中ノ事ナレドモ、我先ニトゾ馳参ケル。係ケレバ、¹²老モ若モ留ル者ハナシ。小松殿ヘト¹³三五九テ¹⁴周章テ参ケリ。入道ハ、「何事ゾ、世間¹⁴ノ物騒キハ。¹⁵是ニ¹⁶候ヤク」ト宣ケレ共、ソラ聞ズシテ馳出ケレバ、西八条ニハ青女房¹⁷老尼、若ハ¹⁸筆執バカリ残タル。少モ¹⁹弓馬ニ携²⁰程ノ者ハ一人モ

意思はないとのことだろう)、の意か。〈延・長〉同じ。〈但シ未ダサモ仰ラレヌハイカナルベキヤラン」(巻二一四八ウ)。〈屋・覚・中〉なし。○去バ人々参レヤ。それでは者共こちらに來なさい。小松殿へ引き上げるに際しての、連れて來た供の者共への発言。〈延・屋・覚〉同じ。ただし、「さらば人参れ」(〈覚〉上一〇〇頁)とする。〈長〉は大きく異なり、「今日より後は、中違奉る。重盛を重もりとおもはん人どもは、よろうて小松へまいれ。是をもて、こゝろざしのありなしをば見むずるぞ」(一七三〜一七四頁)と、父清盛との訣別を明言する。〈中〉はこの一文なし。なお、〈中〉はこの後に、「されどもからかわといふよろい、こがらすといふたちを、しのびつゝ、御車に入られけるとぞうけたまわる、よいいの程こそをそろしけれ」(上一〇五頁)との独自異文を持つが、これは〈延・長〉が、重盛が西八条邸を訪れた際に密かに相伝の唐皮と小鳥を用意していたとするのを(本全釈一八一四五頁)「其時モ猶今朝ノ姿ニテ、烏帽子直衣ニテ、物具シタル者ヲバ一人モ具シ給ハズ」(項参照)、ここで示しつつ、重盛の周到さを強調したものの。

ナカリケリ。是ノミナラス、夜モ明ケレバ²¹次第々々ニ聞伝テ、洛中、²²白川ノ外、北山、西山、嵯峨、²³広隆、²⁴梅津、桂、淀、²⁵羽束、醍醐、小栗栖、日野、勤修寺、宇治、²⁶岡屋、²⁷大原、閑原、賀茂、鞍馬、大津、粟津、²⁸勢多、石山マデモ聞伝テ、²⁹馬ニ乗モノラザルモ、弓ヲ取モ取ラザルモ、³⁰出家遁世ノ古人道ニ至迄馳参ケレバ、洛中辺土ノ騷斜ナラス。保元平治ノ乱逆ニ物懲シテ、貴賤上下肝ヲケス。入道ノタマヒケルハ、「内府ハ何ト思テ、此等ヲバ呼³¹取ヌルヤラン」³²ト、ヨク心得ズゲニテ、腹巻脱テ素絹ノ衣ニ、長念珠後手ニクリテ、縁行道シテ、³⁴ア、内府ニ中違³⁵タランモヨキ大事ヤ」ト宣テ、イト心モ発³⁶又哀念³⁷仏ヲゾ被³⁸申ケル。

【校異】 1 〈近〉合点あり。行の冒頭に「同人つわ物をめす」を傍書。なお、〈近〉「うちのおと、は。〈蓬〉」「内大臣は。2 〈蓬〉」「腹。3 〈近〉」「ふせかんためと、〈蓬〉」「ふさかむ為にと、〈静〉」「塞為と。4 〈近〉」「しめのはうぐはん、〈蓬〉」「主馬判官、〈静〉」「主馬判官。5 〈蓬〉」「者」なし。6 〈近〉」「まことに、〈蓬・静〉」「実に。7 〈近〉」「へちの、〈蓬・静〉」「別の。8 〈蓬〉」「難波二郎経遠、〈静〉」「難波二郎経遠。9 〈蓬〉」「世能太郎兼康、〈静〉」「世能太郎兼康。10 〈近〉」「ひこのかみさたよしらを、〈蓬〉」「肥後守貞能等を、〈静〉」「肥後守貞能等を。11 〈静〉」「ゾ」なし。12 〈近〉」「おひたるも、〈蓬〉」「老たるも、〈静〉」「老も。13 〈近〉」「周章テ」なし。なお、〈蓬〉」「周章参りけり、〈静〉」「周章参りけり。14 〈蓬〉」「ノ」なし。15 〈近〉」「これに、〈蓬〉」「是に。16 〈蓬〉」「候やくと。17 〈近〉」「おひたるあま、〈蓬・静〉」「老尼。18 〈近〉」「ふてとりばかりそ、〈蓬・静〉」「筆執はかりそ。19 〈蓬〉」「弓馬に。20 〈近〉」「一にんも。21 〈蓬〉」「次第に。22 〈静〉」「白河の。23 〈近〉」「うづまさ、〈蓬〉」「うづまさ、〈静〉」「広隆。24 〈近〉」「むめづ、〈蓬〉」「梅津、〈静〉」「梅津。25 〈近〉」「はつかし、〈蓬・静〉」「羽束。26 〈近〉」「をかのや、〈蓬〉」「岡屋、〈静〉」「岡屋。27 〈近〉」「おははら、〈蓬〉」「大原。28 〈蓬・静〉」「勢田。29 〈近〉」「むまに、〈蓬・静〉」「馬に。30 〈近〉」「しゆつとんせいの。31 〈近〉」「なのめならず、〈蓬・静〉」「斜ならず。32 〈近〉」「物ごもりして。33 〈蓬〉」「トヨク」なし。34 〈近〉」「あく」とし、「く」の右に「あ」を傍書。35 〈近〉」「なかたがひたらんも、〈蓬・静〉」「中たかひたらんも。36 〈蓬〉」「心にも」。

【注解】 ○内大臣ハ、「入道猶モ腹悪キ人ナレバ、院参ノ事モヤラン
ズラン」ト思食ケレバ、其悪行ヲ塞ガン為ト覚シクテ 〈盛〉の独自
異文。〈鬪・延・長・屋・覺・中〉いずれも、重盛が自邸に戻った後、
兵の召集に移るが、〈盛〉では、重盛は父を諫めたものの、父清盛が
その性格故に院参し幽閉に及ぶ可能性を憂慮し、悪行を防ぐために兵
を召集したと理由を述べる。〈盛〉はわざわざ重盛の行動に説明を付
けたと考えられる。前段で重盛は清盛に対して、清盛が院に対して後
白河法皇幽閉の挙に出るのであれば、自分は法皇の護衛に付く、ただ
しそれでは不孝となるので、自分の首を召すように迫っている。それ
に対して清盛は、「院参モ思止候ヌ」「召誠ル者共ヲモ、死罪ニモ流罪
ニモセデコソアラメ」と自身の決断を撤回している。それにもかかわ
らず重盛は「重盛コソ別シテ天下ノ大事ヲ聞出シタレ」と兵を集める
こととなるため、〈盛〉では重盛が清盛の言動を信用できず、院参す
る恐れありとして行動に移ったと、重盛の内心を説明するのである。
次節でも、〈盛〉は、重盛が家貞・貞能の二人に言伝をして清盛のも
とに遣わし、兵を召集した事情を述べさせるといふ、独自異文を持つ。

諸本では、本段は、重盛が軍勢を召集することで清盛にその実力を見せるものとして描かれるが、〈盛〉ではそれにとどまらず、清盛側の様子や、重盛の清盛への対応などにかんがりの筆を費やしている。清盛を「腹悪キ人」とする描写は、〈盛〉では何度も繰り返される。本全釈の注解「サル腹悪人」(二〇—九〇頁)参照。なお、〈早(悪)〉は、ここで段落替えをせず、「ツ、ク」として前段に続ける。前段の「内大臣ハ中門廊ニ立出玉ヒ……」(三九七頁)に段落替えの指示があるように、〈早(悪)〉はそこからを「同人召兵」の章段とするのである。○主馬判官盛国ヲ使ニテ 〈盛〉では盛国はこれまで、「行綱中院参」において行綱を清盛に取り次ぐ役割で(一—三二七頁)、「入道中院参」において院の幽閉を企てる清盛の様子を重盛に伝える役割で(一—三三八頁)登場している。ここでも重盛の命を受けて兵を召集しているように、清盛・重盛双方の側近的な役割を担っている。盛国は「清盛の腹心中の腹心であり、同時に重盛のもとで家人を統制する侍所別当のごとき役割を果たしていた」「平氏家人の中心的存在であった」(元木泰雄①・二五頁)と言えるだろう。〈延・屋・覚・中〉も同じく盛国を召したとするが、〈闘〉は「以使者(被)触者(使者を以て触れられるは。二下—一九ウ)」とするのみで名を出さない。〈長〉はかなり本文を異にしており、重盛が西八条邸を去るときに、「今日より後は中違奉る。重盛を重もりとおもはん人どもは、よろうて小松へまいれ、是をもて、こゝろざしのありなしをば見むずるぞ」と、のたまひすて、御馬をとばせつ、いそぎ小松殿へ帰給ぬ(一—一七三—一七四頁)と、自ら兵を召集した後に小松殿に戻ったとする。「中違奉る」と清盛との対決姿勢を武士たちに明言した上で

召集をかけたとするのは〈長〉のみ。○「重盛こそ別シテ天下ノ大事ヲ聞出シタレ。我ヲ吾ト思ハン者共ハ急ギ参レ」ト被催タリ 重盛は、具体的な理由は述べずに「天下の大事を耳にした」とだけ述べる。この点は、〈闘・延・屋・覚〉同じ。〈長〉は前項の通り。〈中〉はこれに該当する文言はなし。「我ヲ吾ト思ハン者共ハ急ギ参レ」は、〈延〉「我ヲ我ト思ハン者共ハ、急ギ物具シテ参ルベシ」(巻二—四八ウ)、〈覚〉「我を我と思はん者共は、皆物ぐして馳参れ」(上—一〇〇頁)〈屋〉も同じ)とあり、〈盛〉と同じ。他方で、〈闘〉「重盛ヲ欲(重盛を不替時)可(参)我方(重盛をも重盛と欲はん者は、時を替へず我が方に参るべし。二下—一九ウ)」、〈長〉「重盛を重もりとおもはん人どもは、よろうて小松へまいれ」(一—一七三頁)、〈中〉「しげもりをしげもりとおもはんずるともがらは、いそぎ物のぐして、はせまいるべし」(上—一〇六頁)としており、ここでは「重盛を重盛と思う者は」すなわち「重盛の命を重んじる者は」といった意味になる。〈延・盛・屋・覚〉の表現については、〈覚〉「我を我と思はん者共は」を、〈全注釈〉は「われと思わん者は急ぎ物具して集まれ」(上—三二〇頁)、杉本圭三郎『新版平家物語全訳注』は「我こそと思う武勇の士は、皆武装をととのえ馳せ参れ」(一—三五八頁)の意と理解するが、右の〈闘・長・中〉のような表現を踏まえれば、「この私を主君として忠義を尽してくれようとする者たちの意」(評講)上—二三〇頁)、「この重盛を重盛と思って忠義をつくしてくれるものは」(大系)上—一七六頁)、「この私を重盛と思って敬意を払ってくれる者」(新大系)上—一〇〇頁)と解釈するのが妥当であろう。さらに〈長〉は右の後に「是をもて、こゝろざしのありなしをば見むずるぞ」

（一―一七三―一七四頁）とし、〈延〉も右の後に「此ニテ重盛ニ志ノ有無ハ可見ト被催ケレバ」（巻二―四八ウ）として、「この命に従うかどうかによって、重盛に対する気持ちの有無を判断する」と言っているように、ここでは清盛ではなく重盛の命に従うかが重要となっている。したがって、ここでの〈盛〉の「我ヲ吾ト思ハン者共」の我（吾）も、重盛自身を指している代名詞と理解するべきであろう。

○是ヲ承ル者共、オボロケニテハ騒給ハヌ人ノ、係ル仰ノ下ルハ、実ニ別ノ子細ノ有ニコソトテ、難波次郎経遠、妹尾太郎兼康、筑後守家貞、肥後守貞能等ヲ始トシテ、如法夜中ノ事ナレドモ、我先ニトゾ馳参ケル「オボロケニテハ騒給ハヌ人」、つまり並大抵のことでは慌てられることのない人であった重盛が、このような命を下したので、余程の子細があるのだろうと家人達は我先にと集まる。「別ノ子細ノ有ニコソ」とあるように、ここでは召集の理由が武士たちには示されていない。〈盛〉には、「入道院参企」にも、独自異文だが、清盛が重盛に、急いで来てほしい、申し上げたいことがあると使者を立てたけれど、重盛は「強ニサハガヌ人ニオハシケレバ」（一―三二八―一頁）、急いで出られることはなかったとする。この「騒がぬ人」という把握は、〈延・屋・覚〉にも二箇所ずつ見られ、重盛に与える一貫した性格と言える（池田敬子・二九頁、四三三頁）。池田は、重盛のこうした描写に対して、重盛の冷静沈着を印象づけつつ、その人が「さはがれ」たる時は王法破滅の危機と思わせるのであると解する（一九頁）。なお、〈闘・延・長・屋・覚・中〉いずれも同様だが、家人の名前を列挙するのは〈盛〉のみ。他は、〈延〉「是ヲ聞テ、『少ノ事ニハサハギ給ハヌ人ノ、カ、ル仰ノ有ルハ』トテ、侍共、入道ニハカクトダニモ申サ

デ、我先ニトゾ馳参ケル」（巻二―四八ウ）、〈覚〉「おぼろけにてはさはがせ給はぬ人の、かゝる披露のあるは、別の子細のあるにこそ」とて、皆物具して、我もくくと馳参る」（上―一〇〇頁）のように記すのみ。〈闘〉は「無程〇成リ二万余騎矣（程無く一万余騎に成りにけり。一下―二〇オ）」と具体的な人数を示すが、簡略。また、〈闘・長・屋・覚・中〉では、後述の通り、西八条邸で、清盛が貞能を召して問う場面があるため、少なくとも貞能は重盛邸に参じていなかったことになる。〈盛〉がここで挙げる難波経遠、妹尾兼康、平家貞、平貞能は、いずれもこれ以前に清盛の腹心として登場した人物。経遠・兼康については並記されることが多く、平氏とは「正盛・忠盛らが西国国守に補任されたことを通して主従関係を結んだ」「先祖相伝の家人」である（高橋昌明・一五一頁）。〈盛〉においては、これまで、巻三で「主ヨリ外ニハ恐シキ事ナシト思テ前後ヲ不知ケル」（一―一三五頁）人物として、清盛の命を受けて摂政基房に報復し（本全釈八一―六二頁「難波・妹尾ニ下知シ給ケルハ」項参照）、巻五・六で清盛の命で成親を捕縛し折檻を加えている（本全釈一六―六五頁「経遠・兼康ガ大納言ニ情ナク当タリケル事、返々モ奇怪也」項、同一八一―二頁「入道角シテモ猶腹居カネテ、難波・妹尾ヲ召テ、「大納言ヲメカセヨ」ト宣フ」項参照）。経遠は、この後、成親の謀殺にも関与したように描かれている（巻七「成親卿流罪」、巻八「大納言入道薨去」）。なお、妹尾を〈早（黒）〉は「世能」と記す。校異9に見るように、〈蓬・静〉も同様。それ以前の記事においても、〈早（黒）〉や〈蓬・静〉は同様に「妹尾」を「世能」と記している。次に、家貞・貞能父子は、「かつて一門の構成員であったものの子孫で、早く家人化した存在」

である（高橋昌明・一五一頁）。家貞については、〈盛〉においては、巻一で闇討ちされようとする忠盛を護衛する郎等として（本全釈一―一七頁「爰ニ忠盛朝臣ノ郎等ニ……」項参照）、巻二で清盛の命を受けて肥前国日向通良を討ち手柄を挙げ（同六一―三頁「筑後守家貞」項参照）、巻三で清盛に摂政基房に報復をするように命じられる（同八―一五五頁「家貞」項参照）。その子貞能については、巻二で山門の大衆が下落するとの報を受けて御所の守護に当たり（同七一―九頁「大夫尉貞能」項参照）、巻五では清盛に成親以下謀反人の捕縛を命じられ（同二五―六〇頁「肥後守・飛騨守ヲ召テ、「貞能・景家・景家・景家」項参照）、巻六では成親問詰の場面で、清盛に命じられて西光の白状を持参し（同二八―九頁「入道立直テ大ノ音ヲ以テ……」項参照）、同じく巻六で院の幽閉を決意し武装する清盛の傍に控える（同二八―一四頁「貞能々々」ト召ケレバ……」項参照）。この後も、特に貞能は、重盛の熊野詣でに供をし（巻十一「熊野詣」、西国に追討に赴き（巻二十七「周武王誅紂王」）、將軍資盛に従って宇治方面に向かうなど（巻三十「平家兵被向宇治勢多」）、最後まで平家とともに行動するその活躍が描かれている（岡田三津子・七〇―七三頁に「家貞・貞能関連記事一覧」としてまとめられる。また次節「内大臣ハ著到披見ノ後、家貞・貞能ヲ召テ子細ヲ下知シ給テ、西八条へ遣レケリ」項も参照）。これらはいずれも、各項の注解で述べたように、諸本間で人名に異同や混乱があり、また史実とは認めがたい逸話が多い（本全釈一五―六〇頁）。そもそも、家貞は『顕広王記』仁安二年（一一六七）五月二十八日条に「入道筑後前司平家貞死了（八十〇云々）」^{〔七カ〕}とあるように、すでに死去している。しかし、彼ら四名が『平家物語』、あ

るいは他の軍記において、繰り返し重要な家人として描かれていることは確かである。経遠・兼康は、『保元物語』（金刀比羅本）上に清盛に従う兵に、「郎等には、季貞・貞能・盛国・盛俊・難波二郎（引用者注、経遠）・瀬尾太郎（同注、兼康）・古市伊藤武者（同注、景綱）・子息伊藤五・伊藤六（後略）」（旧大系九五頁。貞能の名もある）、『平治物語』（金刀比羅本）中で重盛に付く兵に「今度は難波二郎・同三郎・妹尾太郎・伊藤武者を始て百騎計中にへだゝる」（旧大系二六頁）とあるように、保元・平治の乱以来、清盛や重盛に従っていた。また、家貞・貞能父子については、家貞は右の『顕広王記』の逝去記事に続けて「平家第一郎等、武士之長也」と、貞能は『吾妻鏡』文治元年七月七日に「故入道大相国専一腹心者」とあり、「清盛家の政所の家司・家令をつとめて家政支配面で活躍する一方、筑前守・肥後守などを歴任し、その間に鎮西に多くの所領を獲得して勢力基盤をきず」（田中文英・二七頁）いていたように、いずれも平家、そして清盛の第一の家人としての地位にあった。例えば、西園寺家文書『御既司次第』によると、院御既司を忠盛・清盛・重盛・宗盛・知盛と平家が務める間、院御既案主（別当や預の下にあって、御既の実務を行う重要な職）を平家貞・貞能父子が世襲していたことが知られている（木村真美子・三四頁）。さて、右に見たように、ここまでは清盛の傍に侍し、忠実に仕える経遠や兼康、家貞、貞能の姿が描かれていたのであり、〈盛〉が、ここで具体的に彼らの名を挙げて重盛の召集に応じたとするのは、それだけ皆が重盛に一日置き、その言動に畏服していたことを強調するのだろう。なお、〈長〉はここでも本文を異にしている。すなわち、西八条邸での重盛の呼びかけを受けて、「是を聞て、西八条にありけ

る侍ども、入道殿にかくとも申さで、我さきにとぞ馳参る」（一—一七四頁）として、さらに、「おぼろけにてはさはぎ給はぬ人の、かゝる仰のくだるは、別の子細あるとおぼゆとて、夜、明にければ、洛中の外、白川、西京、木はた、伏見、宇治、岡の屋、淀、羽束瀬、醍醐、小栗栖、日野、勧修寺、大原、志津原に至まで、我おとらじと馳あつまりければ」（一—一七四頁）と、諸本がこの後に挙げる京都周辺の地名を先に列挙する。ところで、このような重盛による軍勢召集については、史料上で確認できないことから史実ではなく、『平家物語』による虚構と考えられるだろう。ただし、この時点で重盛は、「清盛が平治の乱以後実質的に有してきた国家的な軍事警察権を継承」しており（元木泰雄②・二四〇頁）、「大和に近接する伊賀・伊勢に多くの家人を有し、京畿内の治安維持を担当し」（同二四五頁）ていたため、軍勢を召集する権限を有していたとみられる。また清盛引退後は「重盛はこの任務遂行（引用者注、国家の軍事指揮権）のため、当然、清盛の家人の相当部分を引き継いだはず」（高橋昌明・一五三頁）であり、重盛の命に家人達が従うのは当然であったと言える。一方で、後白河院の命をうけた平経盛の出陣を清盛が制止したことがあり（『玉葉』安元三年（一一七七）四月十九日条）、仮に重盛が軍勢を動かしたとしても、清盛は意に反するものであれば止めるだけの力はあったと推測される。そういった史実に対して、『平家物語』では重盛の軍事指揮権のもと、家人達が清盛よりも重盛の命を重んじたことが強調され、清盛がそれに対して為す術も無かった様子が描き出されていることになる。なお、「如法夜中ノ事ナレドモ」とするのは〈盛〉のみ。当日の時間経過は〈盛〉を含め、特に諸本にも記されていない。〈盛〉

では、夜中にも関わらず、各所から兵が集まったことを強調したいのだろう。「如法」は院政初期には「ニヨホウ」と音読することが一般化し（原卓志・一三三頁）、院政期後半以降、時刻を表す名詞を修飾する例が多くなり、「文字通り」「ちようど」といった意味で用いられるようになる（七頁）。『平家物語』にも用例は多く、〈盛〉巻十九「佐々木取馬下向」如法暁ノ事ナレバ、旅人モ未見ケルニ（三—二〇九頁）などがある。○係ケレバ、老モ若モ留ル者ハナシ。小松殿ヘトテ周章テ参ケリ 〈盛〉の独自異文。〈盛〉は誰も彼もが小松殿へ参集したことを強調し、次の西八条邸の描写に続ける。○入道ハ、「何事ゾ、世間ノ物騒キハ。是二候ヤク」ト宣ケレ共、ソラ聞ズシテ馳出ケレバ 〈鬨・延・長・屋・覚・中〉は、洛中洛外の武士が重盛邸に集まった描写の後に、西八条邸および清盛の様子を描写する。それに対して〈盛〉では、本項と次項で一度西八条邸の様子を描いた後に、武士達が重盛邸に集まったことを述べ、その後改めて清盛の様子を描く。つまり、清盛の描写を分断した形になっている。これは、〈盛〉のみ経遠・兼康・家貞・貞能の平家家人の名前を具体的に列挙したことと関わる（前々項参照）。すなわち〈盛〉では、清盛に忠実に仕えていた家人までが重盛のもとに参じたことから、その後に西八条邸に武士が一人も残っていないことを、まずここで描くのである。さらにこの後、洛外からも兵が集まったことを記した上で、動転する清盛を描くことになる。ここでは清盛が、「何事だ、世間が騒がしいのは。皆ここに控えておれ、控えておれ」と留めようとするも、皆わざと聞こえないふりをして、西八条邸を出て重盛のもとに馳せ向かったとする。清盛よりも重盛の命に従う様子を強調した描写と言えよう。〈鬨・

延・長・屋・覚・中」にはこのような表現はないが、「屋・覚・中」は、「小松殿にさはぐ事ありと聞えしかば、西八条に数千騎ありける兵共、入道にかうとも申も入らず、ざゞめきつれて、皆小松殿へぞ馳たりける」(《覚》上―一〇一頁)とし、数千騎の兵が清盛に何も言わずに小松殿に参つたとする。聞こえないふりをする《盛》の方が、より清盛に冷淡と言えようか。西八条邸で清盛との対決を宣言した《長》もまた、別の形で武士たちの重盛重視の姿勢を明確にするものである。ソラ聞ズ」は「Soragicazu. ソラキカズ(空聞かず)例、Soragicazuno suru. (空聞かずをする)ある事を聞かないふりをする、あるいは、そのように見せかける」(『邦訳日葡辞書』五七五頁)。○西八条二ハ青女房、老尼、若ハ筆執バカリ残タル。少モ弓馬ニ携程ノ者ハ一人モナカリケリ(《闘》なし。《延》「西八条ニハ、青女房、古尼公、自ラ筆取ナンドゾ少々残タリケル。弓馬ニ携ル程ノ者ハ一人モナカリケリ」(卷二―四九オ。《長》も同じ。1―一七四頁)、《屋》「西八条ニハ、青女房、筆取ナンドゾ候ケル。弓矢ヲ取テ事ニ可遭者ハ一人モ見ヘズ」(二六三頁)、《覚》は前半がなく「すこしも弓箭に携る程の者一人も残らず」(上―一〇一頁)、《中》は「西八条には、ちくごのかみさだよしが外には、弓やにたづさわりぬべき人一人もなし、女房共、おいたるあま、ふでとりなどぞ候ける」(上―一〇六頁)と前後逆にする。ただし、兵が「一人モナカリケリ」とするのは誇張した表現で、《闘・長・屋・覚・中》はこの後に、清盛が西八条邸に残っていた貞能を召し問う場面がある。《中》がわざわざ「ちくごのかみさだよしが外には」(傍線部)と加えるのは、このことによる。「青女房」は年若い女性で「老尼」と対になる。「筆執」は「文筆にかかわることを主な業務とす

る役。書き役。右筆」(《日国大》)で、つまり「弓馬に携」る者がいなかったということである。○是ノミナラズ、夜モ明ケレバ次第々々聞伝テ、洛中、白川ノ外、北山、西山、嵯峨、広隆、梅津、桂、淀、羽束、醍醐、小栗栖、日野、勧修寺、宇治、岡屋、大原、閑原、賀茂、鞍馬、大津、粟津、勢多、石山マデモ聞伝テ 地名の列挙については《闘》なし。他は小異があり、《延》「夜アケニケレバ洛中ノ外、白川、西京、鳥羽、羽束志、醍醐、小栗巢、勧修寺、小原、志津原、瀬料ノ卿ニアフレ居タリケル」(卷二―四八ウ)、《長》「夜、明にければ、洛中の外、白川、西京、木はた、伏見、宇治、岡の屋、淀、羽束瀬、醍醐、小栗栖、日野、観修寺、大原、志津原に至まで、我おとらじと、馳あつまりければ」(1―一七四頁)、《屋》「淀、ハツカセ、宇治、岳ノヤ、醍醐、小栗栖、日野、勧修寺、大原、シツ原、セレウノ里、梅津、桂ニ」(二六三頁)、《覚》「淀・はづかし・宇治・岡の屋・日野・勧修寺・醍醐・小栗栖・梅津・桂・大原・しづ原・せれうの里」(上―一〇〇頁)、《中》「あるいは、よど、はづかし、うぢ、をかの屋、だいが、をぐるす、日の、くわんじゆ寺、をほら、しづはら、せれうのさと、むめづ、かつらに」(上―一〇六頁)とする。「是ノミナラズ」と書き出すのは《盛》のみ。ここでは《盛》のみ先に経遠・兼康・家貞・貞能を挙げていたことを受けて、「これら近辺に仕えている平家の家人だけではなく」として、洛外の武士までも集まったとするのである。ついで《延・長・盛》が「夜モ明ケレバ」とし、ここで日が変わっていることを示す。以下、諸本が挙げる地名について見てみる。なお、その本が独自に挙げる地名には傍線を施した。まず、《全注釈》は、《覚》の本文において、南(淀・羽束瀬・宇治・岡屋)、

東（日野・勸修寺・醍醐・小栗栖）、西（梅津・桂）、北（大原・静原・芹生の里）の順に挙げておるのに対して、〈屋〉では南・東・北・西と、反時計回りに挙げておる（上一三二—三三二頁）。これをもとに見ると、〈中〉も〈屋〉に同じであることが分かる。これらに対して、〈延・長〉は始めに「白川・西京」の都の中心部に近い東西の地名を挙げるのが特徴的で、その後周辺地域に移って、〈延〉は南（鳥羽・羽束志）、東（醍醐・小栗巢・勸修寺）、北（小原・志津原・瀬料ノ郷）と記して西（梅津や桂）は省かれる。〈長〉は南（木はた・伏見・宇治・岡の屋・淀・羽束瀬）、東（醍醐・小栗栖・日野・勸修寺）、北（大原・志津原）と記してやはり西は省かれる。これらに比して、〈盛〉は一目して地名の多さに気づく。まず「白川、北山、西山」から始まるのが特徴で、東・北・西と都を取り囲む地名を順に挙げておる。そのまま洛西の地名（嵯峨、広隆、梅津、桂）を挙げ、次いで、洛南（淀、羽束）、洛東（醍醐、小栗栖、日野、勸修寺）を挙げるが、再び南に戻って（宇治、岡屋）を挙げてから、洛北（大原、閑原、賀茂、鞍馬）に移る。そして最後に近江に移り、（大津、粟津、勢多、石山）を挙げるのが特徴である。南、東、南と移動することについては特に理由は認められない。「広隆」は広隆寺ではなく、太秦を指すと考えられ、「うづまさ」と読んだか（校異23参照）。『書言字考節用集』に「太秦ウヅマサ」城州葛野郡「広隆ノ」ノ（ウ乾坤・第一冊・七五・七）、陽明文庫蔵『恋塚物語』に「くわうりんじ（引用者注、広隆寺か）とかきては、うづまさでらとかや」（恋田知子・四八頁）とある。また、『保元物語』（旧大系三七四頁）によれば、「左京大夫教長卿と、近江中将成雅と二人は、広隆なる所に出家して有ければ」の「広隆」に「うづまさ」と

振り仮名を付す版本もある。○馬二乗モノラザルモ、弓ヲ取モ取ラザルモ、出家遁世ノ古入道ニ至迄馳参ケレバ、洛中辺土ノ騷斜ナラズ
 〈鬪・長〉なし。〈延〉「侍、郎等、古入道マデモ次第二聞伝々々シテ、或ハ馬ニ乗モアリ乗ヌモアリ、或ハ鎧キテ未ダ甲ヲキヌ者モアリ、或ハ弓持テ矢負ヌ者モアリ、或ハ矢ヲ負テ弓ヲトラヌ者モアリ。加様ニ我芳ラジト馳集ニケレバ」（卷二一四八ウ—四九オ）、〈寛〉「あぶれるたる兵共、或鎧着ていまだ甲カブツを着ぬもあり、或は矢ヤおうていまだ弓ユミを持たぬもあり。片鎧カタカブツ踏むや踏まずにてあはてさはいで馳参る」（上一〇〇頁。〈屋・中〉もこれに近い）。先の「老モ若モ留ル者ハナシ」と同様、出家遁世した年老いた入道まで、あらゆる者が集まったことが強調される。『承久記』（続群書所収『承久兵乱記』）に、「よしとき大しやうとして、はせ参べく候。そのため、ふるにうだうどもは、せうくかまくらにのこしとゞめ候て」（二二上—六四頁）とあるように、留め置かれるような古入道まで駆けつけたとするのである。「洛中辺土ノ騷斜ナラズ」とするのは〈盛〉のみ。ここでの「辺土」は先に列挙されたように都の外側、洛外を指す。卷二「徳長寿院導師」「一人三公・卿相雲客、洛中辺土・貴賤上下、参集聴聞結縁シケリ」（一—一〇頁）。○保元平治ノ乱逆ニ物懲シテ、貴賤上下肝ヲケス
 〈盛〉の独自異文。都が戦乱に見舞われた保元・平治の乱に懲りておる人々は、皆驚き慌てた。「物懲」は、「物事にこりること。こりごりすること」（日国大）。〈近〉「物ごもりして」は誤り。○入道ノタマヒケルハ、「内府ハ何ト思テ、此等ヲバ呼取ヌルヤラン」ト、ヨク心得ズゲニテ、腹巻脱テ素絹ノ衣ニ、長念珠後手ニクリテ、縁行道シテ、「ア、内府ニ中違タランモヨキ大事ヤ」ト宣テ、イト心モ発ヌ

哀念仏ヲ被申ケル。ここで再び西八条邸の清盛に視点が移る。清盛は、「重盛は何を思つて洛中洛外の武士達を呼び集めたのだろうか」と、よく理解できない様子で、武装を解き、「重盛と仲違いしては一大事である」と心からでもない念仏を唱えたという。「ヨキ大事」は、〈延〉「南都延暦寺三井寺一ニ成ナバ、ヨキ大事ニテコソ有ソズラメ」(巻四一四七ウ)と同様に、「一大事」大變な事態の意で用いられている。重盛の強政策に為す術なく動揺した清盛を描く。これに近いのは〈延〉で、「入道宣ケルハ、『内府ハナニト思テ、是等ヲバ呼取ヤラン』トテ、ヨニ心得ズゲニテ、腹巻ヌギ置テ、素絹ノ衣ニ袈裟打懸テ禊行道シテ、心モ発ヌ念誦シテウソ打吹テ、『内府ニ中違テモヨキ大事ヤ』トゾ被思ケル」(巻一四九オ)とする。清盛は、院の幽閉を企てた際、「赤地錦鍔直垂ニ、白金物打タル黒系威ノ腹巻ニ」(一三七八頁)と武装し、重盛が諫言に來た際に「入道既ニ腹巻ヲ著給ケル上ハ」(三八二頁)という状態で、重盛に對面する際にも「腹巻ノ上ニ薄墨染ノ素絹ノ衣ヲ引懸テ出給タリケルガ」(三八五頁)とあり、腹巻を付けた戦闘態勢を取っていた。ここで「腹巻脱テ素絹ノ衣ニ」着替えたのは、重盛の軍勢召集に気圧されて、ついに清盛も折れて院に對する武力行使を完全に断念したことになる。さらに、清盛は「長念珠後手ニクリテ、縁行道」し、「イト心モ発ヌ哀念仏」をするという、動揺を隠せず心のこもらない念仏を唱える。類似の表現として、巻五「成親以下被召捕」に「相国ハ素絹ノ衣ヲ着、尻切ハキ、長念珠後手ニ取テ」(一三三四頁)とあった。念珠を後ろ手に持ち、繰るところには、清盛の落ち着かない様子が表れている。「縁行道」は「経文や念仏を唱え、あるいは冥想などしながら仏堂や屋敷の縁側、長廊下などを

歩くこと」(『例文仏教語大辞典』)。「愛宕地蔵物語」「ちやうじや、おりふし、ゑんぎやうだうしておわせしが」(『室町時代物語大成』第一一四六四頁)など中世の物語に頻出。〈盛〉では、巻九「堂衆軍」にも「翌日上人(引用者注、源空)大谷庵室ニ縁行道シ給ケルガ」(二一四頁)とある。ここでは、次節「猶縁行道シテ御座ケルガ」と同じく、清盛が信心からというよりも、不安を隠せず歩き回っている様子が窺える。「縁行道」は、前掲の〈延〉の他、後掲の〈闘・長〉にも見られる(ただし〈延・長〉は「禊行道」とする)。宮腰直人は、これら〈闘・延・長・盛〉の「縁行道」を分析する中で、法会における行道の持つ見る・見られるという関係性に注目、〈盛〉では縁行道して哀念仏する清盛の姿が家貞・貞能の眼に晒されて、「二人を前に平静を装わねばならないという意味において、清盛の「縁行道」は演技の様相を帯びてくる」(三一九頁)と指摘する。そして「縁側に出て「行道」すること」に注目し、本来室内に居るべき清盛が「身分違いの縁側へと足を運ばざるをえな」くなり、「庭上」の二人にその身を晒して、「ひたすら「縁行道」をし続け、曖昧な「哀念仏」を唱えた清盛は、しかし自らの思惑を越えたところで、救われたのではないだろうか」(三二一―三三三頁)と指摘する。「心モ発ヌ」は信心も無く、の意。「哀念仏」は「もの悲しい念仏」しじみとした様子の念仏」といった意であろう。信心からでは無いが、為す術も無くうろうろと歩きながら念仏を唱えるしかない清盛の様子である。ただし、「哀念仏」の用例は見いだせず、〈延〉に「高念仏シテ禊行道ス」(巻五一六オ)とあるように、「禊行道」と合わせて用いられる「高念仏」の誤写から生じた表現の可能性もあろうか。さて、〈延・盛〉

に對して、他の諸本は異同が大きい。〈闘・長・屋・覚・中〉は、いづれも清盛が西八条邸に残っていた貞能を召し、對話を通して清盛が反省に向かう様子を描き、そのなかで以上の動揺する清盛の様子も描写される。〈屋・覚・中〉は、〈覚〉「其時入道大に驚き、貞能を召して、内府は何と思ひてこれらをば呼びとるやらん。是で言ひつる様に入道が許へ討手なンドやむかへんずらん」との給へば、貞能涙をほらくと流いて、『人も人にこそよらせ給ひ候へ。争かさる御事候べき。今朝是にて申させ給ひつる事共も、みな御後悔ぞ候らん』と申ければ、入道、内府に中たがふてはあしかりなるとや思はれけん、法皇迎へまいらせんずる事も、はや思とゞまり、腹巻脱ぎをき、素絹の衣に袈裟うちかけて、いと心にもおこらぬ念珠してこそおはしけれ」（上一〇一頁）のように、貞能に「重盛は何を考えて軍勢を召集したのか、こちらに討手を差し向けるつもりか」と動揺する清盛に對して、貞能は「そのようなことはありません。（重盛は）ここで申されたことも後悔されているでしょう」と答え、重盛との仲違いを恐れた清盛は法皇幽閉のことも思いとどまり、武装を解いたとなつてゐる。一方で〈闘・長〉では、さらに清盛から重盛に使いが出され、和解まで描くのが特徴である。まず〈闘〉では、「西八条に只候貞能一人」（西八条には只貞能一人候ひけり。下一二〇オ）と貞能しか残っていないことを強調する。次いで「入道召貞能只今有誰」歎被問「者誰不候」申此不思議事哉於然無兵。歎石大將如何三位中将若何言君達侍共皆申小松殿入道猶不審氣立。大床。乍。嘯打吹。縁行道。此有有人。歎此。面道彼の面道指臨々々雖見回。無兵一人（入道、貞能を召して、「只今誰か有る」と問はれければ、「誰

も候はず」と申す。「此は不思議の事かな。然にても兵は無きか。右大將は如何に。三位中将は若何に」と言へば、「君達も侍共も皆小松殿へ」と申す。入道猶不審氣にて、大床に立ち、嘯打ち吹きながら縁行道して、「此れに人有るか、彼こに人有るか」とて、此の面道彼の面道を指し臨き指し臨き見回しけると雖も、兵一人も無かりけり。下一二〇オ」と、貞能を召した清盛は、兵達がいなことに動揺し、宗盛や知盛の所在を尋ねるも、彼らもみな小松殿に向かったことを知らされ、縁行道しながら面道をのぞき込んでまで兵を探す姿が戯画化されて描かれる。それにより重盛と仲違いをすることの重大さを知つた清盛は、「入道与内府。中違不。叶事哉大に被騒。矣又曰此体。隙に耶大納言。余党応寄来。可為。如何。言貞能。應然事候。可有能様。御計。候御子依御子。候小松殿違御中御坐覚。悪候申（入道、「内府と中違ひては叶はぬ事かな」と、大きに騒がれけり。又曰ひけるは、「此の体の隙にや、大納言の余党寄せ来たるべし。如何が為べき」と言ひければ、貞能申しけるは「然る事候ふべし。能き様に御計ひ有るべく候ふ。御子も御子に依り候ふ。小松殿に御中違ひ御坐しては悪しく覚え候ふ」と申しければ。下一二〇オ）などと、貞能とやり取りした後、貞能を重盛のもとに派遣し、「脱捨腹巻。素絹の衣打。掛袈裟。指人持仏堂。不発。心念誦。居矣（腹巻を脱ぎ捨て、素絹（素絹カ）の衣に袈裟を打ち掛け、持仏堂に指し入り、心にも発らぬ念誦してぞ居たりける。下一二〇オウ）」と武装を解き、念誦をする。その後、貞能が使いとして重盛のもとに出かけて清盛の言葉を伝え、それを聞いた重盛が不孝を詫び、さらにそれを聞いた清盛が法皇幽閉を思いとどまることが描かれる。「貞能參小松殿。申此

由(一)者重盛又流涙波羅々々言我適乍受人界に生(二)成(三)彼(四)悪人(五)の子(六)併(七)作(八)罪業(九)悲(一〇)子逢(一一)親(一二)可(一三)申(一四)對(一五)望(一六)我(一七)乍(一八)子被(一九)對(二〇)望(二一)親(二二)事(二三)過(二四)此逆(二五)罪有(二六)何(二七)乎(二八)淚不(二九)搔(三〇)敢(三一)泣(三二)一門(三三)人(三四)人(三五)并(三六)侍(三七)共(三八)莫(三九)不(四〇)皆(四一)流(四二)涙(四三)重(四四)盛(四五)承(四六)此(四七)仰(四八)御(四九)返(五〇)事(五一)畏(五二)候(五三)畢(五四)左(五五)様(五六)思(五七)食(五八)留(五九)院(六〇)參(六一)候(六二)之上(六三)爭(六四)可(六五)奉(六六)乖(六七)仰(六八)候(六九)乎(七〇)又(七一)何(七二)事(七三)明(七四)日(七五)謚(七六)令(七七)參(七八)上(七九)可(八〇)申(八一)承(八二)候(八三)申(八四)給(八五)入(八六)道(八七)驚(八八)此(八九)事(九〇)共(九一)可(九二)剪(九三)鬚(九四)大(九五)納(九六)言(九七)預(九八)事(九九)被(一〇〇)打(一〇一)置(一〇二)可(一〇三)奉(一〇四)流(一〇五)法(一〇六)皇(一〇七)事(一〇八)被(一〇九)留(一一〇)矣(一一一)貞(一一二)能(一一三)小(一一四)松(一一五)殿(一一六)に(一一七)參(一一八)り(一一九)此(一二〇)の(一二一)由(一二二)を(一二三)申(一二四)し(一二五)け(一二六)れ(一二七)ば(一二八)、重(一二九)盛(一三〇)又(一三一)涙(一三二)を(一三三)波(一三四)羅(一三五)々(一三六)々(一三七)と(一三八)流(一三九)し(一四〇)て(一四一)言(一四二)ひ(一四三)け(一四四)る(一四五)は(一四六)、「我(一四七)適(一四八)人(一四九)界(一五〇)に(一五一)生(一五二)を(一五三)受(一五四)け(一五五)な(一五六)が(一五七)ら(一五八)彼(一五九)る(一六〇)悪(一六一)人(一六二)の(一六三)子(一六四)と(一六五)成(一六六)り(一六七)て(一六八)、併(一六九)し(一七〇)な(一七一)が(一七二)ら(一七三)罪(一七四)業(一七五)を(一七六)作(一七七)る(一七八)悲(一七九)し(一八〇)さ(一八一)よ(一八二)。子(一八三)は(一八四)親(一八五)に(一八六)逢(一八七)ひ(一八八)て(一八九)こ(一九〇)そ(一九一)對(一九二)望(一九三)す(一九四)と(一九五)申(一九六)す(一九七)べ(一九八)き(一九九)に(二〇〇)、我(二〇一)は(二〇二)子(二〇三)な(二〇四)が(二〇五)ら(二〇六)親(二〇七)に(二〇八)對(二〇九)望(二一〇)せ(二一一)ら(二一二)れ(二一三)ん(二一四)事(二一五)、此(二一六)れ(二一七)に(二一八)過(二一九)ぎ(二二〇)た(二二一)る(二二二)逆(二二三)罪(二二四)何(二二五)か(二二六)有(二二七)ら(二二八)ん(二二九)や(二三〇)と(二三一)て(二三二)、涙(二三三)も(二三四)搔(二三五)き(二三六)敢(二三七)へ(二三八)ず(二三九)泣(三四〇)きた(三四一)ま(三四二)へ(三四三)ば(三四四)、一(三四五)門(三四六)の(三四七)人(三四八)人(三四九)并(三五〇)び(三五一)に(三五二)侍(三五三)共(三五四)、皆(三五五)涙(三五六)を(三五七)流(三五八)さ(三五九)ざる(三六〇)は(三六一)莫(三六二)し(三六三)。「重(三六四)盛(三六五)、此(三六六)の(三六七)仰(三六八)せ(三六九)を(三七〇)承(三七一)り(三七二)、御(三七三)返(三七四)事(三七五)畏(三七六)つ(三七七)て(三七八)承(三七九)り(三八〇)候(三八一)ひ(三八二)畢(三八三)ぬ(三八四)。左(三八五)様(三八六)に(三八七)院(三八八)參(三八九)を(三九〇)思(三九一)し(三九二)食(三九三)留(三九四)まり(三九五)候(三九六)ふ(三九七)上(三九八)は(三九九)、争(四〇〇)か(四〇一)仰(四〇二)せ(四〇三)を(四〇四)乖(四〇五)き(四〇六)奉(四〇七)り(四〇八)候(四〇九)ふ(四一〇)べ(四一一)き(四一二)。又(四一三)何(四一四)事(四一五)も(四一六)明(四一七)日(四一八)、謚(四一九)か(四二〇)に(四二一)參(四二二)上(四二三)せ(四二四)し(四二五)め(四二六)申(四二七)し(四二八)承(四二九)る(四三〇)べ(四三一)き(四三二)候(四三三)ふ(四三四)と(四三五)申(四三六)し(四三七)給(四三八)ひ(四三九)け(四四〇)り(四四一)。入(四四二)道(四四三)此(四四四)の(四四五)事(四四六)共(四四七)、驚(四四八)き(四四九)、大(四五〇)納(四五一)言(四五二)の(四五三)頸(四五四)を(四五五)剪(四五六)る(四五七)べ(四五八)き(四五九)事(五六〇)も(五六一)打(五六二)ち(五六三)置(五六四)か(五六五)れ(五六六)て(五六七)、法(五六八)皇(五六九)を(五七〇)流(五七一)し(五七二)奉(五七三)る(五七四)べ(五七五)き(五七六)事(五七七)も(五七八)思(五七九)ひ(五八〇)留(五八一)ま(五八二)ら(五八三)れ(五八四)た(五八五)ま(五八六)ひ(五八七)ぬ(五八八)。一(五八九)下(五九〇)一(五九一)二(五九二)〇(五九三)ウ(五九四)」。山(五九五)下(五九六)宏(五九七)明(五九八)は、(五九九)闕(六〇〇)の(六〇一)こ(六〇二)の(六〇三)箇(六〇四)所(六〇五)を、他(六〇六)の(六〇七)諸(六〇八)本(六〇九)よ(六一〇)り(六一一)も(六一二)増(六一三)補(六一四)を(六一五)思(六一六)わ(六一七)せる(六一八)箇(六一九)所(六二〇)と(六二一)して(六二二)指(六二三)摘(六二四)す(六二五)る(六二六)(一〇二頁)。次(六二七)に(六二八)〈長〉は、やはり『侍に、誰々かある』。『貞能ならでは一人も候はず』。『さるにても誰かある』。『小松殿へみなまいりて、貞能が外は、一人も候はぬものを』(一七四頁)と、やはり貞能しか残っていないことを強調する。そして〈闕〉同様、「入道殿、『さるにても』とて、走出て見給へば、実も、侍には人壱人もなし。こゝにやある、かしこにや」と、爰のかくれ、かしこのゑんどう、のぞきありき給けれども、

一人も見えざりけり。『こはいかに、内府に中違ては、片時も世にたちまひてあらん事は、かなふまじかりけるものを』とてこそ、うそぶきて、よに心得ず、けふ覺げにて、はら巻ぬぎをきて、挺行道して、そけん(一)の(二)衣(三)に、袈裟(四)うち(五)かけて、いと心もおこらぬ念珠(六)くりてぞおはしける(七)(一七四頁)と、周章(八)狼(九)狽(一〇)して(一一)兵(一二)士(一三)を(一四)探(一五)し(一六)回(一七)り、重(一八)盛(一九)との(二〇)仲(二一)違(二二)いを(二三)恐(二四)れ、縁(二五)行(二六)道(二七)して、念(二八)珠(二九)を(三〇)繰(三一)る(三二)姿(三三)が(三四)描(三五)か(三六)れる(三七)。次(三八)いで、貞(三九)能(四〇)に(四一)重(四二)盛(四三)と(四四)和(四五)解(四六)を(四七)勸(四八)め(四九)ら(五〇)れ(五一)た(五二)清(五三)盛(五四)が、忠(五五)度(五六)に(五七)重(五八)盛(五九)と(六〇)の(六一)仲(六二)介(六三)を(六四)頼(六五)み、忠(六六)度(六七)が(六八)重(六九)盛(七〇)の(七一)元(七二)に(七三)出(七四)か(七五)け(七六)て(七七)清(七八)盛(七九)の(八〇)言(八一)葉(八二)を(八三)伝(八四)え、それ(八五)を(八六)聞(八七)いた(八八)重(八九)盛(九〇)も(九一)不(九二)孝(九三)を(九四)詫(九五)び、和(九六)解(九七)する(九八)様(九九)が(一〇〇)描(一〇一)か(一〇二)れる(一〇三)。「貞(一〇四)能(一〇五)申(一〇六)ける(一〇七)は、『御(一〇八)子(一〇九)も(一一〇)御(一一一)子(一一二)に(一一三)こ(一一四)そ(一一五)よ(一一六)ら(一一七)せ(一一八)給(一一九)候(一二〇)へ。な(一二一)に(一二二)か(一二三)く(一二四)る(一二五)し(一二六)く(一二七)候(一二八)べ(一二九)き(一三〇)。御(一三一)退(一三二)望(一三三)候(一三四)て、御(一三五)中(一三六)を(一三七)な(一三八)を(一三九)ら(一四〇)せ(一四一)まし(一四二)く(一四三)候(一四四)へ(一四五)か(一四六)し(一四七)と(一四八)こ(一四九)そ(一五〇)存(一五一)候(一五二)へ』と(一五三)申(一五四)け(一五五)れ(一五六)ば、(一五七)中(一五八)略(一五九)(清(一六〇)盛(一六一)は(一六二)忠(一六三)度(一六四)に)『な(一六五)だ(一六六)め(一六七)給(一六八)はん(一六九)ず(一七〇)る(一七一)様(一七二)は、『此(一七三)ほど(一七四)世(一七五)中(一七六)し(一七七)づ(一七八)か(一七九)なら(一八〇)ね(一八一)ば、法(一八二)皇(一八三)を(一八四)暫(一八五)鳥(一八六)羽(一八七)殿(一八八)に(一八九)を(一九〇)き(一九一)ま(一九二)い(一九三)ら(一九四)せ(一九五)て、世(一九六)をし(一九七)づ(一九八)め(一九九)んと(二〇〇)す(二〇一)れば、嫡(二〇二)子(二〇三)に(二〇四)捨(二〇五)ら(二〇六)る(二〇七)こ(二〇八)そ(二〇九)か(二一〇)な(二一一)し(二一二)け(二一三)れ。老(二一四)て(二一五)子(二一六)に(二一七)す(二一八)て(二一九)ら(二二〇)る(二二一)は、朽(二二二)木(二二三)の(二二四)枝(二二五)な(二二六)きに(二二七)こ(二二八)そ。院(二二九)參(二三〇)に(二三一)を(二三二)い(二三三)て(二三四)は(二三五)思(二三六)と(二三七)ゞ(二三八)ま(二三九)り(二四〇)候(二四一)い(二四二)ぬ。自(二四三)今(二四四)以(二四五)後(二四六)は、内(二四七)府(二四八)の(二四九)は(二五〇)か(二五一)ら(二五二)ひ(二五三)申(二五四)さん(二五五)事(二五六)を(二五七)ば、一(二五八)切(二五九)背(二六〇)ま(二六一)じ(二六二)き(二六三)ぞ。き(二六四)と(二六五)立(二六六)寄(二六七)給(二六八)へ。な(二六九)に(二七〇)事(二七一)も(二七二)申(二七三)承(二七四)べ(二七五)し』と(二七六)ぞ(二七七)申(二七八)され(二七九)ける(二八〇)。薩(二八二)摩(二八三)守(二八四)、小(二八五)松(二八六)殿(二八七)へ(二八八)馳(二八九)向(三〇〇)て、此(三〇一)よ(三〇二)し(三〇三)を(三〇四)申(三〇五)され(三〇六)ければ、小(三〇七)松(三〇八)殿(三〇九)、袖(三一〇)を(三一〇)顔(三一〇)に(三一〇)をし(三一〇)あ(三一〇)て、は(三一〇)ら(三一〇)は(三一〇)ら(三一〇)と(三一〇)泣(三一〇)給(三一〇)。いと(三二〇)久(三二一)あ(三二二)て(三二三)の(三二四)給(三二五)ける(三二六)は、『を(三二七)ろ(三二八)か(三二九)なる(三三〇)親(三三一)に(三三二)も(三三三)した(三三四)が(三三五)ひ(三三六)て、君(三三七)を(三三八)捨(三三九)奉(三四〇)候(三四一)はん(三四二)事(三四三)は、恩(三四四)を(三四五)知(三四六)ら(三四七)ぬ(三四八)畜(三四九)生(三五〇)に(三五一)に(三五二)たり。父(三五三)を(三五四)捨(三五五)て、君(三五六)の(三五七)御(三五八)方(三五九)へ(三六〇)ま(三六一)い(三六二)り(三六三)候(三六四)は、又(三六五)不(三六六)孝(三六七)の(三六八)重(三六九)盛(三七〇)、罪(三七一)深(三七二)し。』(中(三七三)略)扱、小(三七四)松(三七五)殿(三七六)は、西(三七七)八(三七八)条(三七九)殿(三八〇)へ(三八一)入(三八二)せ(三八三)給(三八四)て(三八五)こそ、御(三八六)中(三八七)は(三八八)和(三八九)平(三九〇)し(三九一)給(三九二)けれ(三九三)れ(三九四)(一七四一七六頁)。この(三九五)よ(三九六)う(三九七)に(三九八)〈長〉では、この(三九九)場(四〇〇)面(四〇一)には(四〇二)か(四〇三)な(四〇四)り(四〇五)の(四〇六)分量(四〇七)が(四〇八)割(四〇九)かれ、父(四一一)子(四一二)の(四一三)心(四一四)が(四一五)通(四一六)じ(四一七)合(四一八)う(四一九)様(四二〇)子(四二一)が(四二二)描(四二三)か(四二四)れて(四二五)いる。島(四二六)津(四二七)忠(四二八)夫(四二九)は、

この場面で〈長〉が「平曲や謡曲で著名となった忠度を持ち出すことは、やはりそれらが盛んに語られた南北朝から室町期にかけてのことではないか」とする（一八六頁）。おそらくは〈延〉のように、ただ西八条邸で動揺する清盛を描くのが原型に近いのではないだろうか。そこに〈鬨・長・屋・覚・中〉のように、貞能との対話を通して武装を解き院参を諦める清盛を描くようになったのだろう。さらに〈鬨・長〉では重盛とのやり取りを通した二人の和解まで記されるよ

うになったのではないか。つまり、本来は、重盛の命で直ちに近隣の武士が集まったとする、重盛の実力を示すところにあった逸話が、対する清盛の心境の変化も描こうとすることで、貞能との対話が登場し、さらに清盛と重盛とのやり取りと和解にも重点が置かれるようになったのである。〈盛〉の改編も同様の方向性によるものと考えられるが、〈鬨・長〉とは異なり、次節に見るように、重盛から清盛に対する働きかけが描出されている。

【引用研究文献】

- * 池田敬子「ゆゆしく大様なる人―覚一本『平家』重盛検証―」（『国語国文』六五巻四号、一九九六・4。『軍記と室町物語』清文堂出版二〇〇一・10再録。引用は後者による）
- * 岡田三津子「延慶本『平家物語』の人物造型―平家貞・貞能の場合を中心として―」（『中世文学』三三号、一九八七・5）
- * 木村真美子「中世の院御厩司について―西園寺家所蔵「御厩司次第」を手がかりに―」（『学習院大学史料館紀要』一〇号、一九九九・3）
- * 恋田知子「陽明文庫蔵「道書類」の紹介（一）『恋塚物語』翻刻・略解題」（『三田國文』四六号、二〇〇七・12）
- * 島津忠夫「教訓状・烽火の沙汰―『平家物語』についてのひとつの覚書―」（『国語国文』一九八〇・7。『平家物語試論』汲古書院一九九七・7、後に『島津忠夫著作集第十巻物語』和泉書院二〇〇六・10再録。引用は後者による）
- * 高橋昌明「平家人制と源平合戦」（『軍記と語り物』三八号、二〇〇二・3。『平家と六波羅幕府』東京大学出版会二〇一三・2再録。引用は後者による）
- * 田中文英『平氏政権の研究』（思文閣出版一九九四・6）
- * 原卓志「如法」の意味・用法について」（『訓読語と訓点資料』一〇八号、二〇〇二・3）
- * 宮腰直人「縁行道」小考」（『平家物語』の転生と再生（笠間書院二〇〇三・3））
- * 元木泰雄①「藤原成親と平氏」（『立命館文学』八〇五号、二〇〇八・3）
- * 元木泰雄②「平重盛論」（『麗谷壽・山中章編『平安京とその時代』思文閣出版、二〇〇九・12）
- * 山下宏明「源平鬨諍録の研究」（『平家物語研究序説』明治書院一九七二・3）

又小松殿ニハ、盛国¹承テ侍²ノ。著到シケリ。宗人³ノ侍³三千余人、郎等乗替打具テ、二万余騎トゾ注シタル。⁴内大臣ハ、著到披見ノ後、家貞・貞能ヲ召テ子細ヲ下知シ給テ、西八条ヘ、遣⁵レケリ。二人ノ者共入道⁷殿⁸ニ參テ、弓脇ニ扶甲ヲ脱、高紐ニ懸テ、庭上ニ候ケリ。入道殿ハ人々ニ捨ラレテ、徒然ノ余ニ、猶縁行道シテ¹⁰御座ケルガ、此等ヲ見給テ¹¹ヘラヌ体ニ宣ケルハ、「如何ニ家貞、貞能ヨ。小松殿ニハ軍兵ヲ誘引シテ、¹²是ニハ一人一人モナシ。」「¹³所存何事ゾ。其意ヲ得ズ。」「ト宣ヘバ、家貞畏テ、「可有御院參之由、仙洞依¹⁴被¹⁵聞召、法皇大ニ¹⁶驚御座テ、勅定ニ、¹⁷為¹⁸治天下、被¹⁹下軍將之宣旨之後、経多年之間、云官位ニ云福祿、秀²⁰于先例。」「²¹深可²²存朝恩之処、²³還而欲²⁴乱²⁵国家²⁶之条、²⁷既為朝敵之上者、速ニ可²⁸追討之旨、²⁹所³⁰被³¹下院宣也。昨日申入シガ如、³²奉³³向³⁴父弓矢ヲ引事ハ有ベカラズトイヘ共、重盛³⁵今³⁶官³⁷居³⁸シ禄ヲ貪ル上ハ、勅定又³⁹難⁴⁰奉⁴¹背。此事⁴²聞食レナバ、御自害モヤアランズラン。先守護⁴³進セヨ。重盛⁴⁴角⁴⁵テ侍レバ、御命ヲバ奉公ニ申替侍ラン」ト⁴⁶被⁴⁷仰下」ト申タレバ、入道⁴⁸殿⁴⁹マツ興醒テ、俄⁵⁰二道心モ失果ツ、⁵¹「実カ虚言カ」ト宣ヘバ、「⁵²一⁵³定⁵⁴二候」ト申ス。「ヨモサラジ。入道⁵⁵ヲ⁵⁶矯見トテコソ」トイハレケレバ、家貞ハ、「今始テ⁵⁷小松殿、左様ノ輕々敷御事有ベシト不⁵⁸存。院宣トテ軍兵ノ中ニ御披露有シハ、⁵⁹一定ノ事ニコソ」ト申時、入道大ニ⁶⁰歎給テイハレケルハ、「家貞、貞能、慥ニ承レ。昨日申シ様ニ出家人道ノ身也。余年日⁶¹数少シ。内府ニ奉⁶²讓⁶³世ヌル上ハ、向後ハ物ニ⁶⁴イロヒ申事アルベカラズ。院宣ノ御返事モヨキ様ニ⁶⁵可⁶⁶被⁶⁷奏聞。」「⁶⁸トモ角モ⁶⁹相計ハレンニコソ奉⁷⁰隨ラメ」ト、「曳、去バトク還リ行テ、此由ヲ申ベシ」ト宣ヘバ、二人ノ者共ハ、「守護ニ候ベシトノ仰也。⁷¹別ノ御使ヲ以テ可⁷²被⁷³仰⁷⁴候ラン」ト申⁷⁵去⁷⁶。

【校異】 1 〈近〉「うけたまはて、〈蓬〉」承⁷⁷テ、〈静〉」承⁷⁸リテ。 2 〈蓬〉「ケリ」なし。なお、「着到し」。〈静〉「着到しけり」。 3 〈近〉「三十余人」。 4 〈近〉「うちのおとゝは、〈蓬〉」「ハ」なし。なお、「内大臣」。 5 〈蓬・静〉「着到」。 6 〈蓬・静〉「遣しけり」。 7 〈蓬〉「殿」なし。 8 〈近〉「まいて、〈蓬〉」「参りて、〈静〉」「まいりて」。 9 〈近〉「つれくの、〈蓬・静〉」「徒然の」。 10 〈近〉「おはしけるか、〈蓬〉」「御座けるか、〈静〉」「御坐けるか」。 11 〈蓬〉「不⁷⁹倍」、〈静〉「不⁸⁰倍」。 12 〈近〉「これには、〈蓬・静〉」「是ニハ」なし。 13 〈近〉「いを、〈蓬・静〉」「心を」。 14 〈近・蓬・静〉「と」。〈底〉虫損により補う。 15 〈近〉「かしこまで、〈蓬〉」「畏テ、〈静〉」「畏テ」。 16 〈近〉「おとろきおはしまして、〈蓬〉」「驚御座テ、〈静〉」「驚御坐テ」。 17 〈近〉「てんかをおさめんために、〈蓬〉」「為⁸¹治天下」。 18 〈近〉「ふかくてうをんをぞんずべきところに、〈蓬〉」「深朝恩を存すへき所に、〈静〉」「深朝恩を存すへき処」。 19 〈近〉「かへつて、〈蓬〉」「還⁸²テ、〈静〉」「還⁸³テ」。 20 〈近〉「すてにてうてきのうへたれば、 21 〈近〉「あんせんをくたさるゝ也。 22 〈近〉「ちくむかひたてまつり、〈蓬〉」「父に向ひたてまつりて、〈静〉」「父にむかひ奉⁸⁴テ」。 23 〈蓬〉「今に、〈静〉」「いまに」。 24 〈近〉「くはんにきよし、〈蓬〉」「官⁸⁵ニ居⁸⁶し、〈静〉」「官⁸⁷ニ居⁸⁸し」。 25 〈蓬・静〉「奉」なし。なお、ともに「そむきかたし」。 26 〈蓬〉「聞召⁸⁹れは」。 27 〈近〉「おほせくたされ候と、〈蓬〉」「仰⁹⁰下⁹¹さるゝと、〈静〉」「仰⁹²下⁹³さるゝと」。 28 〈近〉「殿」なし。 29 〈近〉「まことかそらことかと」とし、「かそら」の上から一重線あり。〈蓬〉「実カ虚言かと」、〈静〉「実歟虚言歟と」。 30 〈近〉「あさむき見よとてこそと」、〈蓬〉「矯⁹⁴みんとてこそと」、〈静〉「矯⁹⁵見とてこそと」。 31 〈蓬・静〉「小松殿の」。 32 〈蓬〉「一定事にこそと」。 33 〈蓬・静〉

「綺^{イロイ}紳」。34〈蓬〉「奏^{ソウ}せらるへし」。35〈蓬・静〉「左^トも右^{カガ}も」。36〈蓬〉「相^{アイ}はかられんにこそ」。37〈静〉以下「無道ノ逆」まで一字下げ。頁替わりによる。38〈近〉「へちの」、〈蓬〉「別の」。

【注解】○又小松殿ニハ、盛国承テ侍ノ著到シケリ。宗人ノ侍三千余人、郎等乗替打具テ、二万余騎トゾ注シタル。〈闘・長〉なし。〈屋・覚・中〉

「小松殿には、盛国承^{モリ}ツて、着到^{チヤクタク}つけり。馳^{ハセマシ}参たる勢^{セイ}ども、一万（〈屋

は「二万」余騎^{ヨキ}とぞするいたる」（〈覚〉上一〇一頁）。〈延〉は「小

松殿ニハ、盛国方奉ニテ侍ノ着到付ケリ。侍三千余人、郎等・乗替ト

モナク、凡ノ勢二万七千八百余騎トゾ注シケル」（巻二一四九オ）と、

〈盛〉に近い。盛国は、前節で重盛の命を受けて兵の召集の使いとなっ

ているように、ここでは重盛に忠実に仕える人物として描かれている。

「著（着）到シケリ」は〈延・屋・覚・中〉いずれも「着到つけり」

とある。「着到」は着到状のことで、「軍勢催促状に応じた武士が、馳

せ参じたことを記して提出した文書」（『鎌倉遺文』）にみる中世のこ

とば辞典』四二頁）であり、転じて「出陣のとき、諸方から馳せ集まっ

た軍勢の来着を記録すること」（『角川古語大辞典』）の意。盛国が命

を受けて馳せ参じた侍の記録を付けたことになる。「宗人（むねとの）」

は「むねとの」の形で、連体成分として用いる。おもだった。おもだっ

た者という意味のときは、「宗徒」と書かれる」（『角川古語大辞典』「む

ねと」）。〈近〉「むねとの」、〈蓬〉「宗との」、〈静〉「宗人（むねと）

は〈底・静〉に同じ。巻四「涌泉寺喧嘩」「八院三社ノ衆徒ノ張本ニ、

智積、覚明、法台、金台、学円、仏光寺ノ宗人ノ大衆三千余人、三寺

四社ノ衆徒等相見シテ」（一―二〇九頁）。『邦訳日葡辞書』「Munefono

tsuanono. ムネトノツワモノ（宗との兵）名高くて強い兵士」（四三三

頁）。「乗替」はここでは「乗りかえるために用意した馬をあずかって

(三)

乗る侍」（日国大）。召集に応じた侍たちは、戦鬪なることを想定

しているということだろう。『保元物語（金刀比羅本）』中巻「身の分

限なかりければ、乗替・郎等迄は思ひもよらず」（旧大系一〇二頁）。

「主立った侍三千余人が、郎等や乗替を引き連れて参上した」の意と

なる。○内大臣ハ著到披見ノ後、家貞・貞能ヲ召テ子細ヲ下知シ給

テ、西八条ヘ遣レケリ。重盛が着到状を確認した後、家貞・貞能を西

八条邸へ遣わしたとするのは〈盛〉のみ。〈延・屋・覚・中〉は、〈延〉

「内大臣ハ着到披見ノ後、侍共ニ対面シテ宣ケルハ」（巻二一四九オ）

四九ウ）や、〈覚〉「着到披見の後、大臣中門に出て、侍共^{サブライ}にの給

ひけるは」（上一〇一頁）のように、重盛が侍たちに訓辞し、幽土・

褒姒の故事を語る場面へと続く。これは、前節で述べたように、簡略

な形を取る〈延〉では、西八条邸で動揺する清盛を描くのみであり、

また〈屋・覚・中〉では、すでに清盛が西八条邸に残っていた貞能と

の対話を通して武装を解き院参を諦めていることによる。〈闘・長〉

も同様で、〈闘〉では貞能が、〈長〉では忠度が、清盛から重盛のもと

に派遣されて両者は和解しているため、いずれもそのまま重盛の訓辞

に移る。これらに対して、〈盛〉は前節で、名前を列举して家貞・貞

能までも重盛のもとへ参じていたことから、ここで両名を西八

条邸へ派遣して、清盛に再度の説得を試みるのである。前節「入道ノ

タマヒケルハ、（中略）イト心モ発又哀念仏ゾ被申ケル」項で述べ

たように、おそらく〈盛〉の本文は後出で、〈長・屋・覚・中〉が描

くような、家人が皆重盛の命に従った中で、貞能が一人西八条邸に

残っていることに不自然さを感じて改編したのであろう。〈盛〉は、合理的に家人の動きを解釈しようとする中で、前節から本節にかけての本文の改編を施したものと思われる。諸本の貞能が、西八条邸に残り、清盛に理解を示す立場で発言するのに対して、〈盛〉の家貞・貞能は、完全に重盛に従った形で清盛の説得に当たっているのが大きな違いである。家貞・貞能については前節「是ヲ承ル者共、オボロケニテハ騒給ハヌ人ノ（中略）筑後守家貞、肥後守貞能等ヲ始トシテ、如法夜中ノ事ナレドモ、我先ニトゾ馳參ケル」項参照。〈盛〉が諸本の貞能に加えて父家貞を加えた理由は不明だが、貞能が清盛だけでなく、重盛にも忠心をもって仕えている点は注目される。岡田三津子は、特に〈延〉において、家貞・貞能像が「小松一門との関連で描き出そうとする意図のもとに造型された」（六一頁）ことを指摘するが、〈盛〉もその影響下にあると言えるだろう。卷三十一「貞能參小松殿墓」では、重盛の後生を弔う貞能が描かれる（他の諸本も類似記事あり）。また、卷三十「平家自宇治勢多上落」に「同廿一日、新三位中将資盛大將軍トシテ、肥後守貞能等ヲ相具シテ二千余騎、宇治路ヨリ田原路ヲ廻テ」（4—三三八頁）と見えるが、古記録からも重盛の子資盛と密接な関係を持ったことも知られている。治承四年十二月に東国の源氏追討のため平氏軍が出陣した際に、伊賀道には資盛が大將軍となつて貞能がこれを補佐した他、平家都落ちの際には、資盛・維盛・貞能が都に引き返すなど（十種手雅敬・一二五—一二八頁）、貞能は「重盛亡き後は、維盛の弟資盛の傍らにあり、資盛を大將軍とする部隊の侍大将の役を務めることが多かった」（高橋昌明・一五四頁。また佐々木紀一・四四—四五頁も参照）。また、永井義憲は、諸国の小松寺と称

する寺と観音信仰との関係について論じる中で、「常陸の小松寺は重盛の一族平貞能が重盛の遺骨と守護仏の如意輪観音及び後室の相応院得律禪尼を伴い来りて一字を建立、寺名を相応院と名づけた」（三四一頁）ことなどを指摘する。またこれを受けて、水原一も、貞能を開基とする小松寺を複数取り上げている。小松家と貞能との関係が広く伝承されていたことがうかがえる。なお、〈早重忠〉「遣シケリ」校異6参照。○二人ノ者共入道殿ニ參テ、弓脇ニ挟ヲ脱、高紐ニ懸テ、庭上ニ候ケリ 前項で述べたように、以下、〈盛〉の独自異文となる。家貞・貞能の二人が西八条邸を訪れ、庭に跪く。高紐は「鎧の後胸の先端と前胸の上部をつなぐ掛け渡しの紐」（日国大）。ここに脱いだ甲を懸ける。弓を脇に挟み甲を脱ぐというのは、貴人の前に敬屈する際の一連の動作。『保元物語』（半井本）中巻「下野守ノ前ニ走セ參ジ、馬ヨリ飛デ下リ、甲ヲヌギ、高紐ニ懸、弓脇夾ミ、アヘタク／＼申ケルハ」（新大系五六頁）。○入道殿ハ人々ニ捨ラレテ徒然ノ余ニ、猶縁行道シテ御座ケルガ、此等ヲ見給テハラヌ体ニ宣ケルハ、「如何ニ家貞、貞能ヨ。小松殿ニハ軍兵ヲ誘引シテ、是ニハ一人モノナシ。所存何事ゾ。其意ヲ得ズ」ト宣ヘバ 清盛はなす術も無く「縁行道」を続けていたが、二人を見て「ハラヌ体」を見せる。「ハラヌ体」は、本箇所が三例目。一例目は前段「小松殿教訓父」で、教訓に訪れた重盛を見て、清盛は「入道ハハラヌ体」にて弁明をする。これは〈盛〉のみの表現である（本全釈一八一—五七頁「入道ハハラヌ体ニテ」項参照）。二例目は同じくその続きに、重盛の涙を流しながらの教訓を受けて「入道ハ口説立ラレテ、ヲロ泣色ニハ御座ケレドモ、猶ハラヌ体ニテ」反論をする。同様の場面で諸本では〈延〉「シラケ

ヌ体ニ」（卷二一四八オ）、〈覺〉「力もなげにて」（上一〇〇頁）などとしており、ここでも〈盛〉のみが「ヘラヌ体ニ」とする（前々々節「入道ハ口説立ラレテ、ヲロ泣色ニハ御座ケレドモ、猶ヘラヌ体ニテ」項参照）。このように、重盛に対峙する清盛の描き方として、〈盛〉のみが三度にわたって「ヘラヌ体」であったと繰り返しているのであり、〈盛〉が一貫して重盛に対して「負け惜しみをする、平然を装う」清盛像を描こうとしていることがわかる。なお、「ヘラヌ」を〈早（黒）〉「不倍」とする。校異11参照。○家貞畏テ、「可有御院參之由、仙洞依被聞召、法皇大ニ驚御座テ、勅定ニ、為治天下、被下軍將之宣旨之後、經多年之間、云官位云福祿、秀于先例。深可存朝恩之処、還而欲乱国家之条、既為朝敵之上者、速ニ可追討之旨、所被下院宣也。昨日申入シガ如、奉向父弓矢ヲ引事ハ有ベカラストイヘ共、重盛今官居シ祿ヲ貪ル上ハ、勅定又難奉背。此事聞食レナバ、御自害モヤアランズラン。先守護シ進セヨ。重盛角テ侍レバ、御命ヲバ奉公ニ申替侍ラシト被仰下」ト申タレバ、家貞が清盛に、重盛に言われたとおり「子細」を伝える。その内容は、「（父清盛が）院參されることを、院がお聞きになって大いに驚かれ、勅定として、『天下を治めるために、（清盛に）軍將の宣旨を下して後、長年の間、（平家に与えた）官位とよい富とよい、先例に秀でるものであった。（したがって平家は）深く朝恩を感じるべきであるところ、逆に国家を乱そうとしているとのこと、もはや朝敵となつてしまったからには、速やかに（平家を）追討すべきである』旨の院宣が下された。昨日（私が）申し上げたように、父上に向かつて弓矢を引くことはあつてはならないことだが、重盛は今官にあり祿をいただく立場であるので、勅定に背き申し上げる

ことはできない。このことをお聞きになつては（父清盛は）自害されるかもしれない。（家貞と貞能は）まず（父上を）守護し申し上げよ。重盛はこのような（朝廷にお仕えする）身であるので、（父上の）命を（院への）奉公に申し替えようと思つ、そう重盛が話していたとこのことであつた。当然ながらこのような院宣は出されておらず、後に重盛自身が語るように（「只入道殿違勅ノ振舞ヲシツメ奉リ、天下ノ煩ヲ止トノ方便ナリト云ヘドモ」1一四〇三頁）、すべて重盛が清盛を改心させるための虚偽の方便ということになる。重盛にこのような虚偽を語らせるのは〈盛〉のみ。重盛が忠と孝の板挟みになる中で、院宣が出されたとなれば、清盛は重盛が討伐の兵を挙げる可能性を意識することになる。だからこそ、清盛に圧力をかけるために重盛が院宣を偽つたとするのが、〈盛〉の設定であらう。次に、「軍將之宣旨」が何を指すのか不明。清盛は將軍に任じられていないが、本全釈一八一三〇頁でも述べたように、『平家物語』の歴史観では、清盛と頼朝を「朝敵を討つ將軍」の構図で征夷大將軍の継承の歴史に位置づけていると言え（佐伯真一・三五八―三五九頁）。ここでも同様の歴史認識により、清盛が「軍將之宣旨」を賜つたものと理解しているか。羽原彩は、〈盛〉には、「アレハ當時ノ將軍平家太政入道ト云者ノ頸也」（卷十二）、「日本ノ將軍太政大臣入道清盛」（卷二十六）と、清盛を將軍と呼ぶ用例を示し、それが「抑仏法王法ハ助君守法、文官武官ハ治國鎮乱。其中ニ源平両氏ノ將軍ハ、朝家前後ノ守護トシテ、国土ヲ治、奉守君王、互ニ牛角タリキ」（卷十四、2―三五三頁）のように、源平が前後して將軍の役を担っていたとする記述が、〈盛〉ではたびたび見られる（二三四―二三五頁）ことに関連すると指摘する。「昨日申

入シガ如」とあるように、重盛の清盛に対する教訓があったのは昨日のこととしており、前節に「如法夜中ノ事ナレドモ」「夜モ明ケレバ」とあったように、夜中から明け方の兵の召集を経て、翌朝に清盛に使いが立てられたことになっている。「御自害モヤアランズラン」(清盛が自害されるかもしれない)というのは、清盛に対してそれだけ責任を感じるべき立場であると自覚させることを意図した言い方だろう。

○入道殿マツ興醒テ、俄二道心モ失果ツ、先ほどまで徒然のままに縁行道をしていた清盛だが、使いの二人の言葉に興ざめてそういった道心も消え果ててしまう。○「ヨモサラジ。入道ヲ矯見トテコソ」トイハレケレバ 清盛は「実カ虚言カ」と疑い、「一定ニ候(確かなことです)」と言われても、なおも疑う。「矯見」を、〈近〉「あさむき見よとてこそと」〈逢〉「矯みんとてこそと」〈静〉「矯見とてこそと」、また〈早(黒)〉は「矯見」とする。〈日国大〉は「ためみる(矯見)」に、〈延〉「入道腹ヲ立、『何ニコ』等ハ一度ナラズ二度ナラズ淨海ヲバタメミルゾ」(巻四―一七ウ)、〈盛〉巻十九「両目ニテハ睨、片目ニテハ睨、立上テハ睨、サシウツブキテハ睨、(中略)文覚ハ遙ニ加様ニタメ見テ」(3―一八三頁)を引いて、「いろいろの方角から注意して見る。うかがい見る。ねらい見る」意とする。ここでも清盛は、「(重盛が)入道に対してあれこれと様子を伺っているのではないかと疑っている。なお、「矯」は〈名義抄〉に「アサムク」(僧中三二)などともあり、〈近〉は「あさむき見よ」と読んだか。○「今始テ小松殿、左様ノ軽々敷御事有ベシト不存。院宣トテ軍兵ノ中ニ御披露有シハ、一定ノ事ニコソ」疑う清盛に対して、家貞が、重盛が欺いたりなどするはずは無いと反論する。家貞も当然今回のことは重盛の

方便であることは承知しており、清盛と重盛の双方に忠実に仕えてきた家貞が、完全に重盛の指示を守って忠義を尽くしている。「今になって重盛殿が、そのような(清盛を欺くような)軽々しいことをされるとは思えません。院宣として軍兵たちの間に、ご披露があったのは間違いないことです」の意。○入道大ニ歎給テイハレケルハ、「家貞、

貞能、慥ニ承レ。昨日申シ様ニ出家人道ノ身也。余年日数少シ。内府ニ奉讓世ヌル上ハ、向後ハ物ニイロヒ申事アルベカラズ。院宣ノ御返事モヨキ様ニ可被奏聞。トモ角モ相計ハレンニコソ奉随ラメ」ト重盛の言動を疑った清盛であったが、忠臣である家貞・貞能が間違いないと言ふからには信じる他なかった。「昨日申したように(この清盛は)出家した身である。余命も短い。重盛に家督を譲ったからには、今後は(重盛のすることに)口出しをすることはあってはならない。院宣への返事も(重盛から)よいようになされるべきである。ともかく、(重盛が)お考えになることに従い申し上げる」旨を回答する。前節で述べたように、ここでの清盛の言動について、〈延〉は簡略で、〈屋・覚・中〉は貞能を前に動揺するのみである。清盛が重盛に対して何らかの弁明をするのは〈闘・長〉。〈闘〉では貞能を介して、「実争可奉流君」申一旦の恨ヲ候雖、然右様ニ被諫、之上者争可有其義、乎自今以後左右不可背内府之計、善悪御坐、此能能可申合、事侍(実には争か君をば流し奉るべき。一旦の恨みをこそ申し候へ。然りと雖も右様に諫められし上は、争か其の義有るべけんや。自今以後は、左も右も、内府が計ひを背くべからず。善悪此れに御坐せば、能く能く申し合はずべき事侍り。一下―二〇オ)とあり、〈長〉では忠度を介して、「此ほど世中しづかならねば、法皇を暫鳥羽殿にをきまいらせて、

世をしづめんとすれば、嫡子に捨らるゝこそかなしけれ。老て子にすてらるゝは、朽木の枝なきにこそ。院参にをいては思とゞまり候いぬ。

自今以後は、内府のはからひ申されん事をば、一切背まじきぞ。もと立寄給へ。なに事も申承べし」（一—一七五頁）とある。いずれも速やかに法皇の配流（あるいは幽閉）を撤回し、今後は重盛の考えには背かないと完全な敗北を宣言している。この点は〈盛〉と同じ。○

【引用研究文献】

*上横手雅敬「小松殿の公達について」（安藤精一先生退官記念会編『和歌山地方史の研究』宇治書店一九八七・6）

*岡田三津子「延慶本『平家物語』の人物造型—平家貞・貞能の場合を中心として—」（中世文学三二号、一九八七・5）

*佐伯真一「將軍」と「朝敵」——『平家物語』を中心に——（軍記と語り物二七号、一九九一・3。『平家物語遡源』若草書房一九九六・9再録。引用は後者による）

*佐々木紀一「小松殿の公達の最後」（国語国文一九九八・1）

*高橋昌明「平家家人制と源平合戦」（軍記と語り物三八号、二〇〇二・3。『平家と六波羅幕府』東京大学出版会二〇一三・2再録。引用は後者による）

*永井義憲「平家物語と観音信仰」（『日本仏教文学研究』古典文庫一九五七・3。『日本仏教文学研究 第一集』豊島書房一九六六・10再録。引用は後者による）

*羽原彩「『源平盛衰記』における將軍交替の文脈——日本ノ將軍—清盛を中心にして—」（文学二〇〇七・11）

*水原一「小松寺の記—平家物語周辺伝説をさぐる—」（駒沢短大国文三号、一九七三・3）

入道ノ仰ニハ、「只¹急^い帰^まシ。我一人イヅクヘカ落^お行^きベキ。是^こレ不^し働^はシ^テ居^ゐベシ」ナンド、³様々怠^ま状^{じやう}被^ま申^まケリ。一人⁴婦^こテ細^こ三角^{かく}ト申セバ、内府⁶ハ打^う領^{りやう}許^あ涙^{なみだ}グミ⁸給^{たま}テ、「ヤラレ家^い貞^{さだ}、貞^{さだ}能^{のぶ}ヨ。マコトニハ勅^{しやく}定^{じやう}ナリトテモ、争^まカ父^{ちち}ニ、向^むヒ奉^たテ無^む道^{だう}ノ逆^{さか}罪^{ざい}ヲ、カスベキ。只¹¹入^い道^{だう}殿^{でん}違^{ちが}勅^{しやく}ノ振^ふ舞^まヲシヅメ奉^たリ、天^{あま}下^{した}ノ煩^{わづ}ヲ止^とトノ方^{かた}使^{つか}ナリト云^いヘドモ、重^{しげ}盛^{のり}カ、ル悪^{あく}人^{にん}ノ子^こト生^なテ、五^ご逆^{さか}罪^{ざい}ノ一^いヲ犯^{ぼん}スル¹⁵事^{こと}コソ悲^{かな}ケレ。イカニトイヘバ、子^こノ身^みトシテハ我^{われ}コソ¹⁶何^{なに}度^どモ父^{ちち}ノ命^{いのち}ニハ随^ま奉^たベキニ、今^{いま}父^{ちち}ニ向^むヒ奉^たリテ御^ご心^{こころ}ヲ¹⁷傷^や奉^たリ、御^ご怠^{たい}状^{じやう}ヲセサセ奉^たル事^{こと}ノ心^{こころ}憂^{うれ}サヨトテ、ハラノト泣^なキ給^{たま}ヘバ、二人^{にん}ノ者^{もの}其^{その}モ¹⁸鏡^{かがみ}ノ袖^{そで}ヲ¹⁹ゾヌラシケル。

【校異】 1 〈静〉「怨」^{イライキ}。 2 〈近〉「ゐへしなと」。 3 〈近〉「やうく」に、〈蓬・静〉「さまく」。 4 〈静〉「還りて」^{かへ}。 5 〈静〉「ト」なし。 6 〈蓬〉「ハ」なし。 7 〈蓬・静〉「打領許」^{ウチノリノコト}。 8 〈蓬・静〉「給」なし。 なお、〈蓬〉「涙くみて」、〈静〉「涙くみて」。 9 〈近〉「むかひたてまつて」、〈蓬・静〉「むかひ奉りて」。 10 〈近〉「ぶたうの」、〈蓬・静〉「無道の」^{ムダノ}。 11 〈蓬〉「入道殿の」、〈静〉「入道殿の」。 12 〈近〉「とゝめんとの」、〈蓬・静〉「とゝめんの」。 13 〈近〉「むまれて」、〈蓬〉「生て」、〈静〉「生て」。 14 〈近〉「ひとつを」。 15 〈蓬〉「事」なし。 16 〈近〉「いくたひも」、〈蓬〉「何度も」^{イクラヒ}。 〈静〉「何度も」^{ナニヒ}。 17 〈近〉「やふりたてまつり」、〈蓬・静〉「傷奉り」^{イタフシメ}。 18 〈近〉「よろこひの」とし、「こ」に見せ消ち。 19 〈蓬〉「ヲ」なし。

【注解】 ○入道ノ仰ニハ、「只急帰レ」以下、前節から清盛と家貞・貞能の会話が続く。こうした場面は〈盛〉の独自箇所。〈鬪〉では只一人残った貞能が、〈長〉では只一人清盛のもとに駆けつけた忠度が清盛に頼まれてすぐに重盛邸へ赴いている。〈盛〉では、前節に見たように、家貞・貞能は重盛から「(清盛を)先守護シ進セヨ」と命じられて西八条に来ており、「去バトク還リ行テ、此由ヲ申ベシ」との清盛の言に対して、「守護ニ候ベシトノ仰也。別ノ御使ヲ以テ可レ被仰ヤ候ラン」と別の使者を立てるべきと答えていた。当該部の注解参照。それに対し、清盛はもう一度一人に対し、小松殿へ帰ることを命じている。〈鬪・長・盛〉以外の他本はそもそも清盛・重盛間での使者の往来を描かず、当該場面がない。 ○我一人イツクヘカ落行ベキ。是ニ不動シテ居ベシ「御自害モヤアランズラン」と清盛の自害を憂慮した重盛から清盛「守護」のために参上したと述べた家貞・貞能に対し、その必要が無いことを説く清盛の発言である。西八条は「少モ弓馬ニ携程ノ者ハ一人モナカリケリ」という状態であったから、清盛一人でどこへ落ちていくことができようか、という意。「動く」は「からだを動かす。動く」(日国大)の意であり、ここ(西八条)から動かずにいよう、ということ。 ○様々怠状被申ケリ「怠状」^{たいじょう}は「古代・中世、罪や過失を犯した者がそれを認めて差し出す謝罪状。おこ

り重盛のもとに帰り、このようでしたと清盛の伝言を申し伝えたところ、という意味。〈鬪〉「貞能参小松殿」申此由。者(貞能小松殿に参つて此の由を申しければ。一下一二〇ウ)、「長」薩摩守馳帰て、此よしを申されたれば(一—一七六頁)と、人名は異なるがほぼ同様。 ○内府ハ打領許涙グミ給テ「領許」は、観智院本〈名義抄〉に「領許 ウナツク」(仏下本二四)とあるように「領許」がよい(本全釈)一—一五〇頁「信西打領許テ」項注解参照。現に底本には、卷四(一—二〇六頁)と卷三十一(4—四二〇頁)の表記は「打領許」であるが、誤りの「打領許」とする表記の方が多い。卷六(1—四〇三頁)、卷十五(2—四五三頁)、卷十七(3—一六頁)、卷三十九(5—四九九頁)、卷四十(5—五五八頁)、卷四十七(6—四三三頁)の六箇所ある。これ以外に、「打(ウチ)ウナツキ」等、片仮名表記のもの十二例見られる。なお、「領許」を「エツボ(笑壺)」と読む事例が二例見られる。卷十三「佐殿ハ手洗口漱テ、是(注:以仁王合臣)ヲウケトツテ、領許入テゾ御座ケル」(2—三二八頁)、卷二十二「義

澄義盛小坪軍ニ打勝テ三浦ニ帰、軍ノ次第コマトト語ケレバ、大介義明ヨク／＼キキ、ニコト笑ヒ領許入テ（3—三三五頁）。〈蓬・静〉は、校異7に見るように、いずれも「領許」と記す（〈近〉は平仮名表記）。底本が「領許」と記すのは、字体の相似による誤写とも考えられるが、二巻本『色葉字類抄』（尊経閣本）、十巻本『伊呂波字類抄』（大東急本）、二巻本『世俗字類抄』（天理本）は「領許」とし、三巻本『色葉字類抄』（黒川本）、七巻本『世俗字類抄』（尊経閣本）は「領許」とする（いずれもウ・暈字）。両字体が通行して用いられていたか。〈鬪〉「重盛又流涙波羅々々言（重盛又涙を波羅々々と流して言ひけるは。一下—二〇ウ）、〈長〉「小松殿、袖を顔にをしあて、はら／＼と泣給。いと久あての給けるは」（1—一七六頁）とあって、〈鬪・長〉では、貞能ないし忠度から清盛の伝言を聞いた重盛は、まず涙を流し、その後に言葉が続ける。〈盛〉では、涙ぐむとはされるもの、〈ハラ／＼ト泣く〉描写は重盛の発言後にある。○マコトニハ勅定ナリトテモ 本當に勅定であつたとしても、の意。前節で家貞は、後白河の清盛追討の院宣があつたと清盛に報告していた（家貞畏テ、『可有御院參之由、仙洞依被聞召、法皇大ニ驚御座テ、勅定ニ……』項注解参照）。それはこの後に明かされるように方便だつたわけであるが、それがもし本當だつたとしても、ということ。後白河の院宣に触れない〈鬪・長〉には該當する発言がない。○争力父ニ向ヒ奉テ無道ノ逆罪ヲ、カスベキ（たとえ勅定があつたとしても）どうして父に対して道理にあわぬ逆罪を犯すことが許されるだろうか、それは許されないことだ、という意。「逆罪」に付いては次々項注解参照。

○只入道殿違勅ノ振舞ヲシツメ奉リ、天下ノ煩ヲ止トノ方便ナリト

云ヘドモ 〈蓬・静〉の「入道殿の」が良い。ただ清盛の朝廷に背こうとする振る舞いをなだめ申し上げ、天下の災いを止めるための方便であつたとはいえ、の意。前節で家貞が清盛に説明していた後白河から重盛への院宣は重盛の方便であつたことが明かされる。○重盛カ、ル悪人ノ子ト生テ、五逆罪ノ一ヲ犯スル事コソ悲ケレ「五逆罪」は、人倫や仏道に逆らう五種の極悪罪をいい、犯せば無間地獄に墮ちるとされた。「五無間業」ともいう。殺母（母を殺す）・殺父（父を殺す）・殺阿羅漢（聖者を殺す）・出仏身血（仏身を傷つけ出血させる）・破和合僧（教団を破壊させる）の五つを挙げるものが最も著名（『岩波仏教辞典』）。重盛の場合、清盛を追討することになれば「殺父」にあたるということだろう。その理由は次項において説明される。〈鬪〉にも「我適乍受人界に生（成）彼乃悪人の子ト併作罪業（悲）（我適）人界に生を受けながら、彼悪人の子と成りて、併せて罪業を作る悲しさよ。一下—二〇ウ」とあり、〈盛〉と同趣旨の発言がある。〈長〉には、悪人の子であるが故に逆罪を犯してしまふといった歎きは描かれない。なお、〈延〉にも、同文ではないが五逆罪に思い悩む重盛の思いが記されている。『君打勝セ給候ハ、彼保元ノ例ニ任テ、重盛五逆罪ノ一分犯シ候ヌ』ト覚候コソ、兼テ心憂ク覚候へ」（巻二—四六オ—四六ウ）。○イカニトイヘバ、子ノ身トシテハ我コソ何度モ父ノ命ニハ随奉ベキニ、今父ニ向ヒ奉リテ御心ヲ傷奉リ、御意状ヲセサセ奉ル事ノ心憂サヨトテ「イカニトイヘバ」は何が「逆罪」にあたるのかという点、という意味。重盛は、子として父の命に従わず、逆に父の心を傷つけ、父に詫びを述べさせてしまったことが「五逆罪ノ一」にあたることを述べている。つまり、悪人の子として生まれてし

まったがために、(善行のためには)父に背かざるを得なくなり、結果的に父に逆らう罪を犯してしまったというのが〈盛〉の重盛の述懐である。但し、前項で述べたとおり、「逆罪」は通常、父に逆らう罪ではなく、父を殺す罪を指すのであり、ここでは解釈をずらしていると言える。それは〈鬪〉も同様で、「子逢親_ニ可申_ニ 対望_ニ 我乍_レ子被_レ 対_ニ 望親_ニ 事過_ニ 此逆罪有_レ何乎_ニ (子は親に逢ひては対望申すべきに、我は子ながら親に対望せられん事、此に過ぎたる逆罪何か有らんや。一下一〇ウ)」とあり、〈盛〉に近い文章構成で、同趣旨の発言がある。「対望」は、〈名義抄〉に「対」に「コタフ」(法下一四四)があり、子は親に対しては、親の望みに応えるべきであるのにの意にとれるが、〈長〉の西八条郎での貞能の言に「御子も御子にこそよらせ給候へ。なにかくるしく候べき。御退望候て、御中をなをらせまし〜候へかしとこそ存候へ」(1—1七五頁)とあり、「御退望候て」は「願望をひきさげて仲直りなさってください」(長門本平家物語の総合研究 一—三三五頁)と解されている。〈鬪〉の「対望」はこの「退望」の誤りか。〈長〉は、本箇所_ニに該当する部分を「をろかなる親にもしたがふは、能子_よなり。入道殿、いかにをろかにわたらせ給とも、其子なれば、したがひ奉べきにてこそあれども、君をなやまし奉事のかなしさに、君を守護し奉らんとすれば、いかにもしたがひ奉べき重盛に、父の御身として、還て順給事こそあはれなれ。仏神のいかにおぼしめすらん(愚かなる親にも従うのは、良い子である。入道殿(清盛)がどんなに愚かでいらっしても、私はその子であるから、従い申すべきであるけれども、父が君をお悩ましすることが悲しいため、君をお守り申し上げようとするれば、どのようにでも父に

従い申すべき重盛に、父の御身として、逆に子の私に従いなさるることが哀れである。仏神はこのことをどのようにお思いであろうか)(1—1七六頁)とし、どのように愚かな父であっても子は従わなければならない、ということ_ニを前提とした上で、父清盛がどんなに愚かであっても従うべきであったが、君をお守りするためには父に従うことはできず、かえって父を自分に従わせる事になってしまったことを嘆いている。〈長〉での清盛は「御怠状」云々の発言はしておらず、清盛は忠度を介して重盛に「自今以後は内府のはからひ申さん事をば、一切背まじきぞ」(1—1七五頁)と伝えていただけだった。〈長〉はその箇所と本箇所が対応している。さらに、〈長〉では、長文で、父と君との板挟みになる苦悩を語り、「たゞもとどりをきり、山野にまじはり、後生菩提の勤より外、他事候まじ」(1—1七六頁)と出家の思いまでを口にする。〈早(黒)〉「傷」の付訓、「イタメ」。○ハラ〜ト泣き給へバ、二人ノ者共毛鎧ノ袖ヲソヌラシケル ここで〈盛〉は重盛の涙を描き、心中を察した家貞・貞能の涙にも触れる。〈鬪〉には「涙不掻敢_ニ 泣_玉一門人人_非侍共莫_ニ 不_ニ 皆流_ニ 涙_を (涙も掻き敢へず泣きたまへば、一門の人人並びに侍共、皆涙を流さぬは莫し。一下一〇ウ)」と一門の人々も皆泣いたとする近似の描写があるが、〈鬪〉では、清盛の元に帰参した貞能が重盛の言を伝え、清盛が成親の処刑・法皇の遠流を思いとどまったとする次の描写がある。「重盛承此仰_ニ 御返事畏承候畢_ニ 左様思_ニ 食_ニ 留院参_ニ 候之上争可_ニ 奉_レ 乖_レ 仰候_ト乎又何事_モ 明日謚令_ニ 参上_ニ 可_ニ 申承候_ト 申給_レ 入道驚_ニ 此事共_ニ 可_レ 剪_ル 大納言_ノ 頸_ヲ 事_モ 被_レ 打置_ニ 可_レ 奉_レ 流_レ 法皇_ノ 事_モ 被_レ 思留_ニ 矣 (重盛、此の仰せを承り、御返事畏つて承り候ひ畢んぬ。左

様に院参を思し食し留まらせ候ふ上は、争か仰せに垂き奉り候ふべき。又何事も明日、諡（おとど）かに参上せしめ申し承るべく候ふ」と申し給ひけり。入道此の事共に驚きて、大納言の頸を剪るべき事も打ち置かれて、法皇を流し奉るべき事も思ひ留まれたまひぬ。一下（二〇ウ）。〈長〉には、「薩摩守馳帰て、此よしを申されたれば、入道殿是を聞て、はづかしきにつけても、よきにつけても、さしも邪見にましましけるが、すみぞめの袖をぞしぼられける。それにつけても、をくちなくぞ見られける。扱、小松殿は、西八条殿へ入せ給てこそ、御中は和平し給けれ」（一—一七六頁）と、重盛の言を承けて忠度が清盛の元に帰参し、

その内容を伝えた結果、清盛が涙する場面が続く。〈盛〉は〈鬨長〉とは異なり、重盛から家貞・貞能を使者として派遣しており、清盛のもとへ帰参する場面はない。また、前掲「内府ハ打額許涙グミ給テ」項でも述べたように、ここで重盛が「ハラ〜ト泣」様子は、〈鬨・盛〉では、それぞれ貞能・忠度に対する重盛の発言の前に見られる。〈鬨〉「重盛又流涙波羅々々言（重盛又涙を波羅々々と流して言ひけるは。一下（二〇ウ））、〈長〉「小松殿、袖を顔ををしあて、はら〜と泣給。いと久あての給けるは」（一—一七六頁）。

其後¹大臣ハ²軍兵等ニ仰ラレケルハ、「日比ノ契約タガヘズ、下知ニ³随テ馳参リ、聞⁴伝テ参上ノ条、返々⁴神妙。聞召ス事アリテ被^レ仰タリツレドモ、其事聞ナラシツ、僻事ニアリケリ。トク〜罷帰ベシ。但今度、別ノ事ナケレバトテ、後々ノ催促ニ悠々ヲ存ズベカラズ。タトヒ事無シト云トモ、何度モ可随⁶下知也。終ニハ御用ニ叶フベシ。7 猿様ニ異国ノ幽王ニアリキ。8 度々ノ御召ニ。事ナケレバトテ、9 官兵¹⁰後日ノ催ニ参ラザリケレバ、ツイニ国ヲ¹²ホロボシケリ。其コ、ロアルベシ」トゾ仰ケル。

【校異】 1 〈近〉「おと、は」。2 〈近〉「くんひやうらに」、〈蓬〉「軍兵等に」。3 〈近〉「したかつて」、〈蓬〉「随て」、〈静〉「随て」。4 〈近〉「しんへうなり」、〈蓬〉「神妙也」。5 〈近〉「べちの事」、〈蓬〉「別の事」、〈静〉「別事」。6 〈近〉「いくたびも」、〈蓬〉「何度も」。7 〈近〉「合点あり。んへうなり」、〈蓬〉「神妙也」。8 〈近〉「くひやうらに」、〈蓬〉「軍兵等に」。9 〈近〉「したかつて」、〈蓬〉「随て」、〈静〉「随て」。10 〈近〉「しんへうなり」、〈蓬〉「神妙也」。11 〈近〉「くひやうらに」、〈蓬〉「別の事」、〈静〉「別事」。12 〈近〉「いくたびも」、〈蓬〉「何度も」。13 〈近〉「合点あり。行の冒頭に「ゆうわうほうじほう火」を傍書。なお、「さるやうに」。〈蓬・静〉「ニ」なし。なお、〈蓬〉「さるためし」、〈静〉「さる例」。14 〈蓬〉「度々の」。9 〈近〉「こそ」。10 〈近〉「くはんへい」、〈蓬〉「官兵」、〈静〉「官兵」。11 〈近〉「ごにちの」、〈蓬〉「後日の」。12 〈近〉「ほろぼしけりけり」とし、最初の「けり」に見せ消ち。頁替わりによる。〈蓬〉「滅しけり」、〈静〉「滅しけり」。

【注解】 ○其後大臣ハ軍兵等ニ仰ラレケルハ 前述の通り、清盛・重盛間での使者（鬨）貞能、〈長〉忠度、〈盛〉家貞・貞能のやり取りを挟まない諸本では、人々が重盛の元に参集し、周囲から人のいなくなつた清盛が後白河への武力行使を断念する描写、盛国が小松殿に参集した兵の着到を付ける場面に続けて、前節の重盛の発言となる。

それゆえ、〈延〉「内大臣ハ着到披見ノ後、侍共ニ対面シテ宣ケルハ」（巻一四九オ〜四九ウ）、〈屋・覚・中〉「着到披見の後、大臣中門に出て、侍共ニの給ひけるは」（覚）上—一〇一頁。〈屋・中〉には中門に出る描写なし）などと、ここに重盛が着到状を見る姿が描かれる。〈盛〉では、すでに家貞・貞能を西八条に遣わす前に着到状を見

ていた(1—400頁)。「闘・長」は、着到をつける盛国の姿自体は描かれぬが、「長」のみ、以下に続く重盛の発言(故事引用含む)のあとに、「着到披露ありければ、『二万七千三百余騎』とぞしるしたる(1—179頁)とある。「評講」は、重盛の触れに応じて集まった兵士に向かい、幽王・褒姒の故事を引いて語るという、以下の展開について、「作者が褒姒の故事を取り込んで、物語の中の人物である重盛の口を通して語らせようと意図し、その前提として、重盛がこの謀略を企てたことにしたのであって、ここに作者の作為があり、それが文学としてはかえって重盛という人物の価値を減殺したことになる(上—336頁)と論じる。島津忠夫も「この重盛の挙動はまったく作者の創作であり、褒姒の話からの思いつきに過ぎないが、「教訓状」と「烽火之沙汰」を繋ぐところに、最初から『原「平家物語」』作者の構想があったものと思われる(1—181頁)とその創作性を指摘する。○日比ノ契約タガヘズ、下知ニ随テ馳参リ、聞伝テ参上ノ条、返々神妙　ここでまず重盛は、日頃の契約通り、自分のもとへ参上した軍兵を褒める。契約は、御恩と奉公の主従の契り(延全注釈)卷二二二八頁)。「延・長」ほぼ同文。「屋」「日来汝等重盛ニ申置シ詞ノ末タガハズシテ、加様ニ参タルコソ神妙ナレ(一六五頁)。「覚・中」「日来の契約をたがへず参りたるこそ神妙なれ(「覚」上—102頁)とやや簡略。ただし、「長」はこの後に続く重盛による幽王・褒姒の故事引用後にも、重複して同趣旨の言葉がある。次々々項注解参照。「闘」は「各(○)忿参神妙也(各々忿ぎ参りたるこそ神妙なれ。下—20ウ)」と簡略に兵士を褒めるのみで、その位置も「依聞出天下大事」所召也(天下に大事を聞き出だしつるに依つて召す所

なり。下—20ウ)」と事情を説明した後であり、他本と順序が異なる。○聞召ス事アリテ被仰タリツレドモ　院が何か耳にされたことがあって、兵の召集を仰せられたけれども、の意。前節で、家貞が清盛に「可有御院参之由、仙洞依被聞召、法皇大ニ驚御座テ、勅定ニ……(1—401頁)と説明していたように、「盛」の重盛は、清盛に對してもあくまでも院宣によって行動したのだという体裁を守っていた。一方、「延」「重盛不思議ノ事ヲ聞出タリツル程ニ、俄ニカクハ催シタリツルナリ(卷二—149ウ)、「長」「重盛別して、不思議を聞出したりつる程に、かくは催したりつれども(1—177頁)、「闘」「重盛依聞出天下大事」所召也(重盛天下に大事を聞き出だしつるに依つて召す所なり。下—20ウ)」はいずれも、重盛自身が何らかの「不思議(思いがけないこと)」「天下に大事」を察し、自発的に兵を召集したと述べている。「屋・覚・中」では、これ以降の事情を説明する重盛の発言は、重盛が褒姒の故事を引いた後に置かれるが、やはりそこに「重盛不思議の事を聞出して召しつるなり(「覚」上—102頁)とある。○其事聞ナラシツ、僻事ニアリケリ。トクく罷帰ベシ　「延」「サレドモ其事聞ナラシツ。僻事ニテ有ケリ。トクく」罷帰ラレヨ(卷二—149ウ)、「長」「その事聞なをしつ。僻事にありけるぞ。いそぎく帰れ(1—177頁)とほぼ同様。「覚」も「されども其事聞なをしつ。僻事にてありけり。とうく帰れ(上—102頁)と同内容。「闘」は「各(○)忿参神妙也(然聞食直可罷帰(各々忿ぎ参りたるこそ神妙なれ。然りと雖も聞こし食し直しつ。罷り帰るべし。下—20ウ)」とここに兵士たちを褒める言を挟むがほぼ同様。「盛」の重盛も、前々段で盛国を使いに出す際には、

「重盛コソ別シテ天下ノ大事ヲ聞キ出シタレ、我ヲ吾ト思ハン者共ハ急ギ参レト被催タリ」（一―三九八頁）と兵を召集していた。ここで「其事」は、それが改めて聞いた結果、間違いであったため、すぐに退出するように、と下知したのである。前項から主語が変わっているが、〈盛〉の本文は、後白河の院宣を持ち込んだために、やや乱れた形になったか。○但今度別ノ事ナケレバトテ、後々ノ催促ニ悠々ヲ存ズベカラズ。タトヒ事無シト云トモ、何度モ可随下知也。終ニハ御用ニ叶フベシ。今回は参集しても意味がなかったが、今後もとえ空振りに終わったとしても、何度でも命令に従うべきであり、それがいつか本場に役に立つときが来ることを念を押している。「悠々ヲ存ズベカラズ」は、「悠々」は「ゆったりと落ち着いているさま」（『日国大』）をいうから、悠長などに愚考してはならない、の意。〈盛〉は、褒姒説話を記した後、再度「内大臣モ此意ヲ得給ケルニヤ、『今度事無トテ、後日ノ催シニ悠々ヲ不存』トハ仰セケルニコソ」（一―四一―一頁）と記す。〈闘〉は「但向後重盛召加様に有_レ不_レ参矣（但し向後も重盛加様に召さんには、参らぬことやは有ると。一下―二〇ウ）」と同趣旨。〈延〉は「自今以後モ是ヨリ催シニハ参ベシ、返々本意ナリ」トテ皆被返ケルガ」と、一旦、重盛は言葉を切り、兵士達を返そうとするが、「又宣ケルハ、『是ニ事ナケレバトテ後ニ遅参有ベカラズ』（巻二―四九ウ）」と、再び言葉を継ぎ、あらためて、何もなかったからといって、今後遅参することがないようにと伝え、幽王褒姒の故事を引く。ここまで、〈延・盛〉は、重盛は、①兵士へのねぎらい、②事情（誤報）の説明、③退出を促す発言、④今後の戒めの四点を述べ、その後、故事の引用に移る。〈屋・覚〉は①兵士へのねぎらいの言葉のあと、

すぐ故事引用に入り、②④は故事の後に置かれている。そのため、今回の召集が誤報によるものであったことが示されないままに故事引用に入ってしまうことになり、故事末尾にいたるまでその引用意図が見えない。〈中〉は①兵士のねぎらいの言葉、④今後の戒めが故事の前にあり、②③だけが後置されている。〈中〉の形でも兵士達は事情も知らないままに、④「じこんいごも是よりめさんには、かくのごとくにまいるべし」（上―一〇七頁）と言われることになり、不自然さは拭えない。〈長〉は、①兵士をねぎらい、②事情を説明し、③退出を促すと、先に褒姒の故事を語り、故事引用の後に「異国にも、かゝるためしあるぞとよ。重盛別して、大事を聞出しつる間、あひもよほしたるに、①時をかへず、各馳参ずる条、返々神妙なり。たのもしくおぼゆるものかな。②今此事を聞なをしつ。たゞ今事なければとて、努々幽王のたぐひにしたがふ事なかれ。④自今以後も、重てあひ催事あらば、更々、遅々あるべからず。③いそぎ／＼帰て、物具ぬぎて、やすまれよ」とて、兵どもをば返されけり」（一―一七八―一七九頁）と、あらためて、①・②を繰り返して、さらに故事を踏まえて④今後の行動への戒めを伝え、さらに再び③退出を促す言葉が挟まれる（その後、着到状を見る）。他本に比して「たのもしくおぼゆるものかな」「物具ぬぎて、やすまれよ」など、兵士を思う重盛の姿が強調されている。〈闘〉は②・①・③の順で発言があり、故事引用のあと、「異国に有_二此様_一」（_{カ、ル}）今度召_{（ハ）}各己_{（ハ）}無_{（シ）}事後有_レ召有_{（レ）}不_レ参雖幾度_{（ハ）}可随召_{（ハ）}返返仰_{（ハ）}合此_{（ハ）}被返_{（ハ）}矣_{（ハ）}（②異国に此る様_{（ハ）}有り。其の様に今度各己_{（ハ）}を召しつるに、事無かりけり。④後に召すこと有らんに、参らぬことやはある。幾度と雖も召しに随ふべし。一

下「二一ウ」と再度②・④を繰り返す形である。なお〈早(黒)〉「別事」。校異5参照。○猿様ニ異国ノ幽王ニアリキ。度々ノ御召二事ナケレバトテ、官兵後日ノ催ニ参ラザリケレバ、ツイ二国ヲホロボシケリ。〈早(黒)〉は、冒頭に前文に続く符号を記した上で、「猿様」(校異7参照)とし、「幽王ニアリキ」を「幽王アリキ」として、

そのような例は異国の幽王にあったとする。当該句は前文に続くのが本来の形。ここで重盛は幽王・褒姒の故事に言及する。他本では重盛がその故事内容を詳しく語るが、〈盛〉は、次節に見るように本文から一字下げして、その故事を引く形をとる。他本で重盛が故事の話者となっている点については、武久堅が、延慶本等が本故事の引用の末尾に「傾城」の読みについての注記・「后」の後日譚・「化け狐」の本説」も言及することを踏まえ、「重盛の、侍を前にした大演説の一部としては、不自然極まりないことは百も承知であろう。しかし、延慶本の作者は説話のスタイルを優先させて、重盛の「説話する行為」の徹底した姿を、軍記物語における説話の活用の方の一つの類型として、呼び集めた侍どもを前に復元してみせたのである」と評し、さらに「説話する重盛」に「時代の知識人として、その全体像が造型されている」と見る(二二四頁)。「闘」も「延」と同様の形だが、〈盛

【引用研究文献】

* 島津忠夫「教訓状・烽火の沙汰―『平家物語』についてのひとつの覚書―」(国語国文一九八〇・7。『島津忠夫著作集第十巻 物語』和泉書院二〇〇六・10再録。引用は後者による)

* 武久堅「説話する末世の予見者―重盛伝承と平家物語の構想―」(『説話論集 第二集』清文堂出版一九九二・4。『平家物語の全体像』和泉書院一九九六・8再録。引用は後者による)

は重盛の語りから、故事の詳細を一字下げした地の文としており、説話語りの不自然さは解消されているが、重盛の造型を解体していることになる。〈長〉も「后」の後日譚は重盛の説話語りに含めるが、「傾城」の読みについての注記、「化け狐」の本説に該当する部分は地の文化しており(一七九頁)、不自然さが解消されている。〈寛〉などに、「后」の後日譚以外が見られないのも、不自然さを解消しようとした結果ともいえる。幽王は、中国周第二代の王(在位前七八二〜前七七二)で、姓名姫涅^{きで}。皇后、太子を廢して、寵姫褒姒を皇后にし、その子を太子とした。褒姒を笑わせるため、たびたび平時に烽火をあげて諸侯を集めるなど放恣をきわめ、大戎の力を借りた外戚の申侯に殺された(『日国大』)とされる。古く『詩経』小雅に「赫赫宗周、褒姒威之(赫赫たる宗周、褒姒之を威ぼせり)」、(権勢盛んな宗周を、褒姒は(見事に)滅ぼしてしまった。明治書院・新釈漢文大系『詩経』中一三一〇頁)や『楚辞』天問「周幽誰誅、焉得夫褒姒(周幽誰をか誅し、焉ぞ夫の褒姒を得たる)」、(周の幽王は誰を誅罰しようとし、またどうしてかの身を亡ぼす因となった妖婦褒姒を得たのであろうか。明治書院・新釈漢文大系『楚辞』一六一頁)に褒姒による亡国説が見える。次段以降、その経緯が詳述される。

幽王褒姒¹烽火

²昔異国ニ周ノ幽王ト云シハ、宣王ノ子也。位ニ付給テ二年ト云フ春、³山川大ニ震動セリ。于レ時伯陽甫ト云人申ケルハ、「周スデニ亡ナントス。昔伊洛竭テ夏⁴亡、⁵河竭テ商亡タリキ。国ハカナラズ、山川ニヨル。山^{四〇五}崩、⁷河⁸竭ハ亡之⁹徴也。川¹⁰竭トキハ¹¹山必崩。周ノ亡ン事十年ニスギジ」ト¹³被^レ歎ケルニ、次ノ年、幽王美人ヲ得タリ。其名ヲ褒姒ト云フ。イツシカ懐妊シテ皇子誕生アリ。伯服トゾ云ケル。幽王¹⁴ノ本ノ后ハ¹⁵申候ト云人ノ女メナリケレドモ、彼ヲステ、褒姒ヲ后トシ、伯服ヲ太子ニ立給ヒケレバ、世ハ既ニ¹⁶亡ヌトゾ群臣¹⁷歎申ケル。

【校異】 1〈蓬・静〉「捧火」。2〈底・近・蓬・静〉以下「可相尋」也。まで一字下げ。3〈近〉「さんせん」、〈蓬〉「山川」。4〈近〉「ほろふ」、〈蓬・静〉「亡」。5〈近〉「かは」、〈蓬・静〉「河」。6〈近〉「さんせん」、〈蓬〉「山川に」。7〈近〉「かは」、〈蓬〉「河」、〈静〉「河」。8〈近〉「つくくるは」、〈蓬〉「竭は」、〈静〉「竭は」。9〈近〉「てうなり」、〈蓬・静〉「徴也」。10〈近〉「つくくる」、〈蓬・静〉「竭」。11〈蓬〉「必山」、〈静〉「必山」。12〈近〉「くつる」、〈蓬〉「崩」、〈静〉「崩」。13〈近〉「なけかれけるに」、〈蓬・静〉「歎せられけるに」。14〈蓬〉「ノ」なし。15〈静〉「申候」と。16〈蓬〉「亡ひぬとそ」。17〈近〉「なけき申ける」、〈蓬・静〉「歎申ける」。

【注解】○幽王褒姒烽火 この幽王褒姒の故事は、『史記』周本紀、『国語』鄭語、『呂氏春秋』慎行論・疑似、『列女伝』卷七・孽嬖伝などに見える。日本では、『太平記』「君不見ヤ、殷ノ紂王ハ妲妃ニ迷イテ世ヲ乱リ、周ノ幽王ハ褒姒ヲ愛シテ国ヲ傾シ事ヲ」（卷四）「呉越師之事」・勉誠社『玄玖本太平記一』二四ウ）、同「誠ニ褒姒一ビ笑テ幽王国ヲ傾ケ、玉妃傍ニ媚テ玄宗世ヲ失ヒ給ヒシモ」（卷三十三）「新田左兵衛佐義興自害之事」・勉誠社『玄玖本太平記五』一七ウ）など、傾城傾国の故事としてよく知られたが、その詳細な全容を掲出するものは『平家物語』のほかには、『唐鏡』（古典文庫）『唐鏡 本文篇』五六（五七頁）、『榻嶋曉筆』（中世の文学 二四五頁）などがある。『榻嶋曉筆』は『平家物語』を引いて載せたもの。ほかに『新樂府』注釈書類に「古塚狐」の注釈としても見える。〈闕・長〉は、幽王が褒氏国を亡ぼした際に、その国の人々が〈長〉「千年へたるきつねの子」（一―一七七頁）を有験の僧の加持によって美女とし、周を亡ぼすた

めに幽王の元に送り込まれたとする、褒姒出生までの前日譚を語ったあとに、幽王褒姒の故事を載せる。〈盛〉は幽王・褒姒の故事引用のあとに、〈闕・長〉とは異なり、『史記』周本紀や『国語』鄭語、『論衡』異虚篇などに見える前日譚を「或説云」として引く（ただし〈盛〉は褒姒を亀の子とする）。幽王・褒姒故事は、『平家物語』諸本では、〈屋・覚・中〉は比較的簡略でほぼ同内容だが、〈延・盛〉はそれぞれに独自性が強い箇所がある。〈闕・長〉は独自の点もありつつ、比較的近い関係にある。○昔異国ニ周ノ幽王ト云シハ、宣王ノ子也。位ニ付給テ二年ト云フ春、山川大ニ震動セリ。〈早（黒）〉「別行 低書」とする。校異2参照。これは『史記』周本紀に「四十六年宣王崩。子幽王宮涅立。幽王二年、西周三川皆震（四十六年、宣王崩ず。子幽王宮涅立つ。幽王二年、西周の三川、皆、震す）」（新釈漢文大系『史記』一―一九三―一九四頁）とある内容にはほぼ合致するとともに、『唐鏡』にも「第十二ノ主ヲバ、幽王ト申キ。宣王ノ御子也。位ニ即給テ、二

年ト云春、三川^山皆震動ス(五六頁)とある。ただ、「山川」は『史記』や『唐鏡』は「三川」とする(なお、『唐鏡』は、古典文庫底本の彰考館文庫本は、「三川^山」とするが、吉田幸一氏蔵本・内閣文庫蔵本は「三川」、松平文庫蔵本は「山川」とする。古典文庫『唐鏡 校異篇』五六頁)。「西周即ち鎬京の涇水・渭水・洛水の三つの川が震動して水が溢れ出た」(新釈漢文大系一一九五頁)の意。他に『漢書』五行志下之上にも見える。〈盛〉は、この後、次項に見るように、「山川」に集約する形で本文を記す。〈盛〉の本文は、楊旣捷が指摘するように、一見して、『唐鏡』にかなり近く、〈盛〉が『唐鏡』を用いたと考えられる(二八〇四二頁)。他本はすぐに幽王が褒姒を寵愛した話に入り、この天変についての記述を持たず、例えば〈延〉冒頭は「昔、唐国ニ、周幽王ト云帝オハシケリ」(卷二四九ウ)とあるが、小林美和は、〈延〉の故事説話引用において、この「昔」で始まり、次に人物の存在を示す「昔……ト云者アリ」型が頻出することを指摘し、〈延〉に構成意識を見いだし、唱導的色彩を指摘する(二二一〜二二三頁)。○于時伯陽甫ト云人申ケルハ、「周スデニ亡ナントス。昔伊洛竭テ夏亡、河竭テ商亡タリキ。国ハカナラズ山川ニヨル。山崩河竭ハ亡之徴也。川竭トキハ山必崩。周ノ亡ン事十年ニスギジ」ト被歎ケルニ 伯陽甫は周の高官。『国語』では伯陽父。伊洛は伊水と洛水。「禹都陽城、伊洛所近也」(『史記集解』)とあるように、夏の都城に近かった。「河竭テ商亡タリキ」も同様に「商人都衛、河水所経也」(『史記集解』)と商都近くに河(黄河)があった。「竭」は「尽」に同じ。〈盛〉の記述は、『史記』「伯陽甫曰、『周將亡』矣。夫天地之氣、不失其序。若過其序、民乱之也。陽伏而不能出、陰迫而不能蒸、於是有一

地震」。今三川実震、是陽失其所而填陰也。陽失而在陰、原必塞。原塞、国必亡。夫水土演、而民用也。土無所演、民乏財用、不亡何待。昔伊洛竭而夏亡、河竭而商亡。今周德若三代之季矣。其川原又塞。塞必竭。夫国必依山川、山崩川竭、亡国之徴也。川竭必山崩。若国亡、不^レ過十年。数之紀也。天之所棄、不^レ過其紀」。是歲也、三川竭、岐山崩。」(伯陽甫曰く、「周將に亡びんとす。夫れ天地の氣は、其の序を失はず。若し其の序を過つは、民之を乱せばなり。陽伏して出づること能はず、陰迫りて蒸ること能はず、是に於て地震する有り。今、三川、実に震するは、是れ陽其の所を失ひて陰に填ざるればなり。陽失ひて陰に在れば、原必ず塞がる。原塞がれば、国必ず亡ぶ。夫れ水土演^{うま}ひて、民用ふるなり。土、演ふ所無ければ、民、財用に乏し。亡びずして何をか待たん。昔伊洛竭きて夏亡び、河竭きて商亡びき。今周の徳、二代の季の若し。其の川原又塞がる。塞がれば必ず竭く。夫れ国は必ず山川に依る。山崩れ川竭くるは、亡国の徴なり。川竭くれば必ず山崩る。若し国亡びば、十年に過ぎじ。数の紀なり。天の棄つる所は、其の紀を過ぎじ」と。是の歳や、三川竭き、岐山崩る。一一九四〜一九五頁)を部分的(傍線部)に抜き書きしたような形である。抜き書きすることにより、三川の叙述(地震は王の不徳のため↓陽氣と陰氣が地中で戦い、三川が震動↓水源が塞がれ水が涸れる↓水源が塞がれ国は滅びる)は省かれ、山川の叙述に集約する形で記されている。遠藤光正は本箇所「山崩河竭ハ亡之徴也」について、『明文抄』帝道部上の「建武卅一年、是歲陳留雨穀、形如稗実、山崩川竭、亡之徴也。史記」「山崩河竭、亡之徴也。說苑」を提示しつつ、「出典は『明文抄』に採録の『後漢書』光武帝紀か『說苑』弁

物篇がその典拠であろう。しかしながら、光武帝紀の建武卅一年には「山崩川竭、亡之徴也」の八字はない。『明文抄』に採録の『史記』は『後漢書』の誤りであり、またその典拠は何に拠ったものか不詳であるが、『説苑』の弁物篇に見える「山崩川竭、亡之徴也」の句を合して合成句にしたものであろう。なお、『左伝』成公五年の条にも「山崩川竭」の四字がある（二五頁）と述べるが、右掲の通り『史記』にも見える。ただし、〈盛〉本文は、やはり『唐鏡』「伯陽甫ト云人ノ申ケルハ、『周ハマサニ亡ナントス。昔、伊洛竭テ夏亡ビ、河竭テ商亡タリキ。国ハ必山川ニヨル。山崩レ河竭ハ、亡ノ徴也。川竭時ハ山必ズ崩、国ノ亡ビン事、十年ニ過』トゾ、歎カレケル」（五六頁）とある形に酷似している。『唐鏡』は『史記』等の正史を直接参照し、翻訳・略述した作品であるから、〈盛〉が『唐鏡』とは別に『史記』を参照し、偶然に全く同様の省略を行ったとは考えにくく、『唐鏡』両者に共通する典拠がない限り、〈盛〉が『唐鏡』を利用したことになる。なお、〈早（黒）〉、「夏亡」に「ヒ」を補い、「河竭ハ」は「竭」の下に「ル」を補う。校異4・8参照。○次年、幽王美人ヲ得タリ。其名ヲ褒姒ト云フ。イツシカ懐妊シテ皇子誕生アリ。伯服トゾ云ケル。褒姒の褒は国名で、姒が姓である。『史記』は、前掲の天変記事に続けて、褒姒の出生伝説（神龍の精の沫から生まれた女が、褒の国へ行っていて、そこから幽王に献上される）が語られた後、「三年、幽王嬖_レ愛褒姒」。褒姒生子伯服」。幽王欲_レ廢_レ太子」（三年、幽王、褒姒を嬖愛す。褒姒、子伯服を生む。幽王、太子を廢せんと欲す）（一一九六頁）とある。『列女伝』も同様。この出生に関する前日譚は〈盛〉では「或説云」として後置される。本箇所〈盛〉の直接の典拠は、

やはり『唐鏡』で、「次年、王、褒姒ヲ愛シ玉フ。褒姒、伯服ヲ生メリ」（五六頁）に拠ったものと見られる。他本は、〈延〉「昔、唐国ニ、周幽王ト云帝オハシケリ。后ヲバ褒氏トゾ申ケル」（卷二四九ウ）、〈長〉「天下無双の美女、楊貴妃、李夫人のごとし。しかれば則、ほうじ妃と名づけ、幽王の第一の后と定。幽王の后たちは、褒氏后に光をとられて、籠居し給へり。大王、褒氏后をおぼしめす事、わりなく類すくなかりけり」（一七七頁）、〈闘〉「己乍_レ籠_二妃_一依_レ自_二褒姒_一出_レ其_二名_一即号_レ褒姒_一雖_レ有_二妃数_一余無遷_レ心_一偏鐘愛褒姒」（已に一妃を寵しながら、褒姒国より出でたるに依つて、其名を即ち褒姒と号く。妃数有りとも雖も、余に心を選ずことも無く、偏に褒姒を鍾愛す。一下「一一オ」）、〈屋・覚・中〉「周幽王、褒姒と云最愛の后を持ち給へり。天下第一の美人也」（覚上「一〇一頁。〈屋〉「天下第一の美人也」なし）などそれぞれ形は異なる。〈闘長〉に顕著に見られるように、基本的には後宮の中での褒姒への突出した寵愛が前面に出ており、いずれも『唐鏡』や〈盛〉が言及する、太子伯服の存在には触れない。○幽王ノ本ノ后ハ申候ト云人ノ女メナリケレドモ、彼ラステ、褒姒ヲ后トシ、伯服ヲ太子ニ立給ヒケレバ、世ハ既ニ亡ヌトゾ群臣歎申ケル。褒姒以前に、幽王の本の后申候の女が居たが、廢后され、褒姒の子伯服が皇太子となり、そのことを群臣達に歎いた、ということ。「申候」は申国の侯。娘が幽王の后申后で、その子宜臼が太子だった。『史記』「太子母、申侯女、而為_レ后。後幽王得_レ褒姒、愛_レ之、欲_レ廢_レ申后、并去_レ太子宜臼、以_レ褒姒_レ為_レ后、以_レ伯服_レ為_レ太子」。周太史伯陽説_レ史記曰、「周亡矣」（太子の母は申侯の女にして、后たり。後幽王、褒姒を得て之を愛し、申后を廢し、

并せて太子宜白を去り、褒姒を以て后と為し、伯服を以て太子と為さんと欲す。周の太史伯陽、史記を讀みて曰く、「周は亡びん」と(一一九六頁)、「当幽王三年、王之後宮、見而愛之。生子伯服。」

竟廢申后及太子、以褒姒為后、伯服為太子。太史伯陽曰「禍成矣、無可奈何」(幽王三年に當りて、王、後宮に之き、見て之を愛す。子伯服を生む。竟に申后及び太子を廢し、褒姒を以て后と為し、伯服を太子と為す。太史伯陽曰く、「禍成れり。奈何ともす可き無し」と)(同一九七頁)とある。このことに触れるのも「盛」と『唐鏡』のみである。『唐鏡』には「王、申侯ノ女ヲステ、群臣歎申ケル」(五六五七七頁)とあり、『史記』における伯陽甫の嘆きを「群臣」に置き

【引用研究文献】

* 遠藤光正 『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠(二)(大東文化大学東洋研究所) 七七号、一九八六・一

* 小林美和 「延慶本平家物語の説話構成―故事説話の位置について―」(立命館文学三三四・三八五号、一九七七・7。『平家物語生成論』三弥井

書店一九八六・5再録。引用は後者による)

* 楊曉捷 「源平盛衰記における中国故事説話についての研究」(国語国文五五卷一〇号、一九八六・10)

此后三千ノ寵愛ニスグレ、万女ノ綺羅ニ越タレドモ、¹笑事サラニ²御坐サズ。³王コ、ロモトナク思食テ、「宮中ニ心ヲトメ給ハヌニヤ。イカミシテ⁴笑顔ヲ見ン」ト思食ケルニ、大國ノ習、朝敵⁵ヲ禦キ⁶「サントテ、⁷官兵ヲ召時ハカナラズ烽火ヲ揚ル事アリ。烽火⁷ト「⁸四六ハ我朝ノ⁹高灯籠ノ、如、大ナル統松ニ火ヲ付テ、高キ峰ニサ、ゲトモセバ、¹⁰烽火ノ司人是ヲ見繼テ、四方ノ¹¹嶽々峰々ニトモシツミケテ、國々ノ兵ヲ召例アリ。サレバ、一月ニ行ベキ道ナレドモ、一日ノ内ニ知セケルナリ。是ヲ¹²飛火ト¹³名タリ。燧帝ノ猛火トイヘル¹⁴ハ是也。我朝ニモ¹⁵奈良帝ノ御時、東ヨリ軍ヲコラントセシカバ、春日野ニ飛火ヲ始テ、其火ヲ守人ヲ被置タリキ。春日野ヲ¹⁶飛火野ト申ハ是也。

【校異】 1 〈近〉「わらふ」〈蓬〉「笑」〈静〉「笑」〈笑」。2 〈近〉「おはしまさず」〈蓬〉「御座せず」〈静〉「御坐さす」。3 〈近・蓬〉「みかと」。4 〈近〉「わらひかほを」〈蓬・静〉「笑顔」を。5 〈近〉「ヲ」なし。6 〈近〉「くはんへいを」〈蓬〉「官兵を」〈静〉「官兵を」。7 〈近〉「ト」なし。8 〈蓬〉

換える点など、やはり「盛」と『唐鏡』との一致が見られる。『史記』では、この後の展開において、廢太子に怒った申侯が西夷・犬戎らとともに幽王を攻め、その結果幽王が亡び、申侯らにより太子であった宜白が平王とされ、即位することになる。『唐鏡』は、後に「先ノ后ノ父、申侯、曠ノ余、西夷ヲトモナヒテ、王ヲ責奉ル」(五七七頁)と、その申侯の挙兵にも触れる。中国通史である『唐鏡』では、一連の歴史叙述の中に幽王・褒姒故事が置かれるため、ここで申侯の名前を出しておくことに十分な意味があるといえよう。しかし、幽王・褒姒故事だけを独立させた『平家物語』のような形の場合、申侯への言及は必須とは言えない。にもかかわらず、「盛」が『唐鏡』同様の記述を持つのは、やはり「盛」が『唐鏡』に拠ったことを裏付けよう。

「高灯炬の」、〈静〉「高燈炬の」。9 〈近・蓬〉「ことく」、〈静〉「ことし」。10 〈静〉「捧火の」。11 〈静〉「嶽々峰々に」。12 〈蓬〉「名付たり」、〈静〉「名付たり」。13 〈近〉「ノ」なし。なお、「すいていみやうくはと」。〈蓬〉「燧帝の猛火と」、〈静〉「燧帝の猛火と」。14 〈静〉「ハ」なし。15 〈近〉「あつまより」、〈蓬・静〉「東より」。16 〈近〉「とふ火のと」、〈蓬〉「飛火の野と」、〈静〉「飛火野と」。

【注解】○此後三千ノ寵愛ニスグレ、万女ノ綺羅ニ越タレドモ、笑事サラニ御坐サズ『史記』「褒姒不_レ好笑（褒姒は笑ひを好まず）」（新釈漢文大系『史記』一一一九九頁）とあり、その『史記』に拠る『唐鏡』も「此褒姒、咲事ヲコノマス」（古典文庫五七頁）と簡略。〈盛〉はここからは『唐鏡』の利用は見られなくなり、原典『史記』からも遠ざかり、『長恨歌』「三千寵愛在_二一身（三千の寵愛、一身に在り）」（新釈漢文大系『白氏文集』二二一—八二〇頁）を用いた独自の表現となる。「万女ノ綺羅」は典拠未詳。『平家打聞』にも「漢王、三千人、后在_二。其中、王照君、形勝、二万女、三云々」（黒田彰・一六五頁）とある。「綺羅」は「栄花をきわめること、威光が盛んであること、寵愛を受けること（〈日国大〉）」の意で、「三千ノ寵愛」の対句表現として言ったもの。諸本間に異同は多く、〈延〉「此后、生ヲ受給テヨリ以来、咲給ハズ」（巻一—四九ウ）は、誕生以来とする点が特殊。〈屋・覚・中〉「幽王ノ心ニ叶ハヌ事トテハ褒姒咲ヲ不_レ含トテ、スベテ咲事無リキ。幽王無_二本意事ニシテ御坐ケルニ（〈屋〉一六五頁。〈覚〉「幽王無本意事ニシテ御坐ケルニ」なし、〈中〉「幽王ノ心ニ叶ハヌ事トテハ」なし）は、笑わないことを記す点は同じだが、ここで幽王の不満に触れる。〈鬪〉「但此妃都不言（無笑）（幽王歎此）（程）（但し此の妃都て言はず、笑ふこと無し。幽王此れを歎く程に。一—二一オ）」、〈食〉「されども此後、あへて物いふ事をし給はず。いはんやまた、ゑみをふくむ事もなし」（一—一七七—一七八頁）とあるように、〈鬪・長

は褒姒が笑わないだけでなく、物も言わなかったとし、〈鬪〉では、そうした褒姒に対する幽王の歎きが明記される。この笑わないだけでなく、物を言わない美人の話は、貝塚茂樹（二五七—二五八頁）や谷口義介（三〇七—三〇八頁）が褒姒説話への流入を指摘する、『春秋左氏伝』昭公二八年所引の賈大夫の妻が、夫が醜かったために「三年不言不笑（三年言はず笑はず）」（新釈漢文大系『春秋左氏伝』四一—一六〇〇頁）であったとされる例がある（この妻は夫が雉を射るのを見て笑う）。この話は「蒙求」「賈氏如皐」に見えるほか、独立して『瑠玉集』にもある。日本でも『唐物語』第三話に収録されている。〈長〉はこの後の箇所でも一貫して、物を言わないことと笑わないことを併記する。〈早（黒）〉、「笑」に「フ」を補う。校異1参照。○王コ、ロモトナク思食テ、「宮中ニ心ヲトツメ給ハヌニヤ。イカッシテ笑顔ヲ見シ」ト思食ケルニ『史記』「幽王欲_二其笑_一、万方故不_レ笑（幽王、其の笑はんことを欲す。万方すれども、故らに笑はず）」（一一一九九頁）、『唐鏡』「王イカニカナシテ、咲セント、オボシテ、万方スレドモ咲給ハズ」（五七頁）とあるが、ここでも〈盛〉は独自本文となる。〈盛〉の幽王は、褒姒が「宮中に関心を持っていないのではないか」ということを不安になり、なんとかしてその笑顔を見たいという気持ちになった、とする。単純に笑顔が見たい、ということではなく、幽王の不安が起点になっている点が特殊である。また、その願望のみを記し、笑顔を見るためになんらかの行動を起こしていたことは描かれ

ない。その点は〈長〉「此后に、物をいはずして聞、咲をふくませて見
 んずるとおぼしめされけり」(1—178頁)も同じ。〈闘・屋・覚・中〉
 は、先に簡潔に幽王の嘆きや不満を記していた(前項注解参照)。一方、
 〈延〉「帝、此后ヲ寵愛シ給ケル余ニ、イカニシテエマセ奉ラント種々
 ノ態ヲシ給ケレドモ、ツイニエミ給ハズ」(巻一—四九ウ—五〇オ)
 は様々な試みを行ったとしており、これは『史記』と同様である。〈早
 (黒)〉、「笑顔」の「笑」に「エメル」と傍訓。校異4参照。○大國
 ノ習、朝敵ヲ禦キ亡サントテ、官兵ヲ召時ハカナラズ烽火ヲ揚ル事ア
 リ『史記』「幽王為燧燧大鼓、有寇至、則挙燧火」(幽王、燧燧
 大鼓を為り、寇の至る有れば、則ち燧火を挙ぐ)(1—199頁)に
 該当する箇所だが、字句等はあまり一致しない。『唐鏡』には、「燧ト
 テ、敵ノ至ル事アル時、此火ヲ举レバ、事イデキタリトテ、諸侯ドモ
 参集ル」(五七頁)とある。『平家物語』諸本には字句は異なるが、共
 通して烽火に関する記述がある。〈長〉「彼国には、官兵をめしあつめ
 んとての籌には、飛火をあぐるならひあり」(1—178頁)が〈盛〉
 に最も近い。〈屋・覚〉「異国の習には、天下に兵革おこる時、所々に
 火を揚げ、大鼓をうって兵を召すはかり事あり」(覚)上—1—101頁)、
 〈中〉「彼国のならひとして、天下に事のいできたる時は、ほうくわと
 て、都よりはじめて、たかき所に火をあげ、たいこをうちて、くに
 かゝのつはものをめさるゝはかりことあり」(上—1—107頁)。〈闘〉
 は特殊で「為 其国の習ト有リ烽火大鼓ト云事天下事出来則大鼓の中ニ燃
 火ト飛此ト問諸方の武士悉群集平朝敵静天下」(其の国
 の習ひと為て、烽火の大鼓と云ふ事有り。天下に事出で来たれば、則
 ち大鼓の中に火を燃やして此れを飛ばす間、諸方の武士、悉く群集し

て朝敵を平らげ、天下を静む。一下—2—1オ)と「烽火」と「太鼓」
 を一体のものとみなす。〈延〉は、こうした烽火の説明は、烽火を上
 げて兵が集まるのを見て褒姒が初めて笑ったことを記した後、「烽
 火トハ大國ノ習、都ニ騒事出来ヌレバ、諸國ハ兵ヲ召ムトテハ、烽火
 灯炉ト名テ、火輪ヲ飛ス術ヲシテ、王城ノ四方ノ高嶺峯ニトボシテ、
 諸國ノ兵ヲ召也。又ハ統天輪トモ名タリ。此烽火出キヌレバ、都ニ事
 出キタムナリトテ、国々ノ兵、城へ馳参ル。是ヲ飛火トモ名タルニヤ」
 (巻一—150オ)と続ける。これは〈延〉独自の記事で他本には見ら
 れない。その典拠は未詳。○烽火トハ我朝ノ高灯籠ノ如、大ナル統
 松ニ火ヲ付テ、高峯ニサ、ゲトモセバ、烽火ノ司人是ヲ見継テ、四
 方ノ嶽々峰々ニトモシツケテ、国々ノ兵ヲ召例アリ。サレバ、一月
 二行ベキ道ナレドモ、一日ノ内ニ知セケルナリ。是ヲ飛火ト名タリ
 日本との対比は、〈長〉に「烽火とは、我朝にも、飛火の野守といひて、
 たかき峰に、火をとぼす事ありき」(1—178頁)と簡単な記述が
 あるが、他本には見られない〈盛〉の独自記事。〈長〉にも「飛火の
 野守」への言及があるように、〈盛〉「烽火トハ」以下の箇所は、歌語
 「飛火」・「飛火野」をめぐる、主に『古今和歌集』所収歌「春日野の
 飛火の野守いでて見よ今幾日ありてわかなつみてん」(春歌上19・読
 人しらず。新大系二四頁)の注として古今注や歌学書に類似の内容が
 見える。『和歌童蒙抄』巻一「ムカシモロコシニイクサセシトキ、ヲ
 ホキナルタイマツヨヤマノミネゴトニタテ、イクサヲコリクレバ、
 次第ニヒヲトモシレッ、一月ニユクホドナレバ一日シル。コレヲ烽
 燧トイフ」(『和歌童蒙抄注解』青簡舎、一三七頁)。『和歌色葉』下「と
 ぶひといふ事は昔唐にいくさせし時、大きなたいまつを山の嶺にた

て、軍おこりければ、次第に火をつけて一月に行くべき程なれども、一日のうちにしらせける也。是をとぶひと云ふ」（日本歌学大系三二二—二七頁）。『古今集素伝懐中抄』「昔大國にいくさせし時、大成統松を峯に立ていくさのをこり来れば次第に火を付て一月に可行道なれども一日のうちにしらせけるなり。是をとぶ火云」（古今集注釈書影印叢刊『古今集素伝懐中抄』七八頁）。『古今集大江広貞注』「大國には軍あるとき、高山の岑に火をともしけり。他國の軍起る時は、百日二行所へも、この火をともしけるをみて、ともしつぎければ、片時が内に都へつけしらせけり。一町に一所ともす也。是を見て、武士都へ馳集と云々。とりのとぶごとくはやくともしつげば、とぶ火と云り」（京都大学国語国文学資料叢書『古今集註 京都大学蔵』一八六頁）。〈盛〉の記述もこのような説がもととなっているのだから。さらにこの説は展開し、『弘安十年古今集歌注』「大國ニ燧ト云事アリ。是ハ都ニ不思儀ナル事出来レバ、諸國ニ早ク知センガ為ニ都ノ四方ニ高ク塚ヲツキテ、上ニ家ヲ作テ、ソレニ人ヲ置。彼臺ヲ燧野ト云。京ニ事出来レバ、火ヲトモシテ四方ノ岡ヨリ指上グ。是ニミツタエトモス程ニ、諸國ニ知（ラス。又、烽火ハ上グレバ、空ヲトピアリクト云ヘリ。故ニトブ火トイヘリト云説アリ。所詮、彼火ヲ見付テ、諸國）程ナク群兵集マル」（赤尾照文堂『中世古今集注釈書解題』二一—三五〇）三五一頁）、『毘沙門堂本古今注』「トブヒノ野守トイフ事、サマバク也。文選ニモ拳燧トイヘリ。大國ニハ都ノ四方ニツカヲツキテ、ソレニ人ヲ、キテ、都ニ大事出来レバ火ヲアグ。伝々シテ、一時ニ千里ノ知コトヲ得。見之四方ノ遠士ハセアツマル。ナツケテ燧火ト云リ」（人間文化研究機構国文学研究資料館『中世古今和歌集注釈の世界』）勉強

出版、四五三頁）などがある。その他の諸説としては、『口伝和歌抄』「古歌枕には、とぶひとむかし、たうのわう、日本をうちとらんとしけるに、よろづのごとに人をきてありけり。その人たのいくさくるときには、たかきおかにのぼりてひをともしければ、それをみつけてしだいにひをともせば、いくさ、これをしるしにて、日本をかためたり。のもりとは、のをあづかる心か。本文をみるべし」（冷泉家時雨亭叢書『和歌初学抄 口伝和歌抄』六六ウ—六七オ）、『奥義抄』（慶應義塾図書館蔵本）「是は飛火の野守出て見よとよむべし。此野をとぶ火野と云事は、むかしは国々にはやくきかすべき事あれば、所々に大なる火を立ければ、次第にみつきて是を立てをき、遠き国にも一日の内にしらせつる也。其野を守るものとぶ火の野守とは云也。此とぶ火はもろこしよりおこれる事也。日本記にみえたり」（『奥義抄古鈔本集成』和泉書院、七七頁）など。〈盛〉にある「我朝ノ高灯笼ノ如」は歌学書などに類例を見ないが、「高灯笼」は、「人の死後七回忌まで、その霊を慰めるために、盂蘭盆会のある七月に立てる高い灯笼」（『日国大』）。『明月記』寛喜二年（一一三〇）年七月十四日条に「近年、民家今夜立長竿、其鋒付如灯楼（張紙）、拳灯、遠近有之、逐年其数多、似流星人魂」とある。○燧帝ノ猛火トイヘルハ是也「燧帝」は古代の伝説上の帝王で、はじめて木を鑽り火を取ったという燧人。『韓非子』五蠹第四十九「民、食果蠃蟪蛄腥臊惡臭、而傷聖人腹胃、民多疾病。有聖人作、鑽燧取火、以化腥臊、而民説之、使王天下、号之曰燧人氏」（民、果蠃・蟪蛄・腥臊・腥臊を食ひて、腹胃を傷害し、民、疾病多し。聖人作る有りて、燧を鑽りて火を取り、以て腥臊を化す。而して民之を説び、天下に王たら

しむ。之を号して燧人氏と曰ふ。新釈漢文大系『韓非子』下―八二七頁）などに見える。「燧帝ノ猛火」という語は、『三教指帰』下巻「夏則緩意披襟。对_レ太王_ノ雄風。冬則縮頸覆_レ袂。守燧帝之猛火（夏は意を緩うして襟を披いて太王の雄風に對ひ、冬は頸を縮め袂を覆うて燧帝の猛火を守る）」（旧大系二一八―一九頁）に拠る表現であるが、『三教指帰』注釈書類では「_レ典言_ニ云_フ、燧人氏作_レ鑽木_ヲ取_レ火_ヲ、燒生_ヲ為_レ熟_ニ、令_レ人_ヲ無_レ腹疾_ニ、遂_ニ天之意_ニ、故云燧人氏者也、燧人者古ノ王者也。光_レ通曆_ニ曰_ク、燧人氏鑽_レ燧出_レ火_ヲ、教_レ人_ヲ熟食_ニ」（国会図書館蔵正保二年刊本『三教指帰注』（覚明注）巻五―十一丁オ。国会図書館デジタルコレクションによる）と佚書『典言』『通曆』などを引くが、燧人と烽火には特に関係は見いだせない。〈名義抄〉が「烽」「燧」「美燧」「逢火」「燧」にいずれも「トブヒ」の訓を持ち（仏下末三七・三八・四三）、元和古活字版『和名類聚抄』にも「烽燧（火燧附）説文云烽燧（峯遂二音度布比）辺有警則举之、唐式云諸置烽之處置火台、台上挿旛（音厥、俗云保久之）」（臨川書店『諸本集成倭名類聚抄』本文篇・巻二―十一丁オ）とあるほか、先掲『和歌童蒙抄』の「コレヲ烽燧トイフ」の例のように、烽火のことを「烽燧」とも言ったことからの類推ないし混同だろうか。『和名類聚抄』「燧」には、「ひうち」の例として「古史考云、燧人氏造鑽燧（音遂和名比字知く、始出火）（巻二―十二丁オ）と、燧人の例を挙げている。『和歌色葉』も、前掲箇所につづけて、「燧帝の猛火といへるは是なり」（三―二一七頁）とし、〈盛〉と同文を持つ。『和歌色葉』の中下巻の和歌注釈箇所も多くは「中下巻は、『和歌童蒙抄』『奥義抄』に依拠する部分極めて多く、独自の説はほとんど見られない」（『和歌文学大辞典』

一三一―八頁）と言われるが、この一句に關しては『和歌童蒙抄』『奥義抄』ともに見られない。なお、『古今集素伝懐中抄』にも、前掲箇所につづけて「燧帝猛火と云ルハ此也」（七八頁）とある。その他、『色葉和難集』は「春日の々」歌について、「祐盛云」という形で佚書『祐盛抄』を引く形で、「祐盛云、とぶひといふ事は、昔唐にいくさおこりし時は、おほきなるまつをたかき山にたてゝみすれば、それをみつけて次第くゝにたてゝして、一月などに行べき所にも一日のうちにしらせるなり。燧帝の烽火といへりしは是なり」（日本歌学大系別巻二―三九八―三九九頁）とするが、「少なくとも全体の七割以上を奥義抄・和歌色葉などの転載によってまかない、しかもそれに自ら資料を増補することも多くはなかつた歌学書であると推定」（浅田徹・三五頁）されており、それに従えば『和歌色葉』「燧帝の猛火」のような説を承け、それを誤伝したものであろう。〈盛〉はこうした歌学書・古今注の所伝を承けたものであろう。○我朝ニモ奈良帝ノ御時、東ヨリ軍ヲコラントセシカバ、春日野ニ飛火ヲ立始テ、其火ヲ守人ヲ被置タリキ。春日野ヲ飛火野ト申ハ是也。春日野は春日山および春日神社を中心とする春日山麓の西面丘陵地帯で、平城京の発展に伴い、春日山西麓（平城京の東方の春日山麓の台地）が春日野といわれるようになったという（角川地名・奈良県 三〇―八頁）。春日野の烽火に關する歴史的事実としては、『続日本紀』和銅五年（七一―二）正月二十三日「壬辰、廢河内国高安烽、始置高見烽及大倭国春日烽、以通平城也（壬辰、河内国高安烽を廢め、始めて高見烽と大倭国春日烽とを置きて、平城に通せしむ）」（新大系一―一七八―一七九頁）が該当しようが、本所説は、『和歌童蒙抄』に前掲箇所につづけて「ム

カシ奈良ノ京時、アツマヨリイクサキタラムトセシニ、カノトブヒヲ
アゲタリシニ、コノカスガノニタテハジメテ、マモリ人ヲ、キタリキ。
ソレヨリトブヒノトイフナリ」（一三七頁）とあり歌学書と共通する
もの。『和歌色葉』にもやはり「日本にも昔奈良の京の時、あづまよ
り軍おこらむとせしに、彼のとぶ火をあげて、このかすが野にたては
じめてその火をまぼる人を置きたりき。それより春日野をとぶひとい
ふ也」（二二七頁）とある。その他、前掲の『古今集素伝懐中抄』『古

今集大江広貞注』『古今集弘安十年歌注』『毘沙門堂本古今注』他、多
くの古今集注釈書が、「春日野の」歌の注に同様の説を引いている。「守
人」すなわち歌語でいう「野守」への言及も含め、ここも〈盛〉は前
項と同様の歌学書の説に拠ったのだらう。ただし、〈盛〉は「奈良京」
（平城京）とすべきところを「奈良帝」とする誤りを犯している（和
銅五年は元明帝）。

【引用研究文献】

- * 浅田徹「祐盛抄について―奥義抄・和歌色葉との関係から―」（国文学研究九集、一九八九・10）
- * 貝塚茂樹「東周王朝の成立と諸侯国の独立」（貝塚茂樹著作集 第一巻 中国の古代国家）中央公論社一九七六・5）
- * 黒田彰「島原松平本『平家打聞』」（矢野貫一・長友千代治編『日本文学説林』和泉書院一九八六・9）
- * 谷口義介「褒姒説話の形成―中国古代における大地母神の残影―」（熊本短大論集三七巻三号、一九八七・2。『中国古代社会史研究』朋友書店一九八八年・3再録。引用は後者による）

異賊幽王ヲ¹可^レ奉^レ傾^レ之由聞^レヘケレバ、飛火ヲアゲテ兵ヲメス。²官兵馳集テ旗ヲナヒカシ、戈ヲサ、ゲテ、鏝ヲ並^レベ時ヲ³作りケルニ、后始
テ⁴笑給ヘリ。サラヌダニ見目形タグヒナクウ⁵ツクシカリケル上、⁶咲給ヒタリケレバ、イトゞ⁷百ノ媚ヲゾ増給フ。帝ウレシキ事ニ思召、
常ニ飛火ヲ揚ラレテ兵ヲ⁸集給フ。或ハ千里ノ山川ヲ分^レ来、或ハ八重ノ波路ヲ凌^レ上ル。ソモ軍ナラネバ、⁹兵本国ニ帰下ル。国ノ費、人ノ
歎、云フハカリナシ。カ、リシ程ニ、幽王ヲ亡サントテ凶賊襲^レ来ケレバ、又¹⁰烽火ヲ被^レ上タリ。諸国ノ軍兵是ヲ見テ、例ノ后ノ¹¹烽火ト思ケレバ、
官軍進¹²参事ナクシテ、幽王忽ニ滅^レニケリ。サテコソ¹³后ヲ¹⁴褒姒僻愛トハ申ケレ。又¹⁵ハ傾城トモ¹⁶名タリ。都ヲ¹⁷傾ト云フ読アレバ、当初ハ
誠ケレドモ、¹⁸近来ハ人ゴトニ傾城トゾ呼ケル。

【校異】 1 〈近〉「かたふけたてまつるべきの」、〈蓬・静〉「かたふけ奉るべきの」。2 〈近〉「くはんへい」、〈蓬〉「官兵」、〈静〉「官兵」。3 〈蓬・
静〉「つくりたりけるに」。4 〈近〉「わらひ給へり」、〈蓬〉「笑給へり」、〈静〉「笑給へり」。5 〈近〉「わらひ給ひたりければ」、〈蓬〉「笑給ひたり
ければ」、〈静〉「笑給ひたりければ」。6 〈近〉「もゝの」、〈蓬・静〉「万の」。7 〈近〉「あつめ給ふ」、〈蓬・静〉「めし給」。8 〈近〉「さんせんを」。
9 〈蓬〉「本国に兵」、〈静〉「本国に兵」。10 〈静〉「捧火を」。11 〈静〉「捧火と」。12 〈蓬〉「后をは」、〈静〉「后をは」。13 〈近〉「ほうしへきあいて」

とし、「て」に縦線あり。右に「とは」と傍書 14 〈蓬〉「ハ」なし。15 〈蓬・静〉「名付たり」。16 〈近〉「ヲ」なし。17 〈近〉「かたふくと」、〈蓬・静〉「傾くと」。18 〈近〉「此ころは」、〈蓬〉「近來は」、〈静〉「近來は」。

【注解】○異賊幽王ヲ可奉傾之由聞ヘケレバ、飛火ヲアゲテ兵ヲメス。官兵馳集テ旗ヲナビカシ、戈ヲサ、ゲテ、鑼ヲ並べ時ヲ作りケルニ、后始テ笑給ヘリ。たまたま生じた異賊襲來の誤報により、褒姒が初めて笑顔を見せる。「鑼」は字義としては、かま、なべなどの意（大漢和）。〈蓬・静・近〉などの読み「クツバミ」に従えば「鑼」がよいか。ただし、二巻本『色葉字類抄』に「鑼俗ク、ミ」（ク雑物・卷下上21オ）、十巻本『伊呂波字類抄』（大東急本）も「鑼クツハミク、ミ馬銜也」（ク雑物・6—66オ）とあり、また節用集類でも、天正十八年本・易林本では「鑼」を、文明本や天正十七年本では「鑼」を「クツハミ」と読んでいる。古辞書の世界では、「鑼」の異体として「鑼」が使われていたか。『史記』は前掲の烽火の説明に続けて、「諸侯悉至。至而無寇、褒姒乃大笑（諸侯悉く至る。至れども寇無し。褒姒乃ち大いに笑ふ）」（新釈漢文大系『史記』一—一九九頁）とある。この『史記』や『列女伝』など、褒姒が初めて笑うきっかけとなった烽火は、意図的なものではなかったとすることが多い。ただし、『唐鏡』は「王、万ノ事ヲシ玉フ余、此燧ヲアゲ玉フニ、ソコロノ人々、国々ヨリ参集ルニ、何事モナカリケルヲ、褒姒大ニ咲玉ヘバ」（古典文庫五七頁）とし、幽王は褒姒を笑わせるため色々なことをなされたのだがついに、烽火をあげたとする。他に『新樂府注』（真福寺本）「此妃ノ咲エ嘲無。御門無類」思召ケル様ニ、嘲ハセム事タばかりて、とぶひと申ス火ヲ揚カ、ゲ給ニケリ」（太田次男①・四三二頁）、『新樂府略意』（真福寺本）「而為令后咲」忽举烽」后始咲」（太田次男②・

三三五—三三六頁）として最初から褒姒を笑わせるために烽火をあげている。また、『史記』『列女伝』いずれも、兵が慌てて集まったものの、実は誤報で何事もなかったという、そこまでの一連の様子を見て褒姒は笑ったということになる。この点に関しては『唐鏡』も同じ。一方、〈盛〉では、兵士が集まった様子を見て、その段階で褒姒は笑っており、笑う直接の理由が異なる。〈延〉も「或時天下ニ事出テ烽火ヲ上、時ヲ作テ甲冑ヲヨロヘル武者宮城ニ充滿セリ。是ヲ見給テ后初テユミ給ヘリ」（卷一五〇オ）と集まった兵を見て笑ったとする。その点に関しては〈盛〉は〈延〉に比較的近い。なお、『呂氏春秋』慎行論・疑似は〈延・盛〉と同じく「周宅鄆鎬近戎人、与諸侯一約、為高葆禱於王路、置鼓其上、遠近相聞。即戎寇至、伝鼓相告、諸侯之兵皆至、救天子。戎寇至、幽王擊鼓、諸侯之兵皆至、褒姒大説而笑（周は鄆・鎬に宅して戎人に近し。諸侯と約し、高葆禱を王路に為り、鼓を其の上に置き、遠近相聞く。即し戎の寇至れば、鼓を伝へて相告げ、諸侯の兵皆至りて、天子を救ふ。戎の寇至るに至るに、幽王鼓を撃ち、諸侯の兵皆至る。褒姒大いに説びて笑ふ）」（明治書院・新編漢文選『呂氏春秋』下—八三三頁）と兵が集まった様子で笑っているが、『呂氏春秋』の場合、烽火には触れず、太鼓のみによって兵が集められており、接点は認めにくい。一方、〈屋・覺〉は「或時天下に兵乱おこつて、烽火をあげたりければ、后これを見給ひて、『あなふしぎ、火もあれ程おほかりけるな』とて、其時初てわらひ給へり」（〈覺〉上—一〇一—一〇二頁）と、多くの烽火が上がった様子を見て

上ってくる兵士達の描写は諸本になく、〈盛〉の独自異文。『史記』『列女伝』『呂氏春秋』等いずれもなし。『唐鏡』にもなし。『平家物語』諸本のうち、〈鬪〉「武士其雖」来無」怨無」怨」即歸矣（武士其、来たと雖も怨無し。怨無ければ即ち歸る。一下―二二ウ）、「屋・覚・中」諸侯来るにあたなし。あたなければ、則さんぬ（〈覚〉上一〇二頁）などは簡略だが、〈延〉「諸国ノ官軍馳参タリケレドモ、カ、ル謀ナリケレバ各本国へ帰ニケリ。東山へ行官軍ハ千里ノ道ニ小馬ヲハヤメ、西国へ趣クセムダ羅ハ八重塩路ヲ陵ケリ。南北ノ国々モ又如此」（卷二―五〇オ）および〈長〉「是を見て、諸国の官兵驚て、王宮に事出来とて馳参。かゝる謀なりければ、事なき故に、をのくく本国へ帰りけり。東海へ歸るものは、山里の山川を分、西海へをもむく者は、八重のしほちを凌けり」（一―一七八頁）には、むなく諸国へ歸る際の兵士の描写として、〈盛〉に類する表現が見える。なお、〈盛〉「八重の波路」は余り多く用いられないが、〈延・長〉の「八重の潮路」は歌語として、例えば『後拾遺和歌集』春上・四一・藤原節信「はるく」とやへのしほちにおく網をたなびく物は霞なりけり」（新大系二四頁）など作例が多い。「千里ノ山川」に関しては、『歌枕名寄』「千里山」の作例として、九二九七・法性寺入道「みやこにて月の雲井やながむらんちさとの山のいはのかけど」、九二九八・直幹「都おもふ我がこころしれば夜はの月ほども千里の山路こゆとも」（新編国家大観第十卷）など「千里山」に「千里の山」を掛けた例があるが、「千里ノ山川」は熟した表現とはいえず、文意としては〈延〉「千里ノ道」がよいが、「八重の波路（潮路）」の対句とする意図から改変したのでらう。〈長〉の「山里の山川」は「千里の山川」が乱れたものか。

○国ノ費、人ノ歎、云フハカリナシ 『史記』『唐鏡』『平家物語』諸本等、いずれも該当する記述なし。〈盛〉の独自異文。○カ、リシ程ニ、幽王ヲ亡サントテ凶賊襲来ケレバ、又烽火ヲ被上タリ 『史記』によれば、「其後不信、諸侯益亦不至」（一―一九九頁）とあり、諸侯達が烽火を信用せず召集に応じなくなっていた。『唐鏡』同様。『平家物語』諸本で、このことを記すのは、〈鬪・長〉（後掲）および「屋・覚・中」「かやうにする事度々に及べば、参る者もなかりけり」（〈覚〉上一〇二頁）。〈延・盛〉はそうした描写を持たず、すぐに「凶賊」の襲来につなげる。前述の通り、『史記』によれば、この「凶賊」は「又廢申后、去太子也。申侯怒、与繪西夷犬戎、攻幽王」（又、申后を廢し、太子を去るや、申侯怒り、繪・西夷・犬戎と与に幽王を攻む）（一―一九九頁）とあるように、娘を廢后され、子を廢太子された申侯の怒りによるものであった。『唐鏡』にも「先ノ后ノ父、申侯、噴ノ余、西夷ヲトモナヒテ、王ヲ責奉ル」（古典文庫五七頁）とある。故事冒頭部においては、『唐鏡』に依拠し、「申侯」の話題にも触れてきた〈盛〉であったが、見てきたように、後半部においては『唐鏡』に依拠しておらず、ここでも「申侯」に触れることなく、単に「凶賊」とするのみ。比較的簡略に幽王褒姒の故事のみを語り、「申侯」に言及しない『呂氏春秋』も「至於後」戎寇真至、幽王撃鼓（後に至つて戎寇真に至り、幽王鼓を撃つも）（下―八二三頁）と単に「戎寇」とのみある。『平家物語』諸本では、〈延〉「或時戎軍ヨセテ幽王ヲ滅サントシケルニ、先々ノ如ク烽火ヲ上、時ノ声ヲ合セシカドモ」（卷二―一五〇ウ）、〈屋・覚・中〉「或時隣国より凶賊おこつて、幽王の都を攻めけるに、烽火を揚ぐれども」（〈覚〉上一〇二頁。傍線部「屋」

「幽王ヲ討ントスルニ」（一六六頁）、〈中〉「ゆうわうのみやこをかたぶけん^{とせし時}」（上一〇七頁）などとし、〈盛〉同様。〈長・闘〉は本箇所、次の通り、異文を持つ。〈長〉「かくする事、すでに度々なり。其後は、兵心へて、馳参する事もせず。かく国をたばかりおほせて、秦帝公といふ大しやう軍をもて、褒氏国より幽王の内裏へをしよせたり。大王、人々、おどろきて、しきりに飛火を揚といへども」（一—一七八頁）とある。〈長〉は、褒氏国の人が「はかりことを廻して」（一—一七七頁）狐の子である褒姒を幽王のもとに送り込んだとする前日譚を持っており、何度も召集されるうちに兵士達が召集に応じなくなっていたことを記し、その「はかりこと」がここに結実したとする。それをうけて、「秦帝公」（未詳）なる褒国の大將軍が攻め込んでくることになる。〈闘〉も同様の前日譚を持ち、やはり、「依^じ此^{こゝ}其後不参集^す。雖^も然^る。無^き何^れ被致^せ此事^を之間妃取^り。課帝^す。」^心褒似國王^に申^す。事由^を王大^に悦仰^す。数万騎官兵^を令逼^す幽王^を于^{こゝ}。時幽王雖^も上^り烽火大鼓^を。此れに依りて其の後は参り集らず。然りと雖も何も無きに常に此の事を致されける間、妃、帝の心を取り課し、褒似国の王に事の由を申しければ、王大いに悦びて、数万騎の官兵に仰せて幽王を逼めしむ。時に幽王、烽火の大鼓を上ぐと雖も。一下^二二ウ^一とする。いづれも前日譚同様、典拠未詳。〈早（黒）〉「来」の左下に「シ」を補う。○諸国ノ軍兵是ヲ見テ、例ノ后ノ烽火ト思ケレバ、官軍進ミ参事ナクシテ、幽王忽ニ滅ニケリ 何度も虚報の烽火に依って召集された兵士達は、本当の烽火を見ても虚報と思ひ参集せず、ついに幽王は亡びる。〈延〉「諸国ノ官兵等、例ノ后キエマセ奉ラン料ニテゾ有ラントテ、一人モマヒラザリケレバ、幽王忽ニ

滅ビ給テケリ」（巻二一五〇ウ）、〈長〉「兵是を見て、例の後の、物のたまひわらひ給ふと思ければ、馳参事もせざりけり。つわもの、王宮へみだれ入て、幽王をうちとり、国をほろぼしてけり」（一—一七八頁）、〈屋・覚・中〉「例の妃の火にならつて、兵も参らず。其時都傾いて、幽王終に亡にき」（上一〇二頁）など。〈屋・覚・中〉に「都傾いて」とあるのは、他本に見える、「傾城」に関する所説が意識されたものか（次々項注解参照）。『史記』幽王挙烽火徴兵、兵莫至。遂殺幽王驪山下、虜褒姒、尽取周賂而去（幽王、烽火を挙げて兵を徴す。兵至るもの莫し。遂に幽王を驪山の下に殺し、褒姒を虜にし、尽く周の賂を取りて去る）（一一一九九頁）とあり、褒姒が捕らえられたところまでを記す。『唐鏡』も「王烽火アゲテ、兵ヲ召トモ、先々ニ習テ、独モマイル物ナシ。防戦人モナクシテ、麗山ノ下ニ、ハカナク成給ヌ、褒姒ヲバ、生取ニシ侍リケリ」（五七頁）とする。『平家物語』諸本は、次節に見るように、褒姒が狐となったとする説を持ち、「唐鏡」も「或説」として同説を持つ。○サテコソ后ヲ褒姒僻愛トハ申ケレ 以下、「傾城」の読みについての注記、「后」の後日譚、「化け狐」の本説が続くが、〈覚〉は後の後日談に触れるのみ。〈闘・延・長〉は〈盛〉と同じ構成だが、この一文に関しては〈盛〉のみの独自異文。〈盛〉を直訳すれば、こういうわけで后を「褒姒僻愛」というのだ、となるが、意味が通りにくい。この后を愛したことを「褒姒僻愛」と評したのだ、という意か。ただし次文とのつながりを欠く。『史記』の本故事冒頭部（天変記事直後）に「三年、幽王嬖愛褒姒」（三年、幽王褒姒を嬖愛す。一一一九六頁）とあった。「嬖愛」は、「特別に愛すること、この上もなくかわいがること、また、その人やもの」

の意（日国大）。「褒姒僻愛」の出典は不明。「僻愛」は、「近」「へきあい」、「逢・静」「僻」と読んでおり、「嬖」の誤字ではなく意図的な用字であるならば、間違った愛、という意味。〈早（愚）〉には特に記載はない。○又ハ傾城トモ名タリ。都ヲ傾ト云フ読アレバ、当初ハ誠ケレドモ、近來ハ人ゴトニ傾城トゾ呼ケル あるいは后を傾城とも呼んだ。「城は王城の意味で」都を傾く」と読めるので、当初は后を傾城と呼ぶことを戒められていたが、近頃は皆「傾城」と呼ぶようになったの意。〈延〉「其ヨリ美人ヲバ傾城トゾ名ケタル。『城ヲ傾』ト云読アリ。此読ヲバ当初ハ誠ラレケレドモ、当世都ニハ猶傾城トゾヨバレケル」（巻二一五〇ウ）と同様だが、〈延〉は「城ヲ傾」という読みが誠められた、とあるので意味が取りにくい。〈盛〉はこのような本文の意味を取りやすくするため、「傾城」は「都を傾く」とも読めるのでこの語の使用を誠めた、という文意に改めたか。〈長〉「抑、美女をけいせいとは、幽王の時より名付たり。『みやこをかたむくる』といふ読あり。此よみをば、其かみは、いましめられけれども、当世都には、傾城とぞよばるなる」（一七一七九頁）とし、重盛の言としてではなく、地の文として後掲される。〈鬪〉は「自爾美女を名傾城ト只非」傾城を為殺人乱」世之媒不可不慎」云（爾より

美女を傾城と名づけた。只城を傾くるのみに非ず、人を殺し世を乱す媒と為る。慎まざるべからず、と云へり。下一二一ウ」とあり、「傾城」即ち美女が乱世の媒となるから慎むべき、という内容で〈延・長・盛〉のように「傾城」という呼称や読みを戒めるのではなく、「美女」を愛することを戒めている。また、〈鬪・延・長〉いずれも美女を傾城と呼んだと対しているのに対して、〈盛〉は后を傾城と呼んだと対している。なお、「傾城」の語は、『漢書』外戚伝「孝武李夫人」に引く、李夫人の兄李延年の歌に「北方有佳人、絶世而独立、一顧傾人城、再顧傾人国、寧不知傾城与傾国、佳人難再得」（中華書局『漢書』第二冊・三九五頁）として出る語で、白居易『新樂府』「李夫人」の最末句「人非木石皆有情、不如不遇傾城色」（人は木石に非ず 皆情有り 如かず 傾城の色に遇はざらんには）（新釈漢文大系『白氏文集』一七二七頁）にも用いられて人口に膾炙した。〈延全注釈〉も指摘するように、早くは『詩経』大雅・瞻卬に、「哲夫成城、哲婦傾城（哲夫城を成し、哲婦城を傾く）」（新釈漢文大系『詩経』下一一九二頁）とあるが、この場合の「傾城」は、女が美人であることを言っているわけではない。褒姒を、美女や后を「傾城」と呼ぶ始発とする説は未詳。また読みの禁忌についても未詳。

【引用研究文献】

- * 太田次男①「真福寺新樂府注と鎌倉時代の文集受容について―付・新樂府注翻印―」（斯道文庫論集七号、一九六八・三）
- * 太田次男②「釋信救とその著作について―附・新樂府略意二種の翻印―」（斯道文庫論集五号、一九六六・三）

彼后幽王亡給テ後、尾ニツアル狐ト成テ、「四ハコウク」鳴シテ古キ塚ニ入ニケリ。狐人ヲ蕩トテハ、「化シテ婦人ト成テ」顔色好。頭ハ雲ノ鬢ト変ジ、面ハ巖キ粧ト成テ、翠眉不挙、華ノ顔低タリ。忽然ニ一タビニ笑バ千万ノ態有。見人十人ガ八九ハ迷ヌトゾカ、レタル。

【校異】1 〈蓬〉「尾」、〈静〉「尾」。2 〈蓬〉「古塚に」。3 〈近〉「とらかすとては」、〈蓬〉「とらかさんとは」、〈静〉「蕩さんとは」。4 〈近〉「くはして」、〈蓬・静〉「化して」。なお、〈静〉右に「文集」を傍記。5 〈近〉「かんしよく」、〈蓬・静〉「顔色」。6 〈近〉「ひんつらと」、〈蓬〉「鬢と」、〈静〉「鬢と」。7 〈近〉「うつくしき」、〈蓬・静〉「敵」。8 〈近〉「みとりのまゆあからず」、〈蓬〉「翠眉不挙」、〈静〉「翠眉不挙」。9 〈近〉「はなのかほうなたれたり」、〈蓬〉「花顔低たり」、〈静〉「花顔低たり」。10 〈近〉「たちまちに」、〈蓬〉「忽然に」、〈静〉「忽然に」。11 〈近〉「多めは」、〈蓬・静〉「笑は」。12 〈近〉「わさみる」とし、「み」の右に「有」を傍書。なお、「態」は、〈蓬・静〉「態」。13 〈近〉「まよひぬとそ」、〈蓬〉「迷ぬとそ」、〈静〉「迷ぬとそ」。

【注解】○彼后幽王亡給テ後、尾三ツアル狐ト成テ、コウクノ鳴シテ古キ塚ニ入ニケリ。「コウコウ」は狐の鳴き声を模した擬音語。〈本全釈〉三一—四頁「コウクノ」項注解参照。この「コウコウ」という擬音語は、他に『沙石集』『曾我物語』『名語記』などに例があり、江戸時代まで続いたという（山口仲美・二二三—二二五頁）。前節「諸国ノ軍兵是ヲ見テ、例ノ后ノ烽火ト思ケレバ、官軍進ミ参事ナクシテ、幽王忽ニ滅ニケリ」項注解に示した通り、『史記』では幽王は亡くなり、褒姒は捕らえられたとし、『唐鏡』も同様だが、『平家物語』諸本は異なる結末を持つ。この褒姒が三尾の狐となって古塚へ入ったとする〈盛〉の記述は、〈延〉「彼后後ニハ尾三アル狐ニナリテ、古キ塚へ逃去ニケリ」（巻一五〇ウ）が近く、〈鬪〉にも「其時件ノ妃作テ尾三狐ト如（稲妻）失ヌ（其の時、件の妃、尾三つの狐と作りて稲妻のごとくに失せぬ。一下—二二ウ）」とあり、やはり三尾の狐とする（鬪欄外注「或尾九」。なお「傾城」説の前に置かれる）。〈長〉は「かくして後は、ほうじ后は、白狐の尾三あるに現じてうせにけり」（一—一七八頁）と「白狐」とし、〈覚〉「さてこの后は、野干となつてはしり失せるぞおそろしき」（上—一〇二頁）、〈中〉「其後此きさきは、やかんとなりて、かきけつやうにうせられけり」（上—一〇七）

一〇八頁）と単に「野干」とする。ほかに由阿『詞林采葉抄』『烽燧火』は「幽王遂ニ麗山ノ下ニテ失」。后ハ尾ニアル命婦（引用者注、狐のこと）トナリテ失訖焉（冷泉家時雨亭叢書『詞林采葉抄 人丸集』二八七頁）とし、褒姒を双尾の狐とし、やはり姿を消したとする。〈屋〉には唯一該当記事がないことから、〈全注釈〉は本来はなかったものとして後補と見、また、後掲の、『纂附音増古注千字文』に見える妲己九尾狐説をあげて、こうした説との混交と見たが（上—三二五頁）、美濃部重克は、褒姒の妖狐変身譚は、読み本系諸本にも見られること、『唐鏡』にも「或説ニハ狐狸ノ変化トモ申セリ」（古典文庫五七頁）と見え、『神明鏡』『下学集』『態芸芸門』『玉藻前物語』などに、天竺の班足土の塚神、大唐の幽王の後褒姒、日本の鳥羽院の玉藻前に現じたという伝説が見えることをあげ、後補説・混交説については「存疑」を表明している（一九七頁）。王貞は、日中の褒姒変身譚を整理し、「褒姒龍やトカゲに関する変身譚は中国において定着した知識として共有されていた」（五一頁）こと、「中国における褒姒に関する話の中で、狐の化物というような変身譚は存在しない」（五二頁）ことから、日本における褒姒を狐とする説の誕生を促した理由として、『平家物語』が成立した時代の日本において、狐—女性の変身譚が龍やトカゲ

「女性の変身譚より受け入れられやすかった」こと、「時間上、妲己の話がすでに日本に受容されており、そのうえで妲己と褒姒の身分などの面においても共通点があるため、妲己が狐に変身して逃げ去った話は褒姒に流用してしまった可能性」、「日本文学に多大な影響を与えた中国の唐の文字では、国を滅ぼす美女を狐に喩える傾向が見られるため、『平家物語』の作者もこのようなモチーフを吸収して褒姒の話に転用した」（五六八頁）ことを想定する。『平家物語』作者によるものかどうかは確定できないが、褒姒の妖狐変身譚が、日中両国で流布した妲己のそれとの関わりなかに発生・流布したものであることは認められよう。王貞が褒姒説話の流用元とみた妲己の狐の変身譚は、明代の小説類『平妖伝』『武王伐紂書』『封神演義』などに見られるが、その最古のものは、日本の大江匡房『狐媚記』「嗟呼、狐媚変異、多載史籍。殷之妲己、為九尾狐、任氏為人妻、到於馬嵬、為犬被獲（嗟呼、狐媚の変異は、多く史籍に載せたり。殷の妲己は九尾の狐と為り、任氏は人の妻と為りて、馬嵬に到りて、犬のために獲られき）」（日本思想大系『古代政治社会思想』一六七・三二〇頁）とされる（堀誠①・二五―二六頁）。ここに「多載史籍」とあることからすでに中国にもこうした所伝があった可能性が高い。なお、〈全注釈〉が指摘し、それをもって妲己と褒姒の混交説を論じた、『纂図附音増広古注千字文』の「周発殷湯」に対する注に「乃以確判之、即変作九尾狐狸也（現代語訳…そこで妲己を判断（押し切り、ギロチンの如きもの）にかけた。たちまち変じて九尾の狐狸となった）」（国立公文書館デジタルアーカイブ所載内閣文庫本画像による。現代語訳は岩波文庫『千字文』五四頁）が、早い例ともされるが、上野本・敦

煌本『千字文注』には当該記事はなく、果たして唐代以前の李暹（李暹）注に遡れるかどうかについては、疑義が呈されている（堀誠①・二四頁）。この『纂図附音増広古注千字文』の成立年代はおくとしても、『狐媚記』の言うことに従えば、日中両国に妲己妖狐説があったらしい。尾の多い狐は、中塚亮・今村遥も検証するように、古く『山海経』南山経に狐に似たものとして「有獸焉、其状如狐而九尾、其音如嬰兒、能食人、食者不蠱」（傍線部、食べれば、邪気を受けなくなる、あるいは、蠱毒の害を受けなくなる、などの意。中華書局・叢書集成初編二九九四―四頁）などの記述があり、瑞祥としての「九尾白狐」が『呂氏春秋』に見えるほか、『白虎通』には子孫繁栄の象徴として見える。また『魏書』には（高祖太和）十年三月、冀州獲九尾狐一以獻。王者六合一統則見。周文王時、東夷婦之。曰、王者不傾於色、則至德至、鳥獸亦至。十一年十一月、冀州獲九尾狐一以獻。（十年三月、冀州九尾狐を獲え、以て獻す。王者、六合一統すれば則ち見はる。周文王の時、東夷之に婦す。曰く、王者色に傾かざれば、則ち至德至り、鳥獸亦至る。）（十月三日、冀州で九尾の狐が捕らえられ、獻じられた。王者が天下を統一すれば（九尾の狐が）現れるのである。周文王の時、東夷が（周文王に）帰順し、言った。王者が色に傾くことがなければ、至徳の世が訪れるのであり、鳥や獸もまたやってくるのである。中華書局『魏書』第八冊・二九二―二九三頁）を初めとして数例の献上例が記され、『北史』『周書』にも見える。いずれも「天子の徳が高かったり、社会が正しく治まっている時に現れる、瑞獸として認識されている」（今村遥・一一七頁）。この九尾の狐がしだいに本来の形象から離れて蠱惑のシンボルへと変貌し、妲己と結びついていった

（中塚亮・八〇～八二頁）。以上は妲己妖狐説であるが、宮崎市定が、夏の桀王が末喜を、殷の紂王が妲己を、周の幽王が褒姒をそれぞれに寵愛し、国が滅びた物語は、同一の根源から生じたものであり、幽王・褒姒の物語が最初で、紂王・妲己のものが第二次の反映、さらに桀王・末喜の説話が第三次の反映と推測しているように（一一七～一一八頁）、これら末（妹）喜を含め、妲己・褒姒の物語自体が同趣向が繰り返されたものであるから、それらを並列して捉える例は数多い。例えば『史記』外戚世家に「夏之興也、以塗山。而桀之放也、以末喜。殷之興也、以有娥。紂之殺也、嬖妲己。周之興也、以姜原及大任。而幽王之禽也、淫於褒姒」（夏の興るや、塗山を以てす。而して桀の放たるるや、末喜を以てす。殷の興るや、有娥を以てす。紂の殺さるるや、妲己を嬖したればなり。周の興るや、姜原及び大任を以てし、而して幽王の禽にせらるるや、褒姒に淫したればなり）」（『新釈漢文大系』『史記』七一九一七頁）や劉向『新序』に「禹之興也、以塗山。桀之亡也、以末喜。湯之興也、以有莘。紂之亡也、以妲己。文武之興也、以任姒。幽王之亡也、以褒姒」（明德出版社・中国古典新書『新序』二八頁）などがあり、『国語』晋語には「昔夏桀伐有施、有施人以妹喜女焉。妹喜有寵、於是乎与伊尹比而亡夏。殷辛伐有蘇、有蘇氏以妲己女焉。妲己有寵、於是乎与膠鬲比而亡殷。周幽王伐有褒、有褒人以褒姒女焉。褒姒有寵、生伯服、於是乎与鑿石甫比、逐太子宜臼、而立伯服。太子出奔申、申人鄩人召西戎以伐周、周於是乎亡」（昔は夏桀有施を伐ち、有施の人妹喜を以て女す。妹喜寵有り、是に於いて伊尹と比して夏を亡す。殷辛有蘇を伐ち、有蘇氏妲己を以て女す。妲己寵有り、是に於

いて膠鬲と比して殷を亡す。周の幽王有褒を伐ち、有褒の人褒姒を以て女す。褒姒寵有りて、伯服を生む。是に於いて鑿石甫と比して、太子宜臼を逐ひて、伯服を立て、太子出でて申に奔る。申人鄩人西戎を召して以て周を伐つ、周は是に於いて亡ぶ）（『新釈漢文大系』『国語』上三三三頁）など、やはり末喜（妹喜）・妲己・褒姒の三者が並列されるとともに、いずれも滅亡させられた国から滅亡させた国へと献上され、その国を滅ぼしたとされる例もある。日本でもこれらを並列させる理解は広く見られ、藤原敦光『秘藏宝輪鈔』の「夏運転覆、殷祚夷滅、周末絶廢、秦嗣早亡」の「周末絶廢」に関する注に「夏妹嬖、殷妲己、周褒姒、謂之三女禍」（続真言宗全書刊行会・真言宗全書11・三三三頁）とある。このように並列的に捉えられていた妲己と褒姒とが、妖狐説において交錯する接点の一つとして注目されるのが、白居易『白氏文集』卷四「新樂府」の「古塚狐（戒艶色也）」である（前掲、王頁のいう「唐の文学」もこの白詩をさす）。これは、「古い墳墓に棲みついた狐が、妖艶な美女に化けて人をたぶらかすことから歌い起こし、それ以上に大きな災厄をもたらす生身の美女に溺れることを戒めるもの」であるが（『新釈漢文大系』『白氏文集』一一七五六頁・解題）、蠱惑によって国家を亡ぼした美女の例として「何況褒姒之色善蠱惑、能喪人家覆人国」（何ぞ況んや褒姒の色の善く蠱惑し、能く人の家を喪ぼし、人国を覆すをや）（一一七五八頁）と褒姒・妲己への言及がある。堀誠②は、「狐魅」「狐媚」といった語の検討をしつつ、この白詩「古塚狐」において狐の「女妖」と女の「狐媚」、そして「褒姒之色」とが対比される点に、「少なくとも狐変妲己説の発生を内在するようで、その胚胎産生をも予感させるものである。加え

て、害毒甚大な女の容色や媚態が「狐媚」の称をもって呼ばれたからには、それが「狐」字を帯びる以上は、あながち妲己の如き狐変の妖婦の誕生を見たとしても何の不思議もあるまい(四七頁)と述べる。堀誠②の論は、妲己についての指摘だが、同様のことは当然妲己だけで無く、褒姒に対しても当てはまる。ここに、『唐鏡』「桀方末嬖、紂方妲己、此王ノ褒姒、国ヲ亡シ、君ヲ失ヒ奉ル、或説ニハ狐狸ノ變化トモ申セリ」(五七頁)、『十訓抄』中・五―一八「唐の殷紂、周の幽王の後、褒姒、妲己とて、二人ながら化物にてありけるを、帝、さとり知り給はず、ことに寵愛して、かのいふままに振舞ひ給ふあひだ、その国、亡びにけり」(新編日本古典文学全集二〇七頁)などとしてあらわれるような、両者を並列して「狐狸ノ變化」「化物」として捉える説や『神明鏡』『平家物語』『下学集』のような、褒姒を妖狐として捉える説の素地がある。〈延〉「彼後後ニハ尾三アル狐ニナリテ、古キ塚へ逃去ニケリ」も「古き塚」への言及がある点、あきらかに白詩「古塚狐」を意識しているし、次項注解に見るとおり、このあとには「古塚狐」の詩文の引用もある。先行して流布したと思われる妲己九尾狐説から褒姒妖狐説、さらには『平家物語』のごとき褒姒三尾狐説の生じた時期は不明だが、妲己妖狐説との混交によって、褒姒妖狐説が生じたとみてよいのではないか。○狐人ヲ蕩トテハ、「化シテ婦人ト成テ顔色好。頭ハ雲ノ鬢ト変ジ、面ハ嚴キ粧ト成テ、翠眉不舉、華ノ顔低タリ。忽然ニ一タビ笑バ千万ノ態有。見人十人ガ八九八迷ヌ」トゾカ、レタル「蕩かす」は、惑わせて本心を失わせる。また、心をやわらげて、うっとりするような感じにさせるの意(日国大)。「化シテ」以下は先述の『白氏文集』の『新楽府』「古塚狐」からの引用。

ただし、『新楽府』には「嚴キ」に該当する字はない。対句的な構成とするために加えられたか。「化為婦人・顔色好 頭変雲鬢(面変)粧(中略)翠眉不舉花顔低 忽然一笑千万態 見者十人八九迷(化して婦人と為りて顔色好し 頭を雲鬢に変じ 面は粧ひたるに変じ(中略)翠眉挙げず花顔低る 忽然として一笑 千万の態あり 見る者十人に八九は迷ふ)(二―七五七頁)」。『説経才学抄』「諸聖教説釈」にも「楽府、古塚狐化して婦人、荒村路カタハラニ行キ傍間、日欲没一時人静 処或歌或悲啼、翠眉不舉、華顔低、一笑千万態。此声聞人八九心ヲ迷」(真福寺善本叢刊『説経才学抄』四一七頁)と引かれる。岡田三津子は、〈盛〉本箇所『新楽府』引用が神田本『白氏文集』と「態」の訓を除いては、用字・訓とも一致していることが確かめられる」と指摘する(三七八頁)。神田本は「化(クワ)シ(テ)婦人トナリテ顔色好シ」(コト)ムナシ。頭(カシラ)は雲鬢(クモノシヅメ)に變シ、面ハ粧を「左」変ず(中略)翠眉(イヅメ)翠眉(イヅメ)、挙ケ「左アケ」不シテ、花ノ顔、低(ヘ)リ。忽然に、一、笑(ミ)テ「左(エム)ニ」千万ノ態アリ、見る者十人、八九八迷(ヒ)ヌ(太田次男・小林芳規『神田本白氏文集の研究』勉誠社・二一五頁)と訓ずる。〈延〉「狐ノ女ニバケテ人ノ心ヲラブラカスト云事ハ、本説アル事ニヤ、思合スベシ」トゾ宣ケル(卷二一五〇ウ)、「長」きつねの、女にばけて、人の心をたぶらかすと云、本説あるにや(一―一七九頁)など、「本説」の存在を匂わせるがそれを示さない。〈盛〉はそれを明示した形。〈鬪〉にはこの本説はない。岡田三津子は、〈盛〉が典拠を『新楽府』に求めて記事の補訂をおこなった際、『新楽府略意』の注がその連想に介在した可能性を指摘する(三七八―三七九頁)。「新楽府略意」

「古塚狐戒艶色也」、□□云千年狐能化婦人、法苑珠林云狐歷千歲能亡国家、自昔有之賢王聖主不貪艶色不失其国□□〔盛〕之人必耽色成妖恠云々、今案旧狐仮人形、迷者為之「失心」何況人間美姬傾城邑、滅国「故誠之」〔太田次男・三三五頁〕。

【引用研究文献】

- * 今村遥「中国文学の狐―狐妖譚の変遷と九尾狐姐己の誕生に至るまで―」（長野国文一六号、二〇〇八・三）
- * 太田次男「釋信救とその著作について―附・新樂府略意二種の翻印―」（斯道文庫論集五号、一九六六・三）
- * 岡田三津子『源平盛衰記』と新樂府注釈』『和漢比較文学会叢書 軍記と漢文学』（汲古書院一九九三・三）。『源平盛衰記の基礎的研究』和泉書院二〇〇五・二再録。引用は後者による）
- * 中塚亮「姐己と狐―『封神演義』に見る、イメージ及び物語の成立に至る一過程―」（金沢大学中国語学中国文学教室紀要三号、一九九九・三）
- * 堀誠①「狐変姐己考―故事の源流―」（早稲田大学教育学部学術研究国語・国文学編三六号、一九八七・12。『日中比較文学叢考』研文書院二〇一五・9再録。引用は後者による）
- * 堀誠②「狐変姐己考補―狐魅妖惑の位相から―」（早稲田大学教育学部学術研究国語・国文学編三九号、一九九〇・12。『日中比較文学叢考』研文書院二〇一五・9再録。引用は後者による）
- * 美濃部重克「源平盛衰記」の解釈原理（一）（『伝承文学研究二九号、一九八三・8。『中世伝承文学の諸相』和泉書院一九八八・5再録。引用は後者による）
- * 宮崎市定「古代史」『中国史 上』（岩波全書一九七七・6。岩波文庫二〇一五・5再刊。引用は後者による）
- * 山口仲美『犬は「びよ」と鳴いていた 日本語は擬音語・擬態語が面白い』（光文社新書二〇〇二・8）
- * 王貞「日本における褒姒の変身譚の受容と変容について」（大阪大学言語文化学三三号、二〇一四・3）
- 或説^二云、褒姒ハ亀ノ子也。周厲王ノ時、南庭ニ^一龍出来テ、蟠居レリ。帝イブセク思食ケレバ、可殺ヨシ宣下セラレケルヲ、^三大臣公卿僉議アリテ云、「龍ハ命^五長シテ必如意宝珠ヲ持ト云ヘリ。^六朝家安穩ノ為ニ出現スルニモヤアルラン^七ト。^八巫ニ依テ死生ヲ可レ定歟」ト奏シケレバ、「然ベシ」トテ、御占アリ。「不^レ可^レ殺」ト云^九占也ケレバ、「早汝ガ命ヲ助ク。速ニ可^レ罷去^{一〇}」ト被^二宣下^一。〔四九^九〕二龍恩ヲ報ズトヤ思ケン、暫^レ庭上ニ泡ヲ吐テ去ヌ。彼^{一〇}吐所ノ泡ヲミレバ、サマ^{一四}ハ^{一三}敵シキ玉也ケリ。「希代ノ重宝也。末代マデモ朝家ノ宝トスベシ。輒ク不^レ可^レ開^{一六}」トテ、是ヲ^{一六}松ノ唐櫃ニ納入テ、勅封ヲ^{一七}付ヲカレケリ。其後、厲王・宣王・幽王^{一八}三代ハ国治リ民^{一九}豊ナリシヲ、幽王始テ是ヲ開キ給ヘリ。日記ノ如クニハ非ズ、忽然トシテ^{二〇}青亀也。王是ヲ愛シ給ヒケリ。宮中ニ七歳ノ^{二一}姫宮御坐。即幽王ノ后ニ^{二二}祝奉ベキ仁ナリケルガ、此亀ヲ愛シ

テ常ニ唐櫃ノ²⁴辺ニ遊給ケル程ニ、何トシタリケン、イマダ齒カ、ザル程ノ御齡也ケルニ、龜ト²⁵嫁テ²⁶懷妊シ給ヘリ。

【校異】 1 〈近〉「びやくりう」、〈蓬〉「白龍」、〈静〉「白龍」。2 〈近〉「わたかまりをれり」、〈蓬〉「蟠をれり」、〈静〉「蟠居り」。3 〈近〉「大じん」、〈静〉「大臣」。4 〈近〉「りうは」、〈蓬・静〉「龍は」。5 〈近〉「ながうして」、〈蓬・静〉「なかくして」。6 〈近〉「てうけ」、〈蓬・静〉「朝家」。7 〈蓬・静〉「ト」なし。8 〈近〉「かんなきに」、〈蓬・静〉「ト巫に」。9 〈近〉「御うら」、〈蓬〉「御ト」、〈静〉「御ト」。10 〈近〉「うらなりければ」、〈蓬〉「ト也ければ」、〈静〉「ト也ければ」。11 〈近〉「りう」、〈蓬〉「龍」、〈静〉「龍」。12 〈蓬〉「泡をを」。頁替わりによる。13 〈蓬〉「吐の」とし、「吐」との間に補入符あり。右に「トコロ」を傍記。14 〈近〉「うつくしき」、〈蓬〉「いつくしき」、〈静〉「嚴」。15 〈近〉「てうけの」、〈蓬・静〉「朝家の」。16 〈近〉「ひの」、〈蓬・静〉「檜の」。17 〈蓬〉「付てをかれけり」、〈静〉「付てをかれけり」。18 〈近〉「三だいはおさまり」とし、「は」の右に「国」を傍書。19 〈近〉「ゆたかなりしをを」。頁替わりによる。20 〈近〉「あをきかめなり」、〈蓬〉「青龍なり」、〈静〉「青龍也」。21 〈蓬〉「姫君」、〈静〉「姫君」。22 〈近・蓬・静〉「おはします」。23 〈近〉「いはひたてまつるへき」、〈蓬〉「祝奉るへき」、〈静〉「祝奉るへき」。24 〈近〉「ほとりに」、〈蓬・静〉「辺に」。25 〈近・蓬・静〉「嫁して」。26 〈蓬〉「懷妊給へり」、〈静〉「懷妊給へり」。

【注解】○或説云 以下の一字下げ記事(別記文)は、〈盛〉の独自記事。〈早(黒)〉は「別行 低書」と記す。〈盛〉の褒姒の出自をめぐるその内容の出典は未詳。原拠として『史記』卷四周年紀あるいは『国語』が挙げられるが、相違点が多い。また、『史記』『国語』とほぼ同文が『楚辞』王逸注にも引かれる。前節の幽王と褒姒の婚姻、伯服出生の逸話については、『唐鏡』との本文の近似が楊晧捷によって指摘されるが(三九頁)、『史記』で途中に挟まれる出自譚は『唐鏡』には記載がない。『史記』卷四周年紀によれば、幽王は褒姒を溺愛する余りに、褒姒が子の伯服を生むと、褒姒を正妃にし、正妃との子宜臼を廃嫡しようとした。この叙述に続いて、『史記』は、次の様に記す。

周太史伯陽説史記曰、周亡矣。昔自夏后氏之衰也、有二神龍。止於夏帝庭而言曰、余褒之二君。夏帝卜殺之与去之、与止之。莫吉。卜請其弊而蔽之。乃吉。於是布幣而策告之。龍亡而弊在、櫝而去之。夏亡、伝此器殷。殷亡、又伝此器周。比

三代、莫敢発之。至厲王之末、発而觀之。滌流于庭、不可除。厲王使婦人裸而諫之。滌化為玄龍、以入王後宮。後宮之童妾、既阨而遭之、既笄而孕、無夫而生子。懼而棄之。宣王之時童女謡曰、繫弧箕服、實亡周國。於是宣王聞之、有夫婦売是器者。宣王使執而戮之。逃。於道、而見鄉者後宮童妾所棄妖子、出於路者、聞其夜啼、哀而収之、夫婦遂亡。於褒。褒人有罪。請入童妾所棄女子者于王以贖罪。棄女子出于褒。是為褒姒。①當幽王三年、王之後宮、見而愛之、生子伯服。②。竟廢申后及太子、以褒姒為后。伯服為太子。太史伯陽曰、禍成矣、無可奈何。周の太史伯陽、史記を讀みて曰く、周は亡びん、と。昔夏后氏の衰へしより、二つの神龍有り、夏帝の庭に止まりて言ひて曰く、余は褒の二君なりと。夏帝、之を殺すと、之を去ると、之を止むるとを卜す。吉なる莫し。其の弊を請ひて之を蔵むると卜す。乃ち吉なり。是に於て幣を布きて

策して之に告ぐ。龍亡げて縻在り、櫛にして之を去む。夏亡びしとき、此の器を殷に伝ふ。殷亡びしとき、又此の器を周に伝ふ。三代の比、敢へて之を發くもの莫し。厲王の末に至りて、發きて之を觀る。縻、庭に流れ、除ふべからず。厲王、婦人をして裸にして之に謀がしむ。縻化して玄龜と為り、以て王の後宮に入る。後宮の童妾、既に齷して之に遭ひ、既に笄して孕み、夫無くして子を生む。懼れて之を棄つ。宣王の時童女謡ひて曰く、槃弧箕服、実に周の国を亡ぼさん、と。是に於て宣王之を聞くに、夫婦の是の器を売る者有り。宣王執へて之を戮せしめんとす。逃ぐ。道に於て、郷者に後宮の童妾の棄てし所の妖子の、路に出づる者を見、其の夜啼を聞き、哀れみて之を収め、夫婦遂に亡びて褒に奔る。褒人罪有り。童妾の棄てし所の女子なる者を王に入れ、以て罪を贖はんと請ふ。棄てられし女子は、褒より出づ。是を褒姒と為す。①幽王三年に当りて、王、後宮に之き、見て之を愛す。子伯服を生む。②竟に申后及び太子を廢し、褒姒を以て后と為し、伯服を太子と為す。太史伯陽曰く、禍成れり。奈何ともすべき無し、と。新釈漢文大系一一一九六—一九七頁）。

ここに褒姒の出自が記されるが、そのさらなる原拠については若干の問題をはらむ。「周太史伯陽説史記」曰、周亡矣」の通釈を、A新釈漢文大系『史記』（以下、新釈）は次のように記す。「周の記録官である太史の伯陽が、各国歴代の記録を読んで、嘆じていった、「周は亡びるだろう！」と。そして、史誌によって次のように述べた」（一一一九七頁）。他の通釈は次のようである。Bちくま学芸文庫『史記』「周の太史の伯陽は史記（史官の記した書）を読んで、「周は滅びるだ

ろう」と言った、その史記には次のように書かれていた」（一八四頁）。C徳間文庫『史記』「折から、古い記録を読んでいた史官の伯陽が言った。「ああ、周ももうこれまでか」記録には褒姒について、次のようなことが書かれていたのである」（一一一八八頁）。D平凡社版中国の古典シリーズ『史記』「周の太史（記録官）の伯陽が史記（各国の歴代の記録）を読んでいった」（上—四七頁）。したがって、「昔自夏后氏之衰也」以下に続く本文は、傍線部に見るように、周の太史伯陽が、「述べた」「読んでいった」ないしは「書かれていた」内容である。その内容が、どこまでの本文を指すのか、必ずしも明白ではないが、段落替えや引用符等から判断するに、①までと理解しているように読めるのが、C徳間文庫・D平凡社版中国の古典、②までと理解しているかと読めるのがBちくま学芸文庫であり、A新釈は恐らくは①までと解しているであろう。しかし『史記』本文には、それぞれの通釈に付した傍線部に該当する文はなく、これらはあくまでも、訳者が加えた部分であり、一つの解釈にすぎない。では、中国の現代語訳版ではこの点について、どのように解しているのだろうか。中華書局点校本『史記』、漢語大詞典出版社の二十四史全訳の『史記』、中華書局の中華經典名著全本全注全訳叢書の『史記』、貴州人民出版社の中華歴史名著訳注叢書の『史記全訳』によれば、詳細は省くが、伯陽が読んだ歴史記録の内容そのものではなく、恐らくは司馬遷の書いた地の文と解しようするような理解をしていると考えられる。このように『史記』そのものの原拠も問題であるが、《盛》の出典について牧野和夫は、同話が唐代の天台六祖湛然撰述の『止観輔行伝弘決』卷四之三や、これに注を付した具平親王撰『弘決外典鈔』などには、泡を収めた櫃を空

けたのを幽王の代とする点でより〈盛〉に近い本文が見られることを指摘する(二〇〇〜二〇三頁)。次に『弘決外典鈔』(国立公文書館デジタルアーカイブ、宝永六年刊本)を引く。本文は『止観輔行伝弘決』に基づき、それに注(へ)の部分)が加えられている。

褒姒者、昔夏后氏之衰^{フル}時、有二龍止^ト於夏庭^ニ。(史記云、夏禹名曰^ニ文命^ト。堯之時鴻水滔^リ天、浩浩^ト懷^レ山襄^レ陵。舜命禹^ヲ平^ス水土。薦^シ禹^ヲ於天^ニ為^ス嗣。孔甲^ノ時天降^リ龍^ニ。有二雌雄^ノ。自言^フ余^ハ褒姒^ノ之^ニ先^ニ君^也。素隱^ニ云、褒国名^ニ与^レ夏同姓。史記云、禹^ヲ為^ス姒姓^ト。龍亡^シ而縈^レ在^ル。韋昭云、縈^ハ龍^ノ所^ノ吐沫也。龍^ノ之^ニ精氣^也。櫃^シ而韞^レ之。夏亡^シ以此器^ヲ伝^フ於^レ殷^ニ。史記云、夏桀不^レ務^メ徳^ヲ而武^ニ傷^ス百姓^ヲ。百姓弗^レ堪^ハ、諸侯皆^レ歸^ス湯。湯遂^ニ率^テ兵^ヲ以^テ伐^ス夏^ヲ。桀走^リ鳴条^ニ。湯乃^ニ踐^ス天子^ノ位^ヲ。代^テ夏朝^ニ天下^ヲ、是^レ為^ス殷^ノ湯^也。殷亡^シ又^ニ伝^フ於^レ周^ニ。周見^レ上^ニ。三代莫^ク之^ヲ敢^テ発^ス。至^リ于^ニ幽王^ノ末年^ニ発^ス之^ヲ、縈流^リ于^ニ庭^ニ。使^シ婦人^ヲ保^シ而嗙^レ之^ヲ、化^シ為^ス玄龜^ト、入^リ王^ノ後宮^ニ。後宮有^リ未亂童女^一、遭^レ之^ニ、既^ニ笄^シ而孕^ミ無^レレ夫^ヲ而^レ生^ス。懼^テ而棄^ツ之^ヲ於^レ路^ニ。有^リ夫婦^一、夜聞^ク其啼^ヲ、哀^ニ而収^ム之^ヲ。遂^ニ亡^シ奔^リ褒国^ニ。褒人贖罪^ヲ、請^テ入^リ童女^ヲ於^レ幽王^ノ。女出^テ褒国^ニ故^ニ云^フ褒姒^ト。礼^ニ云^フ婦人称^ス国^上及^テ姓^ヲ。其女^ハ龍^ニ縈^レ人^ヲ納^リ于^ニ宮^ニ、故^ニ曰^フ褒姒^也。幽王三年、於^レ后宮^ニ見^テ而愛^シ之^ヲ生子^ヲ伯服^ト。乃^ニ廢^シ申后^及太子^ヲ、立^テ褒姒^ヲ与^レ伯服^ヲ。姒^ハ不^レ好^シ笑^ヲ。笑^ハ則^チ百^ノ千^ノ媚^{アリ}。幽王欲^シ其^ノ笑^ヲ、打^テ賊鼓^ヲ二^擧烽火^ヲ。諸侯悉^ク至^リ而無^レ寇^ヲ。姒乃^ニ大^ニ笑^ス。幽王数^ク為^ス之^ヲ。諸侯後^ニ遂^ニ不^レ至^リ。至^リ二十^一年^ニ、申后与^レ犬戎^共攻^ム幽王^ヲ。幽王拳^テ烽火^ヲ打^テ賊鼓^ヲ徵^レ兵^ヲ莫^ク至^リ。遂^ニ殺^シ幽王^ヲ虜^ニ褒姒^ヲ。

尽^ク取^テ周^ノ略^ヲ而^レ公^ト。申后乃^ニ与^レ諸侯^立太子^ヲ。

以下、各項目で〈盛〉と『史記』および『弘決外典鈔』との異同を適宜挙げる。『止観輔行伝弘決』の本文部分と同一であるため、逐一引用はしない。なお褒姒の出生について詳しくは触れない〈延・屋・覺・中〉に対して、〈盛〉のほか〈鬪・長〉がその出生譚を語る。ただし、〈盛〉は説話末尾に一字下げ記事として提示するが、〈鬪・長〉は説話冒頭に配し、烽火故事に連続させ、その内容も〈盛〉とは異なり、幽王に攻め取られそうになった褒国が狐を変化させた女である褒姒を幽王の許に送り込んだとする内容で、狐になって去ったとする末尾と対応するものである。〈鬪〉のものを以下に示しておく。

尋^ルニ彼妃^ノ由^来ヲ者^ハ並^シ国^ニ有^リニ云^フ褒似国^ト々^々幽王欲^シ打^テ取^リ彼^ノ国^ヲ責^レ此^ヲ已^ニ三分^一被^テ打^テ取^リ爰^ニ褒似国^ニ被^テ回^リ謀^ル程^ニ囚^テ經^ル千^ノ歳^ヲを^レ狐^ト以^テ有^リ験^ノ僧^ヲ十^人百^日之^間令^レ行^ス之^ヲ行^ハ成^リ貌^形之^ノ嚴^ク女^ト帝^王向^テ彼^ノ女^ニ言^フ我^ハ遣^シ幽王^ノ許^ニ者^ハ汝^ハ誑^シ幽王^ノ心^ヲ教^シ我^ヲ討^シ其^ノ後^ニ必^ク可^ク放^ス化^シ女^ハ承^テ諾^ス此^ヲ矣^ハ彼^ノ国^ノ帝^ハ化^シ女^ト副^シ使^者被^テ申^テ幽王^ノ方^ニ者^ハ君^ハ逼^シ我^ノ国^ヲ難^ク堪^ハ然^レ問^フ奉^テ我^ノ国^ノ第^一之^ノ美^女上^ニ向^テ後^{留^シ責^レ被^テ申^テ幽王^ノ見^テ件^ノ化^シ女^ハ心^ハ則^チ蕩^レ成^リ欲^ス受^ル取^リ此^ヲ可^ク責^ル之^ノ由^{留^シ狀^ハ已^ニ乍^レ龍^一妃^一依^テ自^ラ褒似国^ニ出^テ其^ノ名^ハ即^チ号^ス褒似^ト雖^レ有^リ妃^数余^ハ無^レ遷^心偏^シ鐘^ヲ愛^シ褒姒^ヲ彼^ノ妃^ノ由^来を^レ尋^ルに、並びの国に褒似国と云ふ国有り。幽王彼の国を打ち取らんと欲して此れを責めけるに、己に三分が一は打ち取られにけり。爰に、褒似国に謀を回らされる程に、千歳を経たる狐を囚へて、有験の僧十人を以て、百日の間、之を行はしむるに、貌形の厳しき女と行ひ成しぬ。帝王彼の女に向かつて言ひけるは、「我、幽王の許}}

へ遣はさば、汝幽王の心を誑し、我に教へて討たせよ。其の後は必ず放つべし」と言へば、化女此れを承諾しけり。彼の国の帝、化女に使者を副へて、幽王の方に申されけるは、「君逼むるに我が国堪へ難し。然る間、我が国第一の美女を奉らん。向後は責むることを留めたまへ」と申されたり。幽王、件の化女を見て、心則ち蕩けて、欲びを成して此れを受け取り、責むることを止むべき由、領状しけり。已に一妃を寵しながら、褒姒国より出でたるに依りて、其の名を即ち褒姒と号く。妃数有りと雖も、余に心を遷すことも無く、偏に褒姒を鍾愛す。一下（二〇ウ）二一オ）。

○褒姒ハ亀ノ子也 褒姒が亀の子であるという言説は、『史記』に記された、龍の流した沫が「玄龍」となり王の後宮へ入り込んで（皀化為玄龍、以入王後宮）、まだ年端もいかない女子と契り、生まれた子が褒姒だとすること関わる（『国語』も同様。「玄龍の」は、『漢書・五行志下之上』で「皀化為玄龍、以入王後宮、……」注が「韋昭曰、玄、黒、小爾雅」広話が「玄、黒也」とするように、「黒」の意であろう。「玄龍」の「龍」は、『国語』鄭語「及厲王之末、堯而觀之、皀流于庭不可除也。王使婦人不帷而諫之、皀化為玄龍、以入于王府」の韋昭注は、「龍、或為蜺。蜺、蜚蜴、象龍」とする。つまり、「龍」は「蜺」とも書かれ、「蜺」は「蜚蜴」であり、龍の形であるとする。「蜺」について、『漢語大詞典』は「指蝶螈或蜥蜴一類の動物」とし、『漢語大字典』も「古代指蝶螈和蜥蜴類動物。後作『螈』」とする。つまりイモリや蜥蜴といった類の動物を指すとする。なお、「龍」について、『大漢和辞典』は①「あおうみがめ」と②「いもり」、『漢語大詞典』及び『漢語大字典』は①「大鼈」と②「蜥蜴」、それぞれ

れ双方の意を挙げており、『漢書』「皀化為玄龍」については、いずれも②の例として挙げている。また、現在広く使われる『史記』『漢書』『国語』などの注釈本や中国の現代語訳本なども、一般に②の意としている（新釈（二一九八頁）、平凡社版中国の古典（上四七頁）、徳間文庫（一—一八九頁）は、「玄龍」を「蜥蜴（とかげ）」、ちくま学芸文庫『史記』は「いもり」（一—一八四頁）と解する。また、新釈漢文大系『国語』は、「玄蜺の意として、くるとかけ。もし龍の字なれば、すっぽんである。いずれにしても、龍の種類であり、男性の生殖器を象徴する」（下—六七—二頁）とする）。一般に『国語』韋昭注の説が採られていると言える。一方、現在通行している『漢書』には、唐の顔師古による注が付されているが、『漢書』卷二十七五行志下之上「皀化為玄龍」の注で、「龍似鼈而大、非蛇及蜚蜴」とする。顔師古は広く行われている韋昭の説（「龍」は「蜚蜴」であり、蛇に似て足が有る、といった説）を否定して、「龍」は鼈に似て大きく、蛇及び蜚蜴ではない」としているのである。

以下は、「龍」が①鼈の類の意である例である。
『説文解字』「龍、大鼈也、……」段玉裁注…「龍、与大鼈同形、而但分大小之別」

『爾雅翼・釈魚』「龍、鼈之大者、……乃復以鼈為雌、故曰、龍鳴鼈心」
『正字通』「龍、鼈類、青黄色、……」

『楚辞・九歌・河伯』「乘白鼈兮逐文魚。」王逸注…「大鼈為龍。」

徐珂『清稗類鈔・動物類』「龍、狀似鼈而甚大、頭有磊塊、故俗稱癩頭鼈、背青黄色、居於江湖。」

『正字通』は「龍」は青黄色であると、李時珍『本草綱目』は、「龍」

は青黄色であり、首は黄色であるとしている。また、上記、徐珂の『清稗類鈔・動物類』も、傍線部に見るように、「龍」は背が青黄色であるとしている。また、中国の『漢語大詞典』及び『漢語大字典』は、「龍」の①の意における俗称は「癩頭龍」であるとし、中国の「百度百科」(<https://baike.baidu.com/>)は、「癩頭龍」について、「背暗緑色、具黄点。……腹白至灰白色」とする。①の意の「龍」が黒くないとなると、黒い「龍」は②の意の「龍」であると見る韋昭の説が、やはり妥当だろうと思われる。但し、顔師古のように①として、青海亀とする理解も生じ得るものだったことが分かる。ちなみに『止観輔行伝弘決』は『史記』と同様に「化為玄龍入王後宮」(大正新修大藏経)と記すところを、『弘決外典鈔』は「化為^{ソル}玄龍入^ト王後宮」と記す。なお、〈盛〉も、「後に幽王が泡を封じた唐櫃を開いたところ、「日記ノ如クニハ非ズ、忽然トシテ青亀也」と記し、『漢書』顔師古注や『説文解字』他のように、「龍」を「鼈」と解している。また〈盛〉では、この後に、褒姒の母(七歳の姫宮)が亀と嫁して生まれたのが褒姒であるとす。○周厲王ノ時 厲王は周の第十代の王。夷王の子、宣王の父。幽王の祖父。生没年?前八二八年。『史記』によれば、厲王は、即位後三十年の間、利を好み近臣の諫言にも耳を貸さず、暴虐な政を行い、奢侈で傲慢であったため、国民は皆王を譏ったとする。

○南庭ニ二ノ白龍出来テ蟠居レリ 〈盛〉は、以下の話を周の厲王の時の話として引く。しかし『史記』や『国語』によれば、二匹の神龍が出現したのは、周より二代前の夏の晩年の頃であった。『史記』昔自夏后氏之衰也、有二神龍。この点は『止観輔行伝弘決』『弘決外典鈔』も同じ。『弘決外典鈔』「昔夏后氏之衰^{ル時}、有二龍止^ル於

夏^ノ庭」。夏の帝王は、この龍を殺すのがよいか、たち去らせるのがよいか、止めておくのがよいか占ったが、いずれも吉と出なかった。そこで龍の口から出る精気の泡を請い受けてしまっておくことはどうかと占ってみると、吉であった。そのことを龍に告げると、龍は去って泡が残ったので、それを櫃に収めてしまっておいた。その櫃は、夏から殷、さらに周に伝えられたが、敢えて開かれることはなかった。しかし、厲王の末年になって、開けてみると、泡が宮廷に流れ出して、取り除くことができなかったとする(本文は「或説云」項参照)。つまり、〈盛〉は、『史記』『国語』等に見る夏の時代ではなく、周の厲王の時に、二匹の白龍が現れ出たと解するのである。○帝イブセク思食ケレバ、可殺ヨシ宣下セラレケルヲ 『史記』では、庭に出現した二龍は、我等は褒国の二人の先君であると言ったとする(『国語』では、褒人の神が龍と化して「余褒之二君也」と語ったとする)。「止於夏帝庭」而言曰、余褒之二君。この後記す褒姒の先祖の二君とするのであろうが、誰を指すのかは未詳。「帝」は、厲王。『史記』『国語』では、「夏帝」を指す。『弘決外典鈔』では、「自言余、褒姒之二先君也」とあり、「二先君」とする。〈盛〉では、厲王は、殺せと言ったとするのだが、前項に見るように、『史記』『国語』では、龍を殺すか立ち去らせるか、留めておくかを占わせたとする。○大臣公卿僉議アリテ云、「龍ハ命長シテ必如意宝珠ヲ持ト云ヘリ 如意宝珠云云」という記事は『史記』には見られない。『大智度論』卷十二「初品中檀波羅蜜法施之余」には、婆伽陀龍王の太子が捨身によって転成して大國の太子に生れ変わり、民の貧苦を憐れんで如意宝珠を求めた逸話があり、「菩薩聞是語已白其父母」。欲入大海求龍王頭上如意

宝珠」。(大正新脩大藏経卷二五—一五一頁)と、龍王の頭上を飾る宝物として記される。日本における龍と如意宝珠の関係については、『弘法大師御遺告二十五箇条』第二十四条に、「在_リ大海_ノ底_ニ龍宮_ヲ宝藏_ニ無_ク玉_ト。然_レ而如意宝珠_ヲ為_ス皇帝_ト」此_ノ玉_ハ從_ニ宝藏_ニ通_シ海龍王_ノ肝頸_ト下_ニ」(『弘法大師全集』二一八〇六頁)と、如意宝珠が龍の「肝頸」に通じるとあり、以降、特に真言密教において龍と宝珠をめぐる秘説が形成されていく。三室戸寺蔵『摩尼宝珠曼荼羅』では、龍の首あたりに宝珠が描かれている(藤巻一宏・五五頁)。また、『摩荊鈔』では、竜の領の下にあるとする。「金翅鳥没_{シテ}而、其心臟海底_ニ落_テ如意宝珠_ト成_リ、驪竜領_下ニ収_テ、七珍万宝_ヲ雨_スニ表_スル也」(古典文庫上一二二頁)。ステイーブン・トレンソンは、『御遺告』第二十四条に「大海龍王蔵并肝頸如意宝珠権現大士等」とされる「如意宝珠権現」が、中世真言密教では「龍」として認識されていたことを指摘する(三三二—三三四頁)。その他、龍神・龍宮と如意宝珠との関連を示すものとしては、次のものがある。『新羅明神記』「華山法皇御参詣之時、竜神天降、如意宝珠一果・水精念珠一連九穴・鮑一貝奉之」(黒田智・九二頁)、『書陵部本朗詠抄』の「甄其磧磔」注に、「玉淵トハ、竜宮也。如意宝珠ノ有故ニ、玉淵ト云ヘリ」(『和漢朗詠集古注釈集成』二下—五一〇頁)。なお、〈盛〉の褒姒譚に、この後に見るように吒只尼天信仰に基づいた解釈(よみ)を指摘する牧野和夫は、吒天の三摩耶形(密教において、仏の持つ持ち物)である「如意宝珠」に注目する(三四頁)。吒天の三摩耶形については、次節「山桑、ナマエハ陀天ノ三摩耶形也ケレバ、カクハカリ事ニシタリケリト云々」項注解参照。○朝家安穩ノ為ニ出現スルニモヤアルラント。巫二依

テ死生ヲ可定歟」ト奏シケレバ、「然ベシ」トテ御占アリ 校異7・8に見るように、本文は、「……アルラント。巫二依テ」と「アルラント巫二依テ」と二系統に分かれる。〈早(黒)「ト巫二」は前者の本文。底本は、漢字の「ト」ではなく、片仮名の「ト」と見て良いだろう。例えば、巻六「奉ラントテ」(三五二頁八行目)などは同じ片仮名「ト」と見て良い。本文としては、「アルラン。ト筮ニ依テ」とあるのが本来の形だろう。「ト巫」は、〈蓬・静〉のルビ「ホクセイ」に見るように、「ト筮」の意として使用するのであろう。なお当該記事を『史記』は記さず、前々項に記すとおり三者の占いをしたとする。〈盛〉では、二龍の出現は、朝家安穩のために出現したのではないかとする。その理由としては、前項に見るように、龍は長命であり、龍の持つ如意宝珠は、王権の象徴でもあったことと関わりう。十二世紀頃に著されたと見られる真言密教書『東要記』巻中「精進峰」には、「転輪聖王持如意珠、雨財穀富饒国土。諸大龍王戴摩尼宝。依珠威徳福殊勝」(統群書二六下—四〇三頁)とあり、転輪聖王と龍王とがそれぞれ持つ宝珠によって福徳がもたらされるとする(藤巻一宏・六八頁)。とりわけ真言密教が深く関わった中世の王権において宝珠は欠かせない役割を担っており、例えば正月に宮中で玉体安穩を祈る行事である後七日御修法では、「結願において、大阿闍梨たる東寺一長者は清涼殿に参入し、王に対して直接に加持を行う。この故実もまた重事とされたが、その所詮は、長者が中心に一山舍利如意宝珠(引用者注、室生寺の山中に籠め置かれたとされる如意宝珠)を観念することにあつた」(阿部泰郎・二九頁)。また、鳥羽の勝光明院の宝蔵に秘蔵された宝珠は「宝蔵とそれが担う院の存在を集約して象徴するも

の」であったが、「この宝珠を本尊とする修法は、息災・延命・祈雨
 なかなく中宮御産つまり皇子の誕生を祈るための祈りなど、王権の
 再生と賦活を目的とするものであり、その最大の行法が如法（宝）愛
 染王法であった。この法は、中世に顕密教団が朝廷のために行った無
 数の祈祷―大法秘法―のうち、東密がもっぱら行ったもので、愛染明
 王の法のうち最も秘密にして、如意宝珠法―駄都（舍利）法と一体―
 であったとされる（同三四―三五頁）。勝光明院の宝珠については松本
 郁代第Ⅱ部第八章、愛染明王と宝珠については、小川豊生第Ⅰ部第二
 章も参照）。このような龍―如意宝珠―王権の関わりがこの発言の背
 景にあらう。○「不可殺」ト云占也ケレバ、「早汝ガ命ヲ助ク。速
 二可罷去」ト被宣下 殺すべきではないとの占いが出たため、厲王は
 龍の命を助けるから早く罷り去れと命じたとする。『史記』は、殺す
 か捨てるか留め置くか占った結果、いずれも吉となるものはなかった
 ため、龍の吐く精気の泡を請うてしまっておくのはどうかと占ったと
 ころ吉であったとする。「夏帝ト殺之与去之与止之。莫吉。ト
 請其齏而蔵之。乃吉。『弘決外典鈔』は占ったとの記述なし。
 ○二龍恩ヲ報ストヤ思ケン、暫庭上ニ泡ヲ吐テ去ヌ。彼吐所ノ泡ヲ
 ミレバ、サマバ、蔽シキ玉也ケリ「泡」を、（早（黒））「齏」とする。
 「齏」の表記は『史記』や『国語』、『止観輔行伝弘決』『弘決外典鈔』
 も同じ。二龍は命を助けられた恩に報いるためか、庭上に泡を吐いて
 去った。吐いた泡を見ると色々な素晴らしい玉であった。『史記』では、
 そのことを告げると、龍は姿を消して、泡だけが残っていたので、箱
 に入れて所蔵しておいたと記すのみで、泡が玉であったとする記述は
 ない。「於是布幣而策告之。龍亡而齏在、櫝而去之。『弘決外典鈔』

も同様だが、龍の吐いた泡については、「韋昭カ云龍所吐沫也龍之精
 気也」と注する。〈盛〉が、泡をよくよく見ると色々な玉であったと
 するのは、先に「龍ハ命長シテ必如意宝珠ヲ持ト云ヘリ」とすること
 と関わるう。○「希代ノ重宝也。末代マデモ朝家ノ宝トスベシ。輒
 ク不可開」トテ、是ヲ檢ノ唐櫃ニ納入テ、勅封ヲ付ヲカレケリ 玉を
 朝家の宝とすべく、簡単に開くことができないように、檢の唐櫃の中
 に入れて、勅命が下されて封印されたとする。『史記』は「櫝而去之」、
 『弘決外典鈔』は「櫝シ而韞レ之ヲ」、いずれも箱に入れて収蔵したの意
 だが、重宝としたとするような記述はない。○其後、厲王・宣王・
 幽王三代ハ国治リ民豊ナリシヲ、幽王始テ是ヲ開キ給ヘリ その後厲
 王・宣王・幽王の三代は国は治まり民は豊かであったのだが、幽王が
 これまで誰も開かなかった箱の蓋を開いたとする。これに対し、『史記』
 は、龍が出現したのが「夏后氏之衰」つまり夏の時代としていたので、
 「夏が亡んだ時、泡を収めた器を殷に伝え、殷が亡びた時、さらに周に
 伝え、夏・殷・周の三代の間、誰も開く者がなかったのだが、厲王の
 末年に開いてこれを見たとする。「夏」、伝此器殷。殷亡、又伝此
 器周。比三代、莫敢発之。至厲王之末、発而觀之。つまり、
 楊晧捷が指摘するように、『史記』が記す夏、殷、周の三代のことが、
 〈盛〉では周の一代の厲王、宣王、幽王のことにすり替えられている
 のである（四〇頁）。このことは、〈盛〉では冒頭で白龍の出現を「周
 厲王ノ時」とすることに符合する。『止観輔行伝弘決』及び『弘決外
 典鈔』では、「夏亡テ以テ此器ヲ伝テ於ニ殷ニ」殷亡シテ又伝テ於ニ周ニと、夏・
 殷・周に渡って伝えられたとすることは『史記』と一致しながら、「三
 代莫之敢発ラト。至テ于幽王ノ末年ニ発レ之ヲ」と、周の幽王の時にこ

れを開いたとし、〈盛〉の記述に一致する。これについて牧野和夫は、『正観輔行伝弘決』は、「三代莫之敢發^テ」の「三代」を「夏・殷・周を繰り返してうけることなく、既に周の代のことと」解き、周の「三代」である厲王・宣王・幽王を指すものと「よむ」ところから発した唐代における異伝であったかと考えて誤るまい」（二二頁）と指摘する。そして〈盛〉もこの誤解を踏襲していることになる。ただし、幽王の時にこれを開いたとする誤解は、早くからあったようである。すなわち、『論衡』卷三・怪奇第十五に、「或曰、夏之衰、二龍鬪於庭、吐^レ糞於地」。龍亡糞在、櫝而藏^レ之。至^レ周幽王^ノ發出、龍糞化為玄龜、入^レ於後宮、与^レ妃女^ニ交、遂生^レ褒姒」（或ひと曰く、夏の衰ふるや、二龍庭に鬪ひ、糞を地に吐き、龍^ニじげて糞在れば、櫝にして之を蔵す。周の幽王に至り發出すれば、龍糞化して玄龜と為り、後宮に入りて妃女と交はり、遂に褒姒を生む。新釈漢文大系『論衡』上二四七、二四八頁）とあり、また卷五・異虚第十八にもほぼ同内容の記述があり、やはり「至^レ幽王之時、発而視^レ之」（幽王の時に至り、発きて之を視る。同三二〇頁）とある。幽王と褒姒の逸話からも、容易に生じた誤解であったと考えられる。○日記ノ如クニハ非ズ、忽然トシテ青龜也。王是ヲ愛シ給ヒケリ。「日記」は、箱の中身について、記し留められたもの。記録によれば、その中身は、二龍の吐いた泡（ないし「サマクノ巖シキ玉」）であるはずであったが、にわかに青龜であった。これに対して、『史記』では、泡が庭に流れて取り除くことができない。厲王は夫人を裸にして騒がせたところ、泡が玄龜と化して王の後宮に入ったと記す。「厲王使^レ婦人裸而譟^レ之。糞化為玄龜、以入^レ王後宮」。『国語』は、「王使^レ婦人不^レ幃而譟^レ之、化為玄龜、

以入^レ王后」（王婦人をして幃せずして之に譟がしむ、化して玄龜と為りて、以て王府に入る）とする。『弘決外典鈔』は「糞流^レ于庭。使^レ婦人裸^レ而譟^レ之、化為玄龜、入^レ王后後宮」と、「龜」とする点が〈盛〉に近い。「玄龜」については、「褒姒ハ龜ノ子也」項参照。新釈『史記』は「裸而譟」とは不浄のしぐさ」（一九八頁）とし、新釈『国語』では、「不幃は、スカートをぬいで、陰部をさらけ出すこと」（下二六七二頁）とする。〈盛〉は玄龜を「青龜」と理解していることになる。○宮中ニ七歳ノ姫宮御坐。即幽王ノ后ニ祝奉ベキ仁ナリケルガ、此龜ヲ愛シテ常ニ唐櫃ノ辺ニ遊給ケル程ニ、何トシタリケン、イマダ齒力、ザル程ノ御齡也ケルニ、龜ト嫁テ懷妊シ給ヘリ（早（黒）ノ「懷妊シ」を、「ハラミ」とする。校異26参照。宮中に七歳の姫宮がいらっしやう。つまりは幽王の后におなりになる人であったが、この龜を愛して常に唐櫃の辺りで遊んでいらっしやうだったが、どうしたのであるうか、いまだ齒も抜け替わらない年齢でいらっしやうなのに、龜と嫁いで懷妊なされた意。これに対して、『史記』では、「後宮之童妾、既甗而遭^レ之、既甗而孕、無^レ夫而生^レ子」とし、泡の化した玄龜は王の後宮に入り、後宮の童女で齒が抜け替わらない子に出会った（『史記』の本文にある「既甗」によれば、「齒が抜け替わったばかりの子」の意となるが、新釈『史記』の語釈（一一一九八頁）に、「女子は七歳で抜けかわるといふ。国語鄭語には「未既甗」（未だことごとく甗せず）に作る。南化・狩本なども国語に同じ（校補）」とする。そして簪をさす年頃になって身籠もったとする「新釈『史記』」は、「甗」の語釈として、「かんざし。女子は十五歳で甗する。ここでは嫁となる年頃のこと」とする）。つまり、『史記』では、後宮の童女

が懐妊したのは十五歳頃であるのに対して、〈盛〉では、姫宮は、七 決外典鈔』は「後宮有^二未亂^一童女^一、遭^レ之^一、既^ニ笄^{シテ}而孕^ミ無^レレ^テ夫而
歳で亀と嫁いで懐妊したとして、より不可思議な話となっている。『弘 生ス」とし、『史記』とはば同様。

【引用研究文献】

*阿部泰郎「宝珠と王権―中世王権と密教儀礼―」（長尾雅人他編『岩波講座 東洋思想16 岩波書店一九八九。『中世日本の王権神話』名古屋大
学出版会二〇二〇・2再録。引用は後者による）

*小川豊生『中世日本の神話・文字・身体』（森話社二〇一四・4）

*黒田智「新羅明神記」（東京大学史料編纂所研究紀要一一号、二〇〇一・3）

*ステイブントレンソン『祈雨・宝珠・龍―中世真言密教の深層』（京都大学学術出版会二〇一六・3）

*藤巻和宏『聖なる珠の物語―空海・聖地・如意宝珠』（平凡社二〇一七・11）

*牧野和夫「幽王始めて是を開く」ということ―天台三大部注釈書と『源平盛衰記』の一話をめぐる覚書―」実践国文学三四号、一九八八・10。

『日本中世の説話・書物のネットワーク』和泉書院二〇〇九・12再録。引用は後者による）

*松本郁代『中世王権と即位灌頂』（森話社二〇〇五・12）

*楊曉捷「源平盛衰記における中国故事説話についての研究」（国語国文五五卷一〇号、一九八六・10）

折節天下ニ¹童部歌ヲ歌フ事アリ。「²山桑^{四〇}ノ弓^三、生柄ノ矢ヲ以テ、此国ヲ⁴可^レ滅^一」トゾ歌ヒケル。不^レ久^シシテ男一人⁵出来。⁶山桑ノ弓⁷、
生柄ノ矢ヲソ売タリケル。是ヲキ、聞ユル事ニコソトテ件ノ男ヲ⁸擲捕テ、土ノ籠^九ニ^レ誠入^一。七歳ノ懐妊ノ姫宮ヲモ追捨ラレタリケルガ、
¹⁰少キ御心ニサマヨヒアリキ給ケル程ニ、彼籠舎ノ砌¹¹ニ^レ迷行^一。獄人はヲミルニ、ミメ形ヨノツネナラズアリケレバ、「汝ヲバ我子ニスベシ」トテ、
官食ヲ¹²分テコレヲ養フ。¹³懐妊ノ¹⁴期滿¹⁵テ^レ生産ス。即女子也。¹⁶無^レ双^ニミヨシ。長大スルニ¹⁷随テ、美人ノ誉レ¹⁷國中ニ極レリ。幽王是ヲ召¹⁸テ后
トス。此忠ニ依テ籠舎ノ者モ被^レ出ケリ。此后¹⁹生テヨリ¹⁹笑事ナシト^レ云云²⁰。如^レ先²¹。山桑ノ²²弓²³ナマエノ²⁴矢ウリケル者ト云ハ、他国ノ
王幽王ヲ亡²⁵サン為ニ、陀天ノ法ヲ祭リ付テ是ヲ売セリ。²⁶陀天ハ狐也。²⁷山桑、²⁸ナマエハ陀天ノ²⁷三摩耶形也ケレバ、カクハカリ事ニシタリ²⁸ケリ
ト^レ云々²⁹。此事大ニ³⁰不審。周ノ³¹代ニハ³²未^レ渡、真言ナシ。僻事ニヤ。可^レ相尋^一也。

【校異】 1 〈近〉「わらはへうたを」、〈蓬〉「童部歌を」、〈静〉「童部歌を」。 2 〈近〉「山桑の」、〈蓬〉「山桑の」、〈静〉「山桑の」。 3 〈近〉「なまか
らの」とし、「から」の右に「ゑ」を異本注記。〈蓬〉「生柄の」。ルビ「³³」は難読。「スミ」と記し、その上に「エノ」と訂正したか。「栖」は
「棲」の異体字。「栖」は本来は「柄」の誤読・誤写であろう。〈静〉「生柄」。 4 〈蓬〉「滅すへしとそ」。 5 〈近〉「いてきて」、〈蓬〉「いて来り」、

〔静〕「出来り」。6 〔蓬・静〕「山桑の」。7 〔近〕「生柄の」、〔蓬〕「生柄の」、〔静〕「生柄の」。8 〔近〕「からめとつて」、〔蓬〕「搦とりて」、〔静〕「搦取りて」。9 〔蓬〕「誠しめ入る」。10 〔近〕「わかき」、〔蓬〕「おさなき」、〔静〕「少き」。11 〔近〕「まよひゆく」、〔蓬〕「迷ゆく」、〔静〕「迷ゆく」。12 〔近〕「わかちて」、〔蓬・静〕「わけて」。13 〔近〕「くはいのにん」。14 〔近〕「こ」、〔蓬〕「期」、〔静〕「期」。15 〔近〕「しやうさんす」、〔蓬〕「生産す」。16 〔近〕「したかひて」、〔蓬〕「随て」、〔静〕「随て」。17 〔近〕「こくちうに」、〔蓬〕「国中に」。18 〔近〕「むまれてより」、〔蓬〕「生てより」、〔静〕「生てより」。19 〔近〕「わらふ」、〔蓬〕「笑」、〔静〕「笑」。20 〔近〕「さきことく」、〔蓬・静〕「如先」まで割書き。なお、〔静〕「如先」。21 〔近〕「山桑の」、〔蓬・静〕「山桑の」。22 〔蓬〕「弓に」、〔静〕「弓に」。23 〔蓬〕「生柄の」、〔静〕「生柄の」。24 〔蓬〕「陀天は」。25 〔蓬〕「山桑」、〔静〕「山桑」。26 〔蓬〕「生柄は」、〔静〕「生柄は」。27 〔近〕「さまやきやうなりければ」、〔蓬〕「三摩耶形也ければ」。28 〔蓬〕「ケリ」なし。29 〔蓬・静〕以下「可相尋也」まで割書き。30 〔蓬〕「不実」、〔静〕「不実」。31 〔近〕「よには」、〔蓬〕「代には」。32 〔近〕「いまたわたらす」、〔蓬〕「未渡」、〔静〕「未渡」。

【注解】○折節天下二童部歌ヲ歌フ事アリ。「山桑ノ弓、生柄ノ矢ヲ以テ、此国ヲ可滅」トゾ歌ヒケル 〔早（黒）〕「生柄」を、「生エ」と記す。『史記』は次のように記す。「懼而棄之。宣王之時童女謡曰、槩弧箕服、実亡周国」。齒の抜け替わらない頃に玄龍に遭った童女は、筭を差す年頃になると懐妊し、夫なくして子供を生んだので、不祥として怖れてその子を捨てた。宣王の時代に或る童女が謡うには、「槩弧箕服」、つまり「山桑の木ノ弓と、箕（き）の木で作った矢入れ。槩服は箠」（新釈『史記』語釈。一一九八〜一九九頁）は、周の国を亡ぼすだろう」と。このように、『史記』では、幼き褒姒が捨てられたのは童女が謡った宣王の時の事とするのだが、〔盛〕では、前節に見るように、幽王の時のこととする。また、『弘決外典鈔』は「懼而棄之於路」とするのみで、童謡のことは省略されており、後の「……土ノ籠ニ誠入」まで該当する記述がない。古代中国では、世に流行してうたわれる歌に特別な意義が存すると見做していた。歌を音律美としてのみ鑑賞せず、これに政治道徳上の理念を見出そうとのみかたが

根強くあった（柳瀬喜代志①・一五三頁）。この歌は「天下」に流行して「童部」が歌い、政変を予言する「童謡」であった（柳瀬喜代志②・四八三頁）。さて、童部が歌った童謡の表の意は先に記したとおりで、このあと「山桑の木ノ弓」と「箕の木で作った矢入れ」を売る商人から亡国に至ることになるが、李幼麟は、『史記』が記す「槩弧箕服実亡周国」には、次に見る寓意が隠されているとする。先ず「槩弧」については、「音通」という視点から見ると、「槩」は「鬻」（エクボ）という字に通じ、それは褒姒が笑った時にその類に出来る「エクボ」の意を隠喩的に表現していると考えられ、「弧」についても、父を知らず童女を母とした事も知らぬ孤児であったとすれば、「弧」は「孤」に通じ、とすれば、「槩弧」という語は美女褒姒を隠喩的に表しているとする。また「箕服」についても、「箕」はまた龍尾星の称であり、それは「箕」が龍の末裔であることを意味するという。とすれば、「箕服」とは龍尾である伯服（褒姒の子）を指すと考えられ、その伯服が周を滅ぼすことの予言として読めるとする。ここから、『史

「記」の記述について、太史の伯陽は歴代の記録を丹念に調べあげ、神龍のいきさつから童妾の妊娠、捨て子のこと、商人夫婦のこと、これらと童謡を結びつけて、褒姒の身元を割り出し、まさにこの伯服立太子を指して「周国の禍ができたがってしまっ、もうどうすることもできない」と嘆いたと解する。このように考えると、童謡は、周の国を滅亡に導いたのが「山桑の弓、生柄の矢」であるという表の意味も読めると共に、孤兒から幽王の寵姫となった褒姒の笑みと不当に太子の座についた伯服を言い当てているという重大な意味を秘めて歌われた予言であったとする(九三〜九六頁)。「山桑ノ弓、生柄ノ矢ヲ以テ、此国ヲ可滅」と書き替える〈盛〉に、そうした隱喩を直接読み取ることはできないが、「幽王褒姒烽火事」で、「幽王ノ本ノ后ハ申候ト云人ノ女メナリケレドモ、彼ヲステ、褒姒ヲ后トシ、伯服ヲ太子ニ立給ヒケレバ、世ハ既ニ亡ヌトゾ群臣歎申ケル」(四〇五頁)と記していたように、太史伯陽ではなく群臣とはするものの、意味するところは同じであるとする(九六頁)。李幼麟の説は興味深い内容であり、また童謡に予言の意が含まれているというのも十分ありうるものだが、次に見るような問題点も孕んでいる。「弧」は「孤」につながる点について検討してみよう。確かに、『大漢和辞典』には、「ひとり。孤に通ず」(四一七〇三頁)として、柳宗元「天対」の「挙土作仇、徒怙身弧」のみを例として挙げている。しかし、柳宗元「天対」(『柳東集』巻第十四)の「問…泥娶純狐、眩妻爰謀。何羿之射革、而交吞揆之 対…寒讒婦謀、后夷卒戕。荒棄于野、俾奸民是臧。举土作仇、徒怙身弧」の内容は、「問い…『寒泥は(后羿の妻)純狐を娶り(娶ろうとし)、(愛欲に)目のくらんだ妻と(ないし、愛欲に目の

くらんだ妻と(人を惑わす妻は)、)羿を謀殺した。羿は革を射ることが出来るほどの弓の名手だったのに、なぜ(寒泥らは)協力して彼を滅ぼすことができたのか」答え…『寒泥と妻がよこしまに企み、后夷(つまり后羿)はついに殺害された。后羿は政治を省みずに狩猟に熱中し、寒泥のようなよこしまな民にとって都合がいいようにさせてしまった。国中みな(后羿の)仇敵となったのに、后羿は徒に自分の弓矢だけに頼った』であり、「弧」はあくまでも「弓」の意であり、「弧」の意ではない。『大漢和辞典』が「弧」は「孤」に通ずるとするのは根拠に欠ける。中国の『漢語大詞典』や『漢語大字典』に、「弧」が「孤」に通ずるとの記載はない。また、『四庫全書』において「通孤」「弧通」「孤弧」「弧孤」その他を検索しても、「弧」が「孤」に通じるという記載は見られない。「弧」の音は中古音を示す『広韻』では「戸呉切」であり、『漢語大詞典』『漢語大字典』も「弧」について、「hú」《広韻》「戸呉切、平模匣」(『漢語大詞典』は「hú」《広韻》「戸呉切、平模、匣」と表記)としている。「孤」の音は『広韻』では「古胡切」であり、『漢語大詞典』『漢語大字典』は「gū」《広韻》「古胡切、平模見」(『漢語大詞典』は「gū」《広韻》「古胡切、平模、見」と表記)としている。「弧」と「孤」は現代中国語での音だけでなく、『広韻』の示す音も異なっている。なお、『大漢和辞典』は「孤」「弧」について、『集韻』の反切を載せ、それぞれ「洪孤切」「現代中国音はhú」「攻乎切」(現代中国音はgū)とし、そこでもやはり音が異なっていることが確認できる。また、童謡は春秋末期のものであることをふまえ、「小学堂上古音資料庫」(<https://xiaoxue.iis.sinica.edu.tw/shangyuyin>)で上古音を調べても、「弧」と「孤」はやはり音が異なっており、「弧」

と「孤」が通ずるといふのは誤りであろう。したがって、李幼麟の提示できているのは説の可能性であり、必ず正しいと証明できているわけではない。○不久シテ男一人出来。山桑ノ弓、生柄ノ矢ヲソ売タリケル 童謡が世に歌われている時、暫くして男が一人現れ、山桑の弓と生柄の矢を売っていたとする。これに対して、『史記』では、宣王がこの童謡を聞いた時、夫婦でこれらを売っているものがあることを聞いたとする。「於是宣王聞之、有夫婦売是器者」。なお「早（愚）は、「山桑」を「槩ヤツラ」、「弓」を「弧」、「生柄」を「箕矢オナテ」とする。『史記』の用字に同じ。〈早（愚）は、前節においても「泡」を『史記』の用字と重なる「熬」としていた（前節「二龍恩ヲ報ズトヤ思ケン、暫庭上ニ泡ヲ吐テ去ヌ。彼吐所ノ泡ヲミレバ、サマク厳シキ玉也ケリ」項注解参照）。〈盛〉においても、これが本来の用字であるのかについては、今後の検討が必要とされよう。○是ヲキ、聞ユル事ニコソトテ件ノ男ヲ搦捕テ、土ノ籠ニ誠入 幽王はこのことを聞いて、世間で噂になっていることであろうと思ひ、その男を搦め取って、土の牢屋に誠め入れた。これに対して、『史記』では「宣王使執而戮之。逃」とし、宣王は、夫婦を捕らえて殺そうとしたが、逃がしてしまつたとする。「土の籠」は「土牢」とも。〈日国大〉「土牢」の項、「地中につくつた獄舎。土をうがって作つた牢獄。つちろう。次に見る『愚管抄』の用例は「土牢」のことであろう。（百川の宰相は）桓武ヲバタテヲホセマイラセタレド、アマリニサタシスゴシテ、井上ノ内親王ヲ穴ヲエリテ獄ヲツクリテコメマイラセナンドセシカバ」（旧大系三三七頁）。『つるぎ讃談』『』につくいかぢかな。いか様にも、こかぢはかねを盗み候たり」とて、あら、むざんや、こかぢを

土の籠にをしこめ給ふ。ろうの内の住居、中々申す計り〔も〕なし」〔幸若舞曲研究第九巻〕三〇一頁）、「宮ハ何ト無ク闇夜ノ如ナル土楼ノ中ニ、朝ニ成ヌルヲモ知セ給ハズ、灯ヲ挑テ御経ヲ遊テ御坐有ケルガ」（玄玖本『太平記』一一三九頁）。○七歳ノ懷妊ノ姫宮ヲモ追捨ラレタリケルガ、少キ御心ニサマヨヒアリキ給ケル程ニ、彼籠舎ノ砌ニ迷行 幽王はこの時亀に嫁いで懷妊した七歳の姫宮をも宮中から追い放つたが、幼い御心にも彷徨い歩くうちに、獄舎の辺りに迷い出た。〈盛〉では、「七歳ノ姫宮」は懷妊したがまだ出産はしていないので、追放されるのが「懷妊ノ姫宮」であるのに対し、『史記』等ではすでに出産しているため、捨てられるのは童女の産んだ幼子である。前掲「折節天下ニ童部歌ヲ歌フ事アリ。「山桑ノ弓、生柄ノ矢ヲ以テ、此国ヲ可滅一トゾ歌ヒケル」項参照。また〈盛〉では姫宮が自ら男の繋かれた獄舎に迷い込むのに対して、『史記』では、逃げた夫婦はその途中で、さき後宮の童女が捨てた怪しくも美しい児（妖子）が、路上に置かれているのを見つけ、その夜泣きを聞いて、不憫に思つて拾いあげ、夫婦は褒の国へ逃げ込んだとする。「於道、而見郷者後宮妾所棄妖子、出於路者、聞其夜啼、哀而収之、夫婦遂亡奔於褒」。その妖子こそ、のちの褒姒である。一方、『止観輔行伝弘決』では、前述の通り童謡をめぐる記述がないので、ここで夫婦が登場し、子を拾って褒の国へ逃げ込んだとする。「有夫婦、夜聞其啼、哀而収之。遂亡奔褒国」。このあたりの〈盛〉の展開は、『史記』や『止観輔行伝弘決』等と大きく異なる。○獄人はヲミルニ、ミメ形ヨノツネナラズアリケレバ、「汝ヲバ我子ニスベシ」トテ、官食ヲ分テコレヲ養フ 獄に捕らえられた男は、この懷妊した姫宮を見

るに、顔形が尋常でなく美しかったので、「あなたを我が子にしよう」と言つて、自らの食事を分けてこの姫君を養つた。このように、〈盛〉では、姫宮を見つけ世話をするのは、獄に捕らえられた男。ただし、獄中に捕えられている男が、姫宮を養うというのは無理があり不自然とは言えよう。『史記』では、前項に見るように、養育したのは逃げた夫婦。○懐妊ノ期満テ生産ス。即女子也。無双ミメヨシ。長大スルニ随テ、美人ノ誉レ国中ニ極レリ。姫君は月満ちて出産した。女子であった。並びなき美人で、大きくなるに従つて、美人の誉れは国中に知れ渡つた。このように、〈盛〉では、七歳の姫宮が懐妊し、月満ち褒姒を出産したのは、幽王の時であった。幽王の治世は、前七八一年から前七七年の十一年間であるが、前に幽王が褒姒を得たのが山川が震動した幽王二年の翌年とあるので幽王三年のこととなる。幽王が唐櫃を開いた時期については記載がないが、三年間の間に、七歳の姫宮が懐妊し、生まれた褒姒が成長し、美人の誉れが国中に知れ渡り、幽王の後となったというのは時間的に無理がある。楊暁捷は「この明らかに前後矛盾した記述は盛衰記のこの記事の内部の分裂を典型的に示し、少なくとも、盛衰記のこの説話が当然一つの資料にだけ依つたものではないということを示す傍証となる」と指摘する(四〇頁)。

一方、牧野和夫は、『止観輔行伝弘決』『弘決外典鈔』などでは、幽王が櫃を開いたのを幽王末年としながら(「至于幽王末年発之」)、褒姒を見付けたのが幽王三年とされている(「幽王三年於後宮見而愛之」)矛盾を、「天台六祖湛然の「誤」にふれずこれを避ける中世天台の学風」とみて(三〇―三三頁)、天台系資料では、既にこのような錯誤が定着していたことを指摘する。この点、『史記』他では、後宮

の童女が年頃となり、懐妊し褒姒を産んだのは宣王の時であつて、〈盛〉の先に見たような設定の不具合はない。『史記』では、この後、夫婦によって助け出された女子は、褒の国へ逃れたのだが、褒の君が周室に対して罪を犯したときに、童女の捨てた子を王に献上して贖いたいと請うた。棄てられた女子は褒から出てきたので褒姒と名づけられたとする。『史記』夫婦遂亡犇於褒。褒人有罪。請入童妾所棄女子者于王以贖罪。棄女子出于褒。是為褒姒。『弘決外典鈔』遂亡_レ奔_レ褒_レ國。褒人贖_レ罪、請_レ入_レ童女_ヲ於_レ幽王。女出_レ褒國_ニ故_ニ云_レ褒姒_ト禮_ニ云_レ、婦人_ハ稱_ス國_及姓_ヲ。其_ノ女_是龍_縻褒人_納于_レ宮_ニ、故_ニ曰_レ褒姒_ト也_レ。○幽王是_ヲ召_テ后_トス。此_忠二依_テ籠_舎ノ者_モ被_レ出_ケリ。此_后生_テヨリ笑_事ナシト_云云_レ。如_先 幽王はこの女(褒姒)をお召しになつて后とした。また宮中から追い出され獄舎に彷徨い来た女子(褒姒)を匿い助けた獄舎の男も、その忠義により助け出された。この後は生まれてこの方笑うことはないということだ。先に記してあるとおりである。「如先」を〈近〉は「さきのことく」として、次に続けるが、〈蓬・静〉が「如先」を割書とするように、前の内容に続けて読むが良い。〈早(黒)〉にはこのことに関わる書き込みはない。一方、『史記』では、次のように記す。「当_レ幽王三年、王之_レ後宮、見_レ而愛_レ之、生_レ子_ヲ伯服。竟_廢 申_后及_レ太子、以_レ褒姒_ヲ為_レ后。伯服為_レ太子。太史伯陽曰、禍_成矣、無_可奈何_レ。幽王の三年、王は後宮に行つて褒姒を見て寵愛するようになり、子の伯服を生んだ。こうして、遂に申后と太子の宜曰とを廢して、褒姒を正后とし、伯服を太子にした。太史の伯陽は言った。「周室の禍ができあがつてしまつた。もうどうすることもできない」と。そしてその後に、『平家物語』

では前に記す「烽火の沙汰」に該当する記事が続く。○山桑ノ弓、ナマエノ矢ウリケル者ト云ハ、他国ノ王幽王ヲ亡サン為ニ、陀天ノ法ヲ祭り付テ是ヲ売セリ。陀天ハ狐也。以下の記述は『史記』『止観輔行伝弘決』等にはない、〈盛〉独自の記事。山桑の弓と生柄の矢を売っていた者と言うのは、他国の王が幽王を滅ぼそうとして、陀天の法を行ってこれを売らせた、陀天は狐である、の意。「祭り付テ」の用例、謡曲『鶏竜田』『そも公の放鳥とは。何といひたる事やらん』シテ詞『いつぞや内裏にて四鶏の祭とて。さばへなす神を祭りつけ。都の四方の関々に。鳥獸を放されし。其うち一つの鳥なれば。公鳥とは申すなり』（『番外謡曲』七一九頁）。「陀天ノ法」については、本全釈の注解（三一—七頁）参照。陀天は、吒只尼天の略。本話を、陀天の法や狐に關連づけて記すのは、先に「烽火」の語末に、「彼后幽王亡給テ後、尾三ツアル狐ト成テ、コウく鳴シテ古キ塚ニ入ニケリ」（一—四〇七〜四〇八頁）と記すことにも關わろう。同様の文は、〈鬪・延・長・覺・中〉にもあり、『唐鏡』にも「此王ノ褒姒、国ヲ亡シ、君ヲ失ヒ奉ル、或説ニハ狐狸ノ變化トモ申セリ」（『古典文庫五七頁』）とある。前々節「彼后幽王亡給テ後、尾三ツアル狐ト成テ、コウく鳴シテ古キ塚ニ入ニケリ」項参照。また、〈盛〉には、清盛の榮華を記すにあたり、清盛が外法である陀天の法を行ったことに関わらせて記していることにも關わろう（本全釈卷一「同清水寺詣」「同人行陀天」。三一—二二〜二二頁）。○山桑、ナマエハ陀天ノ三摩耶形也ケレバ、カクハカリ事ニシタリケリト云々。山桑の弓や生柄の矢は、陀天が手に持つ三摩耶形であるので、このようにはかりごとにしたということだ。「三摩耶形」は、〈日国大〉「仏語。一切衆生を濟度するため諸

仏の発した誓願を具象化したもので、仏、菩薩、明王、諸天などが手に持っている器仗または印契をいう」の意。荼枳尼天の持ち物を弓と矢とするものは見られないが、牧野和夫は中世天台の黒谷において、吒天信仰と天台三大部（注疏記も含む）が習合されていたことを指摘し、黒谷の吒天は弁財天に通じる面をもち、『溪嵐拾葉集』にも狐と白蛇とを弁財天に結ぶ記述があることから、おそらく吒天と弁財天に通う習合の豊饒な秘説が存したものとす。とすれば、〈盛〉が「吒天」の「三摩耶形」とする「弓」「箭」が、竹生島の弁財天の左右の第一手の持ち物であることは、平安・鎌倉時代の凶像の世界では一般であったとする（三三五頁）。なお、竹生島に祀られているのは頭上に蛇体の宇賀神を戴いた宇賀弁財天であるが、山本ひろ子①は、宇賀弁財天の三摩耶形は如意宝珠であり（三三八・四〇七頁）、「宇賀神とは弁才天修儀の世界では「頓得如意宝珠王」の謂であった」（四二二頁）と、宇賀神・如意宝珠・弁財天の關係について説明する。一方で、山本ひろ子②は、ダキニ天・聖天・弁才天の三天を同一の尊格として観ずる三天合行法に着目し、この法が如意宝珠を本尊として稲荷山で修せられていたことを指摘する（三五五〜三六〇頁）。他方、如意宝珠に着目すれば、中世の真言密教との関わりも指摘できる。前節「朝家安穩ノ為ニ出現スルニモヤアルラント。巫ニ依テ死生ヲ可定歟」ト奏シケレバ、「然ベシ」トテ御占アリ」項で、如意宝珠法と一体である愛染明王の修法を指摘したが、愛染明王は通常の凶像では六臂とされ、その第二手は『別尊雜記』に「次左金剛弓、右執金剛箭」（『大正新脩大藏經凶像部』卷三三四五頁）とされるように、左手に弓、右手に矢を持つとされる。このことは平安時代から中世にかけて描かれた多

くの愛染明王像からも確認される（神奈川県立金沢文庫編『愛染明王―愛と怒りのほとけ―』。さらに左第三手には「人黄（人王・仁黄など）」を持つとの解釈がされており、この人黄とは「密教の世界で考えられていた人間の生命の根源のようなもので、吒枳尼天^{だききに}が好んで食らう人間の精气とされる」（同図録四二頁）。阿部泰郎は即位灌頂について論じる中で、東寺方に伝えられた東寺即位法をめぐる伝承に注目し、その即位法の正体はダキニ天法であり、即位法の本尊というべきものがダキニ天であったと指摘する（四八頁）。そして、如意宝珠が王権の象徴であるとしたように、この灌頂儀礼言説の体系も、如意宝珠を象徴の中核とするものであった（同四九頁）。「ダキニを祀ることにより世俗の栄華と福德を得ようとする―それが王権と顕密仏教の、儀礼を介した関係のなかに深くひそむ主題であり動機であった」（五〇頁）のであり、「舍利＝宝珠とダキニ法が深いところで水脈を同じくしていることが察せられる」（五一頁）。このように、王権の儀礼の中核において、ダキニ天と愛染明王は通じていたのであり、ここで三摩耶形も愛染明王のそれがイメージされている可能性もあろう。いずれにせよ、本説話において周王権の滅亡に如意宝珠が関わり、ダ

【引用研究文献】

- * 阿部泰郎「宝珠と王権―中世王権と密教儀礼―」（長尾雅人他編『岩波講座 東洋思想16』岩波書店一九八九・3。『中世日本の王権神話』名古屋大学出版会二〇二〇・2再録。引用は後者による）
- * 神奈川県立金沢文庫編『愛染明王―愛と怒りのほとけ―』（神奈川県立金沢文庫二〇一一・10）
- * 牧野和夫「幽王始めて是を聞く」ということ―天台三大部注釈書と『源平盛衰記』の一話をめぐる覚書^{めく}―（実践国文学三四号、一九八八・10。『日本中世の説話・書物のネットワーク』和泉書院二〇〇九・12再録。引用は後者による）
- * 柳瀬喜代志①「童謡考―搜神記「由拳陥没為湖」話をめぐって―」（『中国詩文論叢』五集、一九八六・6。『日中古典文学論考』汲古書院

キニ天法が修されたとする背景には、中世の顕密仏教によって生み出されたダキニ天のイメージが深く関わっている。○此事大二不審。周ノ代ニハ仏法未渡、真言ナシ。僻事ニヤ。可相尋也（阜（黒））「此事…可相尋也」に（ ）を付し、「割註 以下低書」とする。「此事」とは、「或説云」以下の異説全体を受けるとも、仏教がまだ伝わっていない周代に、真言系の陀天の法が修せられたという部分を受けるとも、或いは異説の内の後半部分「山桑ノ弓、ナマエノ矢ウリケル者ト云ハ…」以下を受けるものとも考えられようか。なお、周の時代には仏法は渡来していなかったし、故に真言などはない。こうして真言をあげる点については、『国文叢書源平盛衰記』が、「陀天の法は真言宗の専ら行ふ法なるを以て殊更に真言なしとは断れる也」（上一九六頁）とするのとおりである。そもそも仏法が中国に渡来したのは、『今昔物語集』巻六「震旦後漢明帝時、仏法渡語第二」に見るように、後漢の明帝の時とされ、周の代にはまだ渡来していなかった。『水鏡』「垂仁天皇」「九十三年と申ししにぞ、後漢の明帝の御夢に、黄金の人来たると御覧じて、明くる年天竺より初めて仏法唐土へ伝はりにし」（新典社校注叢書『校注水鏡』三三三頁）。

一九九九・3再録。引用は後者による。

*柳瀬喜代志②「禿童異聞考―「童謡」と平清盛像象形の関係―」（日本文学四六巻五号、一九九七・5。『日中古典文学論考』汲古書院一九九九・3再録。引用は後者による）

*山本ひろ子①「宇賀神王―その中世的様態―叡山における弁財天信仰をめぐって」（神語り研究三号、春秋社一九八九・11。『異神―中世日本の秘教的世界―』平凡社一九九八・3加筆再録。引用は後者による）

*山本ひろ子②「異類と双身―中世王権をめぐる性のメタファー―」（現代哲学の冒険）4『エロス』岩波書店一九九〇・6。『変成譜―中世神仏習合の世界』春秋社一九九三・7。引用は後者による）

*楊曉捷「源平盛衰記における中国故事説話についての研究」（国語国文五五巻一〇号、一九八六・10）
*李幼麟「幽王・褒姒伝説について」（駒澤国文二九号、一九九一・2）

¹内大臣モ此²意ヲ得給ケルニヤ、「今度事無トテ、³後日ノ催シ⁴ニ悠々ヲ⁵不レ存」トハ仰セケルニコソ。実ニ君ノ為ニハ忠勤アリ、父ノ為ニハ孝道ヲ⁷存ス。「臣⁸以不レ為レ臣不レ可有。子以⁹不レ為レ子不レ可有」ト宣ヘル文宣王ノ¹⁰言ニ¹¹不レ相違ゾアリケル。法皇聞召テ、「今ニ不レ始事ト云ナガラ、怨¹²ヲバ恩ヲ以テ被¹³報ヌ。返々モ重盛方心ノ中¹⁴コソハツカシケレ。四三¹⁵勁松彰於歳寒、¹⁶貞臣見於国危」ト云ヘリ。恥シクモ憑シクモ思食¹⁷臣也。南無¹⁸天照太神、正八幡宮、春日、日吉ノ神明、願ハ¹⁹小松内府ヨリ²⁰先立テ、²¹朕ガ命ヲ召給ヘ」トテ、龍眼ヨリ御涙ヲ流サセ給ケルゾ忝ナキ。

【校異】 1〈近〉「うちのおとゝも」、〈蓬〉「内大臣も」。 2〈近〉「こゝろを」、〈蓬〉「心を」、〈静〉「意を」。 3〈近〉「こにちの」、〈蓬〉「後日の」。 4〈蓬〉「ニ」なし。 5〈蓬〉「ゆふく」と。 6〈近〉「そんなされは」、〈蓬〉「存せされとは」、〈静〉「存せされとは」。 7〈蓬〉「存す」。 8〈近〉「もつてしんたらすは」、〈蓬〉「以不レ為レ臣」。ただし「以不レ為」の傍訓判読不可。〈静〉「以不レ為レ臣」。 9〈近〉「こたらすは」、〈蓬〉「不レ為レ子」、〈静〉「不レ為レ子」。 10〈蓬〉「文宣公の」、〈静〉「文宣公の」。 11〈近〉「ことはに」、〈蓬〉「言に」、〈静〉「言に」。 12〈近〉「あひたかはすそ」、〈蓬〉「相違せずそ」。 13〈近〉「けいせうとしのさむきにあらはれ」、〈蓬〉「勁松彰於歳寒」、〈静〉「勁松彰於歳寒」。 14〈近〉「ていしんくにのあやうきにみゆと」、〈蓬〉「貞臣見於国危」と、〈静〉「貞臣見於国危」と。 15〈蓬・静〉「臣」なし。 16〈近〉「てんせう大じん」。 17〈近〉「こまつのたいふより」、〈蓬〉「小松の内府より」、〈静〉「小松の内府より」。 18〈近〉「さきたちて」、〈蓬・静〉「先たてゝ」。 19〈近〉「ちんか」、〈蓬〉「丸か」、〈静〉「丸か」。

【注解】 ○内大臣モ此意ヲ得給ケルニヤ、「今度事無トテ、後日ノ催シ 二悠々ヲ不存」トハ仰セケルニコソ 内大臣重盛も、この事を心得な

さっていたのか、今度何事もないからといって、後日の軍勢催促に悠然とするようなことがあってはならないと仰せになったのであろう。先の「烽火」の内容を指して戒めたもの。〈盛〉は、他本では重盛の言葉によって語られる「烽火」記事を一字下げとし、その直前に重盛自身の言葉としては、「猿様ニ異国ノ幽王ニアリキ。度々ノ御召ニ事ナケレバトテ、官兵後日ノ催ニ参ラザリケレバ、ツイニ国ヲホロボシケリ。其コ、ロアルベシ」と概要を略述するにとどめるが、これを受けた二節ということになろう。この〈盛〉に比較的近似するのが、〈闘〉。「異国^{カキ}有^ニ此^{カキ}様^ニ」(一六六頁)。「今度召^{カキ}各^{カキ}己^{カキ}」(一六七頁)。「無^シ事後^ニ有^レ召^有不^レ参^シ雖^レ幾^度」(一六八頁)。「可^レ随^召返^返仰^合此^被返^矣」(一六九頁)。「異国^{カキ}に此^{カキ}様^有」(一七〇頁)。「今度各^{カキ}己^{カキ}を召^{カキ}すに、事無かりけり。後に召^{カキ}すこと有らんに参らぬことやは有る。幾度と雖も召^{カキ}しに随ふべし」と、返す返す此れを仰せ含めて返されけり。二下(一一二ウ)。「延・長・中」は次のとおり。〈延〉「内大臣実ニハサセル事モ聞出サレザリケレドモ、父ノ入道ヲ諫申サレツル詞ニ随テ、我身ニ勢ノ付歟付又歟ノ程ヲモシリ、且ハ又父ト軍ヲセムトニハ非ズ、父ノ謀叛ノ心ヲヤ思有給トノ謀ナルベシ」(卷二一五〇ウ)。「一オ。〈長〉一七九頁、〈中〉一一〇八頁。〈闘〉は傍線部を欠く。「サセル事」とは、盛国を使者として出した次の触れを指す。「重盛別テ天下ノ大事ヲ聞出シタル事アリ。我ヲ我ト思ハシ者共ハ、忿ギ物具シテ参ルベシ」(四八ウ)。「長」一七六頁)。しかし、そのような「天下ノ大事」を重盛は実際に聞き出したわけではなかったのだが、父の入道をお諫め申した言葉に従って、我身に勢がつくのかつかないのかも知り、今一つ父と軍をしようというわけではなく、父の謀叛の心を思いなだめようとされた謀なのであろうの意。〈屋・覚〉

は、〈延・長・中〉と同じ一文を記すが、その前に次の文を記す。〈覚〉「か様の事がある時わ、自今以後もこれより召さんには、かくのごとく参るべし。重盛不^レ思儀^シの事を聞出して召しつるなり。されども其事聞なをしつ。僻事^{ヒヤ}にてありけり。とうく帰れ」とて、皆帰されけり」(上一一〇二頁)。つまり、〈屋・覚〉の場合、〈屋〉「指^サタル事」(一六七頁)、「覚」「させる事」(上一一〇二頁)とは、直前の「不^レ思儀^シの事」を指すことになる。「不^レ思議^シの事」というのは、〈延〉のいう「天下ノ大事」に関わるようなことをばかした表現だろう。〈盛〉は同様の内容を「烽火」記事の前に、重盛自身の言葉として置く。「ヤヲレ家貞、貞能ヨ。マコトニハ勅定ナリトテモ、争カ父ニ向ヒ奉テ無道ノ逆罪ヲ、カスベキ。只入道殿違勅ノ振舞ヲシツメ奉リ、天下ノ煩ヲ止トノ方便ナリト云ヘドモ……」(一四〇三頁)。○実ニ君ノ為ニハ忠勤アリ、父ノ為ニハ孝道ヲ存ス。「臣以不^レ為^レ臣不可有。子以不^レ為^レ子不可有」ト宣ヘル文宣王ノ言ニ不相違ゾアリケル。次に挙げるように、〈闘・延・長・屋・覚・中〉も同様。ただし、前項のように、他本では父を牽制するために兵を集めた重盛の意図が直前に置かれ、この一節へとながらるが、〈盛〉の場合、それが「烽火」譚の前にあるため、この一文への文脈が捉えにくくなっている。また〈盛〉のこの一節は、先にあつた重盛の発言「悲哉、君ノ御為ニ奉公ノ忠ヲ致サントスレバ、迷廬八万ノ頂ヨリ猶高キ父ノ御恩忽ニ忘ナントス。痛哉、不孝ノ罪ヲ遁トスレバ、又朝恩量重ノ底極ガタシ。君ノ御為ニ既ニ不忠ノ逆臣トナリヌベシ。『雖君不^レ為^レ君不^レ可^レ臣以不^レ為^レ臣、雖父不^レ為^レ父不^レ可^レ子以不^レ為^レ子』トイヘリ」(三九三〜三九四頁)と呼応して、重盛の言動の枠組みとして機能している。〈盛〉本文を次のように分割

する。

〈盛〉①美ニ君ノ為ニハ忠勤アリ、父ノ為ニハ孝道ヲ存ス。②「臣以不為臣不可有。子以不為子不可有」③ト宣ヘル文宣王ノ言ニ不相違ゾアリケル

②は、「臣以て臣たらずば有るべからず、子以て子たらずば有るべからず」と読む。

〈闘〉君雖不君臣不可以不臣。父雖不父。子不可以。子。云重盛存知此旨。不違文宣公。言為公。有忠。為父。有孝。②「君、君たらずと雖も、臣以て臣たらざるべからず。父、父たらずと雖も、子以て子たらざるべからず」と云へり。③重盛此の旨を存知して、文宣公の言ひけるに違はず、①公の為には忠有り、父の為には孝有り。一下——二一ウ）
以下、諸本は次のように記す。

〈延・長・屋〉③内大臣ノ存知之旨、文宣公ノ宣ケルニ違ハズ。①君ノ為ニハ忠アリ、父ノ為ニハ孝アリ（〈延〉巻一一五一オ。〈長〉一——一九頁。〈屋〉一六七頁。但し、〈屋〉は、③の本文の間に①が入り込む形）

〈覺・中〉②君君たらずと云とも、臣もって臣たらずばあるべからず。父父たらずと云共、子もって子たらずば有べからず。①君のためには忠あつて、父のためには孝あり」と、③文宣王のの給ひけるにたがはず（〈覺〉上一〇二頁。〈中〉上一〇八頁）
つまり、〈盛〉の①②③に対して、〈闘〉は②③①、〈延・長・屋〉は③①、〈覺・中〉は②①③となる。②は、孔安国のものとして伝えられる（偽作と考えられている）『古文孝経』序による。また②の当該

(10)

本文は、〈長・盛〉では、重複する形になるが、父に背いて不孝の罪を背負うか、君に背いて不忠の逆臣となるかと重盛が懊悩する先の場面に、「雖君不為君不可臣以不為臣、雖父不為父不可子以不為子」（盛）一——三九四頁）として引用されている。当該部分の注解をも参照のこと。なお、遠藤光正によれば、「類書金言集の略抄本である金句集に採録の字句とは甚だ近似している」（二四四頁）として、「孝経云、君雖不為君、臣不可以不為臣、父雖不為父、子不可以不為子」（村岡典嗣蔵金句集、父子事の条、東北大学蔵金句抄、文事部の条。二九頁）を引く。また、『山岸文庫本金句集』には、「孝経云、君雖不為君、臣不可有以不為臣、父雖不為父、子不可以有以不為子」（『金句集四種集成』勉誠社一三三——二四四頁）と、傍線部「有」が補われ、〈盛・覺・中〉に一致する。このことから、〈盛〉の当該句は、『古文孝経』序に直接拠るのではなく、類書ないしは〈覺・中〉等に拠るものと考えられよう。また、〈闘〉の場合は、②の『古文孝経』序の文を受けて、「重盛此の旨を存知して、文宣公の言ひけるに違はず」と記すように、〈盛〉と同様に孔子の言説と捉え、①で重盛はその意を帯びて振る舞ったと解するのであろう。そもそも『古文孝経』の作者については、新釈の「作者」解説によれば、（一）孔子説、（二）孔子の弟子曾子説、（三）曾子門人説、（四）漢儒説があるが、（三）の説が有力視されるといふ（二——六頁）。では、〈延・長・屋〉の③に記される孔子（文宣公）の言葉とは何を指すのだろうか。〈延全注釈〉が記すように、必ずしも明確ではない（巻二——二六頁）。〈延全注釈〉には、この点に関わる研究史がまとめられてありそれを参照されたいが、結論を記せば、父（親）に孝、君に忠は『古文孝経』の基本精神であり、他にも類似の

文言は多く、「文宣公ノ宣ケル」は、『古文孝経』を意識しているものと考えられる。故に、〈延〉の①「君ノ為ニハ忠アリ、父ノ為ニハ孝アリ」はその大意を取ったものと考えて良からう。○法皇聞召テ、「今ニ不始事ト云ナガラ、怨ヲバ恩ヲ以テ被報又。返々モ重盛方心ノ中コソハツカシケレ」「怨ヲバ恩ヲ以テ報ズ」は、〈延全注釈〉（巻二―二二六頁）が指摘するように、もとは『老子』恩始第六十三「報怨以徳、凶難於其易、為大於其細」、天下難事、必作於易、天下大事、必作於細」（怨に報ゆるに徳を以てす。難を其の易きに因り、大を其の細に為む。天下の難事は、必ず易きより作り、天下の大事は、必ず細より作る。新釈漢文大系『老子 莊子』上―一〇七頁）等から発するのだから、日本では当時の諺として使われたのである（『全注釈』上―三二六頁）。諸注が指摘する『十訓抄』一―四「我、情をほどこさば、人かへりてしたがふ。『仇をば恩をもて報ずべし』といへり」（新編日本古典文学全集三〇頁）の他、北海道大学付属図書館蔵二巻本『宝物集』「たとひ人われをころさんとすとも、我はその人にうらみをなすべからず。あたをば恩をもつてほうずるといふ本文あり」（四九ウ）等が見られる。〈盛〉巻三十八「組モ切ル、モ先世ノ契。讎ヲバ恩テ報也」（五―四〇二頁）。「怨」「恩」がそれぞれ指す内容については、〈評講〉が記すように、「あた」は後白河法皇が平家を倒そうと陰謀を企てたことを指し、「恩」は重盛が父清盛を諫めて院の御所を襲うことを中止せしめたことを指す（上―三三四頁）。

【引用研究文献】

* 遠藤光正 『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠（一）（大東文化大学東洋研究七七号、一九八六・一）

○『勁松彰於歳寒、貞臣見於国危』ト云ヘリ 以下卷末まで〈盛〉の独自本文。当該句は、遠藤光正の指摘のように、『文選』潘安仁の「西征賦」が典拠（二六頁）。「勁松彰於歳寒、貞臣見於国危」（勁松は歳寒の寒きに彰れ、貞臣は国の危ふきに見る）。時候が寒くなつてはじめて強い松が残ることが分かり、国家が危うくなつてはじめて忠臣が現れるの意（全釈漢文大系『文選』（文章編）二―二七―二九頁）。「明文抄」二、帝道部下、『玉函秘抄』巻下、『管蠡抄』第九、貞臣の項にも載る。『十訓抄』六一―一七に、「勁松は年の寒きにあらはれ、忠臣は国の危きに見ゆ」と潘安仁が『西征の賦』に書ける、そのころなり」（新編日本古典文学全集三三八頁）とあり。また、『春日権現験記絵』にも、「凡そ我が朝は、神国として宗廟・社稷三千余座、各化現区々に、利益取り取りなれども、斯かる不思議ども、未だ見るも聞くも及ばず。真にこれ、勁松は霜の後に現はれ、忠臣は国の危うきに見る事なれば、時末代に属し、人詔曲なるによりて、不信の衆生の為に、掲焉の化儀を示し給ふなるべし」（続日本の絵巻一四。下―七八頁）とある。○南無天照太神、正八幡宮、春日、日吉ノ神明、願ハ小松内府ヨリ先立テ、朕ガ命ヲ召給ヘ」トテ、龍眼ヨリ御涙ヲ流サセ給ケルゾ忝ナキ 二所宗廟神である「天照大神、正八幡宮」が先ず記され、続いて春日、日吉の神明に対して、重盛より先に我が命を召したまえと後白河法皇が涙をお流しになったのは忝いことであるとす。

東方朔ガ詞ニ、「¹水至清無²魚、人至察無³友」ト云ヘリ。嘉応³ノ相撲ノ節会ニ、大将ニテ右ノ片屋ニ事⁴行シ給ケルニ、⁵見物ノ中ニ立⁶タリケル人ノ申ケルハ、「果報冥加コソ目出クテ、⁷近衛大将ニ⁶至リ給フトモ、容儀⁷心操サヘ人ニ勝⁸レ給ケル難⁹有サヨ。但此国ハ小国ナリ。⁸内大臣ハ大果報ノ人也。末代ニ相応セズシテ、トク、⁹失給フベキニヤ」ト申タリケルガ、露タガハザリケルコソ不思議ナシ。¹⁰終

【校異】 1〈近〉「水いたつてきよければうをなし」、〈蓬〉「水至清無²魚」、〈静〉「水至清無²魚」。2〈近〉「人いたつてあきらかなれは友なし」と、〈蓬〉「人至³察無³友」と、〈静〉「人至³察無³友」。3〈近〉「すまふのせちゑに」、〈蓬〉「相撲の節会に」、〈静〉「相撲節云」。4〈近〉「おこなひし給ひけるに」、〈蓬〉「行し給けるに」、〈静〉「行し給けるに」。5〈蓬〉「見物の」。6〈近〉「いたり給ふらめ」。7〈近〉「心はせさへ」、〈蓬・静〉「心操さへ」。8〈近〉「うちのおとゝは」、〈蓬〉「内大臣は」、〈静〉「内大臣は」。9〈蓬〉「うせ給へし」とし、以下「終」まで本文なし。10〈近・静〉「終」なし。

【注解】 ○東方朔ガ詞ニ、「水至清無魚、人至察無友」ト云ヘリ 当該句は、遠藤光正の指摘のように、『漢書』卷六十五の東方朔伝が典拠

（二六頁）。「水至清則無魚、人至察則無徒」。水の、いたつて清むときは魚なく、人の、いたつて察らかなときは徒がない意（ちくま学芸文庫『漢書』6—130頁）。なお、〈鬪・屋〉は前節の院の感慨に続けて「国¹有²諫臣³」則其国必安家⁴有⁵諫子⁶」則其家必直云斯言実哉（〈鬪

国に諫臣有らば、則ち其の国必ず安く、家に諫子有らば、則ち其の家必ず直しと云ふ斯言、実なるかな。一下—二—ウ—二—オ」と記し、

重盛の諫臣・諫子としての立ち位置を明示する。これは重盛亡き後に国・家が傾くことへの布石ともなる一節か。また〈覚・中〉は、『果報こそめでたうて、大臣の大将にいたらめ、容儀体はい人に勝れ、才智・才学さへ世に超えたるべしやは』とぞ、時の人々感じあはれける。『国に諫る臣あれば、其国必やすく、家に諫る子あれば、其家必たゞし』と言へり。上古にも末代にもありがたかりし大臣也（〈覚 上一〇三頁〉）と続け、重盛の勝れた資質を強調する。〈盛〉の一節は、〈覚 中〉の「上古にも末代にもありがたかりし大臣也」を受け、逆に末代

なればこそ、重盛のような生き方が受け入れられたい事を強調する意図によるか。 ○嘉応ノ相撲ノ節会ニ、大将ニテ右ノ片屋ニ事行シ給ケルニ…… 前文を受けて、末代に比類無い重盛の素晴らしさを示す例として、相撲節会の記事が引かれたか。ただし、「水至清無魚、人至察無友」の例話としては、やや外れた感がある。なお類似記事は、次の〈四・鬪・延・長〉に見られる。なお、〈盛〉については、関連記事の〈盛①〉〈盛②〉をも引く。当該本文と共通する部分には傍線を付した。

〈盛①〉七月（嘉応三年＝承安元年）ニハ相撲ノ節ナンド聞エキ。小松大将折節花ヤカニ、最目度ゾ御座ケル。可然宿報ニテ官位コソ思サマ也トモ、ミメ貌ハ心ニ叶ベキニハアラネ共、何事モ鬪タル事ナシ。争角ハ御座ヤラント、人々ホメ被申ケリ。子息ノ少将ヨリ始テ、弟ノ公達ニ至ルマデ、形人ニ勝給ヘリ。大将情深人ニテ、詩歌、管絃、神楽ノ歌、笛ナンドヲモ勸メ教給タリケレバ、公達マデモ難有様シニ申合リ（卷三。1—144頁）

〈盛②〉同（承安四年七月）廿七日ニ、大内ニテ相撲ノ召合アリ（卷三。

1—192頁

〔四〕凡此の大臣嘉応相撲節に、大将にて御、右の楽屋に被^カ行^カ事之時人々の申^{トカヤ}果報^{コソ} 咄^ク 至^{ラセ} 近衛の大将容儀^{コソ} 可^{シヤ} 勝^ル 人に讃^メ 申^{トカヤ} 不相^マ 応^セ 末代^ノ 二人^ノ 疾^ク 失^ル 玉^ニ (凡そ此の大臣は、嘉応の相撲の節に、大将にて御せしが、右の楽屋に事を行はれし時、人々の申しけるは、「果報こそ咄くて、近衛大将に至らせたまはめ。容儀さへ人に勝るべしや」と、讃め申しけるとかや。末代に相応せぬ人にて、疾く失せたまへるにこそ。卷三一—一五左)

〔闘〕同四月有改元(〇)号承安元年、同七月可有相撲節之由聞小松内府^ハ 声^ニ 花^ニ 被^テ 着^{タル} 屋形^ニ 之^ノ 有^様 払^テ 迎^ラ 見^ヘ 宿報有限(〇)者官位雖思様兒^ノ 形^ハ 不可^ト 叶^ニ 平家ノ人々^ハ 何^レ 勝^リ 容顔^ニ 中^モ 此^ノ 重盛^ノ 卿^ノ 殊^ニ 兒事柄優^ニ 御^目 出^ス 申^{ケル} (同じき四月、改元有り、承安元年と号す。同じき七月、相撲の節有るべき由聞こえけり。小松内府は声花にて屋形に着かれたる有様、迎りを払つてぞ見えし。「宿報限り有れば、官位は思ふ様なりと雖も、兒形は心に叶ふべからねども、平家の人々は何れも容顔勝れたり。中にも、此の重盛の卿の、殊に兒事柄優に御す目出たさよ」とぞ申しける。一上—二八オ)

〔延〕七月ニハ相模^ノ 節^{アリ}。重盛右ニ連^ヲ ハシケレバ、「近衛大将ニ至ラムカラニ、容儀身体サへ人ニ勝給へルハ」ト申アヒケルトカヤ。加様ニ讚奉^テ、セメテノ事ニヤ、「末代ニ相応セデ、御命ヤ短ク御坐セムズラム」ト申アヒケルコソイマハシケレ。(卷一—一八三オ)

〔長〕七月には相撲の節あり。しげもり宿運おはしければ、右のあく屋にて事を行給ふを、人見て申けるは、「くはほうこそ目出たくて、近衛大将にいたらんからに、ようぎしんたいさへ人にすぐれ給べ

しやは」と申あひけるとかや。「か様美たてまつりて、せめての事には、末代に相応せで、御命やみじかくおはせんずらん」と申けるこそ、今はしけれ(1—164頁)

〔盛〕には、三箇所(盛①)〔盛②〕と当該記事〔盛③〕に相撲の節会記事がある。〔盛①〕〔盛③〕の相撲の節会記事は、嘉応三年(承安元年)(七月)のこととして記し、〔盛②〕は承安四年七月二十七日のこととして記す。この相撲の節会記事については、本全釈の注解「同廿七日ニ、大内ニテ相撲ノ召合アリ……」(10—100—101頁)に記すように、承安四年七月二十七日のこととするのが正しい。しかし、諸本は次のように記す。

A 嘉応三年(七月)……〔四・闘・延・盛①③〕

B 承安四年七月二十七日……〔盛②〕

C 嘉応元年七月……〔長〕

〔長〕の嘉応元年は、恐らくは嘉応三年の誤写ないしは誤読と考えられよう。このことから明らかなように、〔四・闘・盛①③〕が、あえて虚構の年次の「嘉応相撲」とするのは、本全釈の注解「七月ニハ相撲ノ節ナンド聞エキ」(九—四頁)に記すように、「嘉応三(承安元年)のこととする〔延・長〕のような記事を受けるからであろう(今井正之助・三三頁)。なお、重盛が右大将に就任したのは承安四年七月七日のこと。嘉応三年のこととするならば、重盛は権大納言であり、大将ではない。「右ノ片屋」に相当する語、〔四〕「右の楽屋」、〔長〕「右のあく屋」。「方屋」は、「古く、相撲や競馬などで、左右または東西に分けられた力士や乗手が集まっている控え所」(「日国大」)の意。「楽屋」は、「雅楽で、楽人の演奏する場所、および舞人の装束着用の場所、

また、それらの人が休息に用いる場所をいう、「幄屋」は、「朝廷の儀式などのおりに、参列の人を入れるため、臨時に庭に設ける仮屋。あげばり」（日国大）の意。相撲の節における右大将の役割としては、相撲使の派遣を差配したり、内取（稽古のこと）の様子を確認し、召合に候じたり、場合によっては審判を行い、全日程の最後には相撲節に關係した人々を饗したりした。なお、『玉葉』承安四年（一一七四）七月二十六日、二十七日条によると、右大将重盛は相撲内取に候じていて、召合は諸卿の座に座っている。なおこの時の出居（審判のこと）は左中将雅長が行っている。○果報冥加コソ目出クテ、近衛大将ニ至リ給フトモ、容儀心操サへ人ニ勝レ給ケル難有サヨ 前項の（盛①）の傍線部に見るように、表現は微妙に異なるが、言おうとすることはほぼ同じと言えよう。「可然宿報ニテ官位コソ思サマ也トモ、ミメ貌ハ心ニ叶ベキニハアラネ共、何事モ闕タル事ナシ。争角ハ御座ヤラント、人々ホメ被申ケリ」（卷三。一―一四四頁）。果報や御利益がすばらしくて、近衛大将におなりになったとしても、姿や心ばえまでが人に勝れていらっしゃるのはめったにないことよ。「心操」は、「心がけ。心ばえ」（日国大）の意。〈屋・覚・中〉は、相撲節とは關係なく、ここで人々の評価として同様の文言を引く。〈寛〉『果報こそめでたうて、大臣の大将にいたらめ、容儀体はい人に勝れ、才智・才学さへ世に超えたるべしやは』とぞ、時の人々感じあはれける」（上一〇三頁）。○但此国ハ小国ナリ。内大臣ハ大果報ノ人也 重盛が大果報の人であることについては、先に「果報冥加コソ目出クテ」とあることに対応する。当該部の近似本文が〈南〉に見られる。〈南〉「平家スデニ運命末ニ成テ、跡ヲモ継ベキ小松殿ハ、国ハ小国也此人ハ大

人也シカバ、国ニ相心セヌ人ニテ世ヲハヤクシ給ヌ」（卷六。上一二四―二二五頁）。文覚が頼朝に会って、故に「小松殿ニ継テハ御辺ゾ大果報ノ人ト見奉ル」（二二五頁）と言ったとする言葉である。恐らくは〈南〉には、〈盛〉の本文の影響が考えられようか。なお、〈延〉にも、文覚と頼朝との対面場面で、「大政入道嫡子小松内大臣コソ、謀モ賢ク心モ強ニテ、父ノ跡ヲモ可継人ニテオワセシガ、小国ニ相心セヌ人ニテ、父ニ先立テ被失ヌ」（卷五―三九オ）と、小国に不似合い故に早逝したとする。〈盛〉には、次のような用例も見られる。〈盛〉「我国ノ有様ヲ見ニ、神明ノ御助ナクバ、争人民ヲ安シ国土モ穩カラシ小国辺士ノ境ナレバ国ノ力モ弱ク、末世濁悪ノ此比ナレバ人ノ心モ愚也。隠テハ天魔ノ為ニナヤマサレ、顕テハ大国ノ王ニアナヅラル、縦仏法渡給トモ、魔障強バ濁世ノ今ヒロマリ難シ」（卷九。二―四二―四三頁）。粟散辺士觀に基づく物言いで、さらに末代故に重盛はこの世に相応することなく早逝したとするのであろう。ただ、重盛が「小国に見合わぬ大果報の人」というような例は未見。○末代ニ相心セズシテ、トク失給フベキニヤ」ト申タリケルガ、露タガハザリケルコソ不思議ナレ 前々々項に引く〈闘〉と〈盛①〉に見るように、〈闘・盛〉は共に、既出の相撲の節会の記事において、重盛が末代に相心せず、早死にするのではと噂されたが、それは本当のことになったとする記事を欠く。そして、〈盛〉は、その記事を、当該記事に移したと考えられよう。その理由として、本全釈の当該部（争角ハ御坐ヤラント、人々ホメ被申ケリ）の注解では、〈盛〉が、重盛が短命であった徴証であったとする評をここに欠くのは、平家の栄華を記す記事としてふさわしくないと判断したためであろうか（九―一五頁）と考えた。

なお、〈闘・盛〉のそうした本文が、前々々項に引く〈延・長〉的な本文から改編されたものであることについては、本全釈の同じ注解に触れた(九―五頁)。また、井上翠は、「ここで重盛の早世が示されることは、此度は重盛によって後白河院の幽閉が止められたが、重盛亡き後は後白河院の幽閉が止められないこと、すなわち重盛亡き後、治承三年政変において、後白河院の幽閉が行なわれることを示唆すると

【引用研究文献】

* 井上翠 『源平盛衰記』の西光の機能」(古典遺産七〇号、二〇二一・六)

* 今井正之助 「嘉応相撲節・待宵小侍徒―延慶本平家物語の古態性の検証・続―」(長崎大学教育学部人文科学研究報告三〇号、一九八一・三)

* 遠藤光正 『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠(一)』(大東文化大学東洋研究七七号、一九八六・一)

本稿の分担は次のとおりである。

村井が本文・校異の礎稿を作成、早川・志立・橋本・森田が注解の礎稿を作成した上で、特に国語学的事項については村井が、歴史学的事項については曾我・山岡が、中国文学的事項については近藤が中心となって、共著者八名で相互に検討を加えた。

本研究はJSPS 科研費基盤研究(〇) JP22K00311 『源平盛衰記』の注釈学的新研究」(研究代表者・志立正知(秋田大学)、研究分担者・曾我良成、橋本正俊、村井宏栄、森田貴之)の成果の一部である。

言えよう、〈盛〉においては、「基房が殿下乗台に言及し、重盛亡きいま清盛がその遺恨を晴らそうとしている」と語ることとあわせて、これまでの出来事が結びつく形で治承三年政変が描かれている」(五六頁)とする。○終 校異10参照。〈蓬〉も同様に記す。底本では、巻尾に「終」と記すのは、他に巻十五のみ。〈蓬〉は欠く。